

# 豊田市水防計画

[令和6年度改訂版]

豊 田 市

# 目 次

第1章 総 則	
第1節 計画の目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 安全確保	5
第2章 水防組織	
第1節 水防組織と機構	6
第3章 水防施設等	
第1節 水防倉庫及び水防資器材	7
第2節 水防詰所	7
第3節 通信連絡及び非常輸送	7
第4章 水防非常配備体制	
第1節 水防本部員の非常配備	10
第2節 消防団の非常配備	11
第5章 重要水防箇所等	
第1節 重要水防箇所	13
第2節 重要な水閘門等	25
第6章 水防に関する予報・警報	
第1節 水防に関する予報・警報の種類と発表基準	30
第2節 水防に関する予報・警報の伝達	37
第7章 水防警報	
第1節 意義	38
第2節 水防警報の発令される河川	38
第3節 水防警報発令基準等	38
第4節 水防警報の段階と内容	39
第5節 水防警報の伝達系統	39
第8章 洪水予報	
第1節 意義	40
第2節 洪水予報の発令される河川及び実施区域	40
第3節 洪水予報に関する基準地点	40
第4節 洪水予報の種類等と発表基準	41
第5節 洪水予報伝達系統	43
第9章 水位情報の周知	
第1節 意義	45
第2節 水位情報の周知される河川及びその区間	45
第3節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位	45
第4節 水位情報伝達系統	47

第10章	水防活動	
第1節	気象の観測	48
第2節	消防団の出動	50
第3節	監視及び警戒とその措置	51
第4節	水門・排水ポンプ場・ため池等の操作	52
第5節	避難	52
第6節	水防信号と水防標識	53
第7節	決壊等の通報並びに決壊後の処置	54
第8節	水防解除	58
第9節	費用負担と公用負担	58
第10節	水防報告と水防記録	60
第11章	他の機関等の協力応援	
第1節	洪水予報連絡会	63
第2節	水防災協議会	63
第3節	応援	63
第12章	水防訓練	
第1節	水防訓練	67

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、管内各河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項を定め、地域防災計画と相まって水防活動の万全を期することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

### 1 豊田市防災会議

市域に係る防災に関し総合的かつ計画的な運営を図るため、災対法第16条の規定に基づいて設置され、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る機関をいう。

### 2 豊田市災害対策本部（以下「災対本部」という。）

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災対法第23条の規定に基づいて設置する機関をいう。

### 3 豊田市水防本部（以下「水防本部」という。）

管内における水防を統括するために設置され、水防に係りの深い部課で編成する機関をいう。

### 4 豊田市水防本部長（以下「水防本部長」という。）

豊田市長をいう。

### 5 水防管理団体（法第2条第2項）

豊田市をいう。

### 6 水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体の長である豊田市長をいう。

### 7 消防機関の長（法第2条第5項）

消防長をいう。

### 8 量水標等及び量水標管理者（法第2条第7項、法第12条）

量水標等とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいい、量水標管理者とは、それらの施設の管理者をいう。

## 9 水防警報（法第2条8項、法第16条）

国土交通大臣又は知事が指定した水防警報河川等について、国土交通省又は県の機関が洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

### ※水防警報河川

国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経財上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。

（本市では、国土交通大臣が指定した河川は矢作川、知事が指定した河川は逢妻川が該当する。）

## 10 洪水予報（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項）

洪水予報指定河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を一般に周知せしめるため警告して行う発表をいう。

### ※洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経財上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

（本市では、国土交通大臣が指定した河川は矢作川、知事が指定した河川は逢妻川が該当する。）

## 11 水位情報の通知及び周知（法第13条、法第13条の2、法第13条の3）

国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位の通知及び周知を行う。

知事又は市は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

### ※水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な被害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいい、本市域内では籠川、逢妻女川が該当する。

### ※洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

### ※水位周知下水道（法第13条の2）

知事又は市が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。

### **洪水浸水想定区域（法第14条第1項・第2項）**

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川その他の河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域。

### **雨水出水浸水想定区域（法第14条の2第1項・第2項）**

知事又は市町村長が、水位周知下水道その他の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域。

### **浸水想定区域（法第15条第1項）**

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。

## **第3節 水防の責任等**

### **1 水防管理団体（水防管理者）の水防法上の一次的責任又は権限**

水防管理団体である本市は次の事項により管轄区域内の水防を十分に果たす責任を有する。（法第3条）

- (1) 水防体制の確立
- (2) 消防団の整備
- (3) 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄
- (4) 通信連絡系統の確立（法第27条、法第2条第6項）
- (5) 随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めること
- (6) 水位状況の関係者への通報
- (7) 洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）で輪中堤防等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定すること（法第15条の6）
- (8) 消防団の出動又は出動の準備をさせること
- (9) 警戒区域の設定、立入の制限・禁止、退去命令
- (10) 警察官の出動要請
- (11) 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担
- (12) 水防管理団体の区域内に移住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること
- (13) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報する
- (14) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること
- (15) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること
- (16) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限の行使すること
- (17) 危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きの

指示すること及びその場合当該区域を管轄する警察署長に通知すること（法第33条第1項・第3項、法第49条第1項）

- (18) 水防に要する費用を負担すること
- (19) 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償をすること
- (20) 平常時における区域内の河川、遊水地等の巡視及び異常箇所の通報

## 2 指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体である本市は、1に加え次の事項の責任を有する。

- (1) 水防計画の策定又は変更、要旨の公表
- (2) 水防計画の知事への届出
- (3) 毎年の水防訓練

## 3 豊田市防災会議の責任

- (1) 豊田市地域防災計画に、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めること。（法第15条第1項）
  - ア 洪水予報等の伝達方法
  - イ 避難場所及び避難経路に関する事項
  - ウ 災害対策基本法に基づく洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項
  - エ 浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地
    - (ア) 利用者の洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等
    - (イ) 利用者の洪水時等の避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設
    - (ウ) 洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる大規模工場等
  - オ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

## 4 市長の責務

- (1) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすることができる（法第15条の2第6項、第7項、法第15条の3第3項）
- (2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知すること（法第15条の11）

## 5 豊田市地域防災計画に定められた浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任

- (1) 地下街等の利用者の洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。（法第15条の2）
- (2) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第15条の3）

## 6 量水標管理者の責任

- (1) 洪水のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が知事の定める水防団待機水位（通報水位）※を超えるときに、その水位の状況を関係者に通報すること。（法第12条第1項）

※水防団待機水位（通報水位）

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。

- (2) 量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとき、その水位の状況を公表すること。

※氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位であり、水防管理者が水防団及び消防機関に出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位をいう。

## 7 その他水防上重要な施設における管理責任

水門、堰、えん堤、ため池、排水ポンプ場等その操作及び維持管理が水防上重要な施設を日常管理点検するとともに、水害が予想されるときは、応急措置を講じ、また必要に応じて水防管理者の指示に従うこと。

## 第4節 安全確保

### 安全配慮

消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団自身の安全は確保しなければならない。

## 第2章 水防組織

### 第1節 水防組織と機構

#### 1 水防本部の組織及び所掌事務

水防本部の組織及び事務分掌については、「豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画）」第3編第1章活動態勢（組織の動員配備）に定める豊田市災害対策本部の組織及び事務分掌を準用し、水防活動に特に関係の深い部班で編成し、水防業務の統括にあたる。

なお、「水防本部」は「災対本部」が設置された場合には「災対本部」に統合される。

#### 2 災対本部

洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに災対本部を設置し、統一的な災害対策活動を行うものとする。

なお、災対本部の機構、事務分掌及び編成については、「豊田市地域防災計画（附属資料編）」の定めるところによる。

（資料）

- ・ 豊田市災害対策本部条例（附属資料 P111）
- ・ 豊田市災害対策本部運営要綱（附属資料 P112）
- ・ 豊田市災害対策本部機構（附属資料 P115）
- ・ 豊田市災害対策本部機構事務分掌（附属資料 P116）

## 第3章 水防施設等

### 第1節 水防倉庫及び水防資器材

市内には水防倉庫が19箇所設置されている。水防倉庫の位置並びに水防資器材の備蓄状況は、「附属資料」に掲載のとおりである。また、矢作川洪水時の緊急活動拠点施設「矢作川豊田防災ステーション」を活用し、水防活動の支援体制の拡充を図る。

さらに、水防用土砂については、矢作川豊田防災ステーションでの備蓄土砂に加え、小中学校及び公園広場等の砂場用土砂を活用、土のうについては水防倉庫で保管し、緊急時に対処する。その他の資器材については、引き続き、県の備蓄基準を参照し、整備に努めるものとする。

#### 水防倉庫（面積33㎡あたり）備蓄基準（県基準）

資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
土のう用袋類	袋	5,000	のこぎり	丁	5
なわ・ロープ	kg	300	おの	〃	5
ビニールシート	枚	100	ペンチ	〃	8
くい木（2m・3m）	本	200	なた・かま	〃	10
鉄線	kg	100	つるはし	〃	10
ビニールパイプ	本	15	ハンマー	〃	15
鉄筋ぐい	本	150	クリッパー	〃	3
たこづち	丁	8	一輪車	台	2
掛矢	〃	16	照明灯	〃	大型3
シヨベル	〃	30	発電器	〃	1

（資料）

- ・ 矢作川豊田防災ステーション（附属資料 P1）
- ・ 水防倉庫一覧（附属資料 P2）
- ・ 水防倉庫備蓄資器材一覧（附属資料 P2）

### 第2節 水防詰所

消防団が出動した場合、通信連絡業務等の拠点とするために、あらかじめ詰所を設けるものとする。

（資料）

- ・ 消防団詰所・格納庫一覧（附属資料 P4）

### 第3節 通信連絡及び非常輸送

通信連絡の確保は水防活動の根源であって、特に大災害時に発生する電話不通に際して連絡の確実と迅速を期するため、無線施設を活用するものとする。また、非常輸送についても水防活動に支障をきたさないよう、平常より車両並びに舟艇を手

配しておくものとする。

## 1 通信連絡

### (1) 通信連絡施設

#### ア 無線通信施設

電話不通時にも防災関係機関等と迅速な通信連絡を行うことができる無線通信施設は、県防災行政無線のほか、市防災行政無線（移動系、同報系）がある。

なお、本市の無線通信施設の整備状況は、「豊田市地域防災計画（附属資料編）」に掲載のとおりである。

(資料)

- ・愛知県高度情報通信ネットワーク無線発信番号一覧（附属資料 P11）
- ・豊田市防災行政用無線設備（附属資料 P12）
- ・豊田市消防・救急無線設備（附属資料 P41）
- ・豊田市水道事業用デジタルトランシーバ設備（附属資料 P48）

#### イ 水防テレメータ施設

市内には、市が管理する雨量観測施設が矢作川水系に 16 箇所、境川水系に 3 箇所設置されている（平成 31 年 4 月 1 日現在）。このほか、国県が管理する雨量観測施設、水位・流量観測施設がある。

なお、市内の水防テレメータ施設の設置状況は、「附属資料」に掲載のとおりである。

#### ウ 矢作川洪水監視カメラ

矢作ダムから下流にかけて国が管理する洪水監視カメラが 40 箇所設置され、市内においては、矢作ダム下流から高橋近傍までの 16 箇所に設置されている。これによるテレビ映像情報は、CATVにより市民に提供するとともに、水防活動上も有効な情報として活用するものとする。

(資料)

- ・雨量観測施設（附属資料 P61）
- ・水位・流量観測施設（附属資料 P62）
- ・矢作川河川監視カメラ一覧（附属資料 P63）

### (2) 水防時における通信連絡及び警報伝達

水防時における通信連絡及び警報伝達等については、「豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画）」第 3 編第 3 章情報の収集・伝達・広報の定めるところによる。

## 2 非常輸送

水防時における輸送経路については、水防本部において管内各所からの通報に

基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め、輸送の正確を図るものとする。

なお、非常輸送車両並びに舟艇の確保については、「附属資料」に掲載のとおりである。

(資料)

- ・ 事前申請による緊急輸送車両一覧 (附属資料 P 49)
- ・ 舟艇の保有状況 (附属資料 P 60)

## 第4章 水防非常配備体制

### 第1節 水防本部員の非常配備

水防時、水防本部長の発する非常配備体制を次のように定め、水防活動、応援救護、応急対策等の一体的活動を期するものとし、常時の勤務から水防体制へ切りかえを迅速確実に行うとともに、状況に応じ必要な人員を配置、増員するものとする。

#### 1 非常配備の基準

水防本部員は表1に示す「非常配備基準」により非常配備につくものとし、非常連絡、配備内容、配備時期等は「豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画）」第3編第1章活動態勢（組織の動員配備）を準用する。

表1 非常配備基準（風水害・突発災害用）

区 分	配 備 要 件
準 備 体 制	1 大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合 2 災害対策本部事務局長が必要と認めた場合（竜巻注意情報発表、河川水位の上昇時、大雪警報発表など）
第1非常配備体制	1 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報又は大雪特別警報が発表された場合 2 次の場合で、災害対策本部長が必要と認めたとき。 （1）突発的な災害等が発生した場合 （2）小規模な災害の発生が予想される場合
第2非常配備体制	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 矢作川氾濫注意情報（洪水注意報）が発表された場合 3 次の場合で、災害対策本部長が必要と認めたとき （1）台風による暴風警報が発表され、災害の発生が予想される場合 （2）局地的に災害が発生した場合又は発生が予想される場合
第3非常配備体制	1 大雨特別警報、暴風特別警報又は暴風雪特別警報が発表された場合 2 次の場合で、災害対策本部長が必要と認めたとき （1）広域的に災害の発生が予想される場合 （2）矢作川氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合
第4非常配備体制	次の場合で、災害対策本部長が必要と認めたとき 1 広域的に災害が発生した場合 2 市域全域にわたる甚大な災害の発生が予想される場合

#### 2 留意事項

- ア 非常配備員は、全力をあげて分担事務の遂行に努めなければならない。
- イ 非常配備の要員は、常に気象状態等に注意し、直ちに非常配備に即応した配備につくことができるよう留意しなければならない。
- ウ 非常配備の要員は、非常配備体制中は、自らの配備時期を確認するとともに不急の外出は避け、待機しなければならない。

工 所属長は、所属職員の各非常配備の編成を別途計画するものとする。

## 第2節 消防団の非常配備

消防団の非常配備については、水防本部長の所轄のもと消防団長の命により、次のように体制をととのえるものとする。

なお、各消防団分団の管轄区域は別表1のとおりである。

### (1) 出動準備

水防資器材の整備、点検と団員が待機または出動する体制

### (2) 出動

消防団員が出動して水防活動を行う体制

### (3) 出動準備及び出動の各体制につく時期については、「第10章第2節消防団の出動」の基準で定める。

別表1

水防区域管轄表

水防区名	区 域	担当消防分団	対 象 河 川 警 戒 区 域
第1水防区	消防団第1方面隊 第1分団管区	第1方面隊 第1分団	籠 川 上原町→矢作川合流点 矢 作 川 落合町→砂町 逢妻女川 大清水町→横山町 枝下用水 上原町→日南町
第2水防区	消防団第1方面隊 第2分団管区	第1方面隊 第2分団	枝下用水 小坂町→新生町 矢 作 川 長興寺→秋葉町 逢妻男川 鴻ノ巣町
第3水防区	消防団第1方面隊 第3分団管区	第1方面隊 第3分団	逢妻男川 衣ヶ原→元町 逢妻女川 丸根町→田代町
第4水防区	消防団第1方面隊 第4分団管区	第1方面隊 第4分団	矢 作 川 右岸 平和町→河合町 左岸 宮前町→渡合町 枝下用水 丸山町→山之手 明治用水 水源町→河合町 巴 川 琴平町→矢作川合流点
第5水防区	消防団第2方面隊 第1分団管区	第2方面隊 第1分団	矢 作 川 川田町→千石町 市 木 川 市木町→矢作川合流点
第6水防区	消防団第2方面隊 第2分団管区	第2方面隊 第2分団	矢 作 川 扶桑町→平井町 市 木 川 岩滝町
第7水防区	消防団第2方面隊 第3分団管区	第2方面隊 第3分団	矢 作 川 森町→野見山町 大 見 川 大見町→矢作川合流点
第8水防区	消防団第2方面隊 第4分団管区	第2方面隊 第4分団	巴 川 右岸 幸海町→岩倉町 左岸 王滝町→中垣内町 郡 界 川 加茂川町→中垣内町 滝 川 大内町→九久平町 仁 王 川 王滝町
第9水防区	消防団第2方面隊 第5分団管区	第2方面隊 第5分団	巴 川 石楠町 郡 界 川 長沢町→滝脇町 滝 川 松平町→林添町

水防区名	区 域	担当消防分団	対 象 河 川 警 戒 区 域
			仁王川 坂上町→豊松町
第10水防区	消防団第3方面隊 第1分団管区	第3方面隊 第1分団	矢作川 渡刈町→幸町 明治用水 渡刈町→永覚町 家下川 大林町→永覚町
第11水防区	消防団第3方面隊 第2分団管区	第3方面隊 第2分団	矢作川 配津町→柘塚東町 明治用水 上郷町→広美町 家下川 上郷町→柘塚東町
第12水防区	消防団第3方面隊 第3分団管区	第3方面隊 第3分団	逢妻男川 土橋町→竹元町
第13水防区	消防団第3方面隊 第4分団管区	第3方面隊 第4分団	逢妻男川 高美町→花園町
第14水防区	消防団第3方面隊 第5分団管区	第3方面隊 第5分団	逢妻女川 上丘町→駒新町 逢妻男川 駒場町
第15水防区	消防団第4方面隊 第1分団管区	第4方面隊 第1分団	伊保川 八草町→伊保町 籠川 伊保町
第16水防区	消防団第4方面隊 第2分団管区	第4方面隊 第2分団	籠川 猿投町→亀首町
第17水防区	消防団第4方面隊 第3分団管区	第4方面隊 第3分団	矢作川 西広瀬町→荒井町 籠川 四郷町→矢作川合流点 御船川 御船町 枝下用水 平戸橋町→四郷町
第18水防区	消防団第4方面隊 第4分団管区	第4方面隊 第4分団	矢作川 藤沢町→勘八町 力石川 野口町→矢作川合流点
警戒区域の少ない分団においては、河川、ため池等の所定の警戒員の他は本部の指令によって各水防区の応援体制をとること。			

## 第5章 重要水防箇所等

### 第1節 重要水防箇所

市内の河川及びため池で水防上注意を要する箇所は、次に掲載のとおりである。

市は、常に当該箇所の現況把握に努めるとともに、その水防対策の確立を図るものとする。また、河川及びため池の管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めるものとする。

#### 1 認定基準

##### (1) 国管理区間

種 別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

種 別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
基盤地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出場所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	

種 別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

## (2) 県及び市町村管理区間

区分番号	種別	重 要 性			選定理由 (例示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	堤防高・河川	<p>計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあつては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。</p>	<p>計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあつては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。</p>	<p>計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。</p>	<p>・堤防高不足</p>

区分番号	種別	重 要 性			選定理由 (例示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、天端幅が狭い箇所。(堤防断面積あるいは天端幅が計画の1/2以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、天端幅が狭い箇所。(堤防断面積あるいは天端幅が計画の2/3以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防断面不足</li> <li>・堤防の上端幅(天端幅)不足</li> <li>・パラペット</li> </ul>
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤体土質軟弱</li> <li>・基礎地盤軟弱</li> <li>・法面不良</li> <li>・水衝部の新堤防</li> <li>・新堤防</li> </ul>
4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はそのおそれが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水実績。おそれ</li> </ul>
5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水衝部破堤実績</li> <li>・水衝部低水護岸破損</li> <li>・水衝部護岸老朽</li> </ul>
6	深掘れ(洗掘)	堤防と接近している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。	低水路の河岸が洗掘されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所や堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河岸深掘れ(洗掘)</li> <li>・河床深掘れ(洗掘)</li> <li>・河岸波浪</li> </ul>

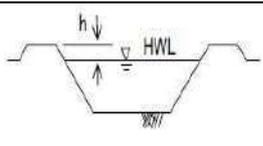
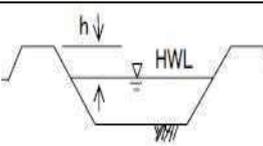
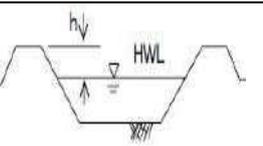
区分番号	種別	重 要 性			選定理由 (例示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
7	工事施工	国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所そのた工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所であつて堤防護岸が未施工の箇所。		・ 工事中
8	工作物	取水堤、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		・ 工作物老朽 ・ 疎通能力不足 ・ 余裕高不足 ・ 陸閘 ・ 補強措置未施工

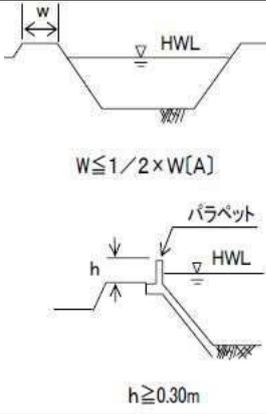
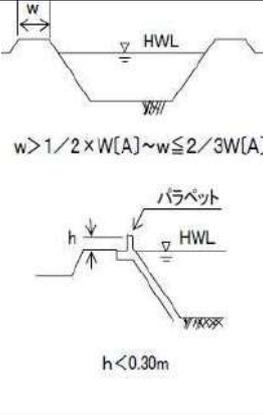
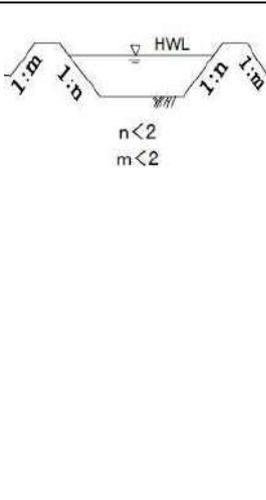
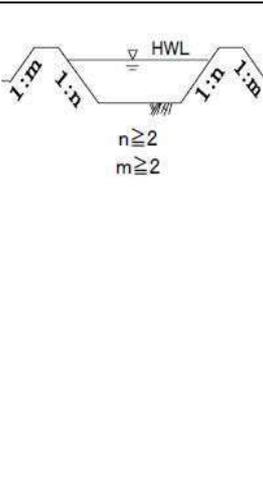
### 評価基準参考資料

#### (1) 基本事項

- ア 前記評価基準により種別、重要度及び選定理由を評価する。
- イ 各種別の考え方は上下流一連の堤防の状況を比較して判断する。(左右岸の比較も含む)
- ウ 計画高水位は、かならずしも全体計画の値ではなく上記により判断する。
- エ 評価基準日は毎年3月31日現在とし、現在工事中でも工事完了が確実な箇所は対応する。

#### (2) 参考図

重要度 種別	A	B	C	備考
堤防高	 $h \geq H \times 1/5$	 $h < H \times (1/5 \sim 1/2)$	 $h \geq H \times 1/2 \sim h < H$	H: 余裕高[計画] H: 余裕高[現況] HWL: 計画高水位

堤防断面	 <p><math>W \leq 1/2 \times W[A]</math></p> <p>h ≥ 0.30m</p>	 <p><math>w &gt; 1/2 \times W[A] \sim w \leq 2/3 W[A]</math></p> <p>h &lt; 0.30m</p>	<p>W:堤防の上端 (天端)幅 A:堤防断面積 w:堤防の上端 (天端)幅[現況]</p> <p>h:パラペット高</p>
堤体強度	 <p>n &lt; 2 m &lt; 2</p>	 <p>n ≥ 2 m ≥ 2</p>	<p>堤防斜面(法面) 不良A:一連勾配に くらべ、いちじる しく急勾配の箇 所。ただし、勾配 は1:2未満とする。 堤防斜面(法面) 不良B:勾配が1:2以 上であるが、堤防 斜面(法)崩壊、 すべりが発生す ると思われる箇所。</p>

### (3) 認定基準の説明

区分 番号	種別	重要度	選定理由	注意事項
2	堤防断面	B	堤防の上端幅 (天端幅)不足	「堤防断面積」とあるが堤防の上端(天端)幅で読む。
3	堤防強度	A・B	堤体土質軟弱 堤防斜面(法面) 不良 新堤	堤体と基礎地盤の軟弱とする。 堤防斜面(法)崩壊、すべり、急激な沈下とする。 新堤と堤体盛土(既設堤防の上端(天端)幅の土)とする。
6	深掘れ (洗掘)	A・B	深掘れ(洗掘) 河床低下	根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。 河床が全体に低下したことにより根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。
8	工作物	A	工作物老朽 疎通能力不足 余裕高不足	工作物老朽、不等沈下、工作物の漏水等含む。 堤防横断工作物の疎通能力の不足とする。 橋梁等により余裕高に不足を生じている場合とする。

## 2 河川

### (1) 国土交通省管理区間

(令和6年4月1日現在)

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	重要度	摘要(水防工法)
1	矢作川	越水	左	33.8K~ 34.6K	豊田市渡合町~ 豊田市室町	800	A	暫定堤防(積土のう工)
2	矢作川	越水	左	34.8K-100m~ 34.8k+100m	豊田市室町	200	A	河積不足(積土のう工)
3	矢作川	越水	左	35.2K-100m~ 36.8K+100m	豊田市室町~ 豊田市宮前町	1,800	A	暫定堤防(積土のう工)
4	矢作川	越水	左	37.2K~ 37.6K	豊田市野見山町~ 豊田市野見町	440	A	河積不足(積土のう工)
5	矢作川	越水	左	37.8K~ 39.2K+100m	豊田市野見町~ 豊田市森町	1,450	A	河積不足(積土のう工)
6	矢作川	越水	左	39.6K-100m~ 39.6K+100m	豊田市千石町	200	A	河積不足(積土のう工)
7	矢作川	越水	左	40.0K~ 41.0K+100m	豊田市千石町~ 豊田市川田町	1,090	A	河積不足(積土のう工)
8	矢作川	越水	右	34.4K-100m~ 34.4K+100m	豊田市今町	200	A	暫定堤防(積土のう工)
9	矢作川	越水	右	34.8K~ 36.8K+100m	豊田市水源町~ 豊田市平和町	1,960	A	河積不足(積土のう工)
10	矢作川	越水	右	37.6K~ 39.4K	豊田市竜宮町~ 豊田市白浜町	1,930	A	河積不足(積土のう工)
11	矢作川	基礎地盤漏水	右	39.4K-100m~ 39.4K+100m	豊田市白浜町	200	A	H12被災履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性
12	矢作川	越水	右	39.6K~ 39.8K	豊田市白浜町	200	A	河積不足(積土のう工)
13	矢作川	越水	右	40.0K~ 40.4K	豊田市中島町~ 豊田市中島町	450	A	暫定堤防(積土のう工)
14	矢作川	越水	右	40.6K~ 41.4K	豊田市中島町~ 豊田市落合町	640	A	暫定堤防(積土のう工)
15	矢作川	越水	右	41.6K~ 41.8k+100m	豊田市落合町	180	A	河積不足(積土のう工)
16	矢作川	越水	左	33.6K~ 33.8K	豊田市度合町	210	B	暫定堤防(積土のう工)
17	矢作川	越水	左	35.0K-100m~ 35.0K+100m	豊田市室町	200	B	河積不足(積土のう工)
18	矢作川	越水	左	37.0K-100m~ 37.0K+100m	豊田市宮前町	200	B	河積不足(積土のう工)
19	矢作川	基礎地盤漏水	左	37.4K~ 37.6K	豊田市野見町	190	B	パイピング破壊に対する安全性
20	矢作川	堤体漏水	左	38.4K~ 38.8K	豊田市野見町~ 豊田市御立町	410	B	H12被災履歴有の暫定施工

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	重要度	摘要(水防工法)
21	矢作川	基礎地盤漏水	左	38.4K~ 39.0K	豊田市野見町~ 豊田市御立町	590	B	パイピング破壊に対する安全性
22	矢作川	越水	左	39.4K-100m~ 39.4K+100m	豊田市森町	200	B	河積不足(積土のう工)
23	矢作川	越水	左	39.8K-100m~ 39.8k+100m	豊田市千石町	200	B	河積不足(積土のう工)
24	矢作川	堤体漏水	左	40.0K-100m~ 40.2K+100m	豊田市千石町	440	B	堤防脆弱性
25	矢作川	基礎地盤漏水	左	40.0K-100m~ 40.2K+100m	豊田市千石町	440	B	パイピング破壊に対する安全性
26	矢作川	基礎地盤漏水	左	40.8K-100m~ 41.0K+100m	豊田市寺部町~ 豊田市川田町	340	B	パイピング破壊に対する安全性
27	矢作川	越水	左	41.2K-100m~ 41.6K+100m	豊田市川田町	540	B	河積不足(積土のう工)
28	矢作川	越水	右	27.8K~ 28.4K	豊田市畝部東町	550	B	暫定堤防(積土のう工)
29	矢作川	堤体漏水	右	27.2K~ 31.8K	豊田市畝部東町~ 渡刈町	4,520	B	堤体脆弱性、すべり破壊に対する安全性(築き直し工)
30	矢作川	越水	右	28.6K~ 29.4k	豊田市畝部東町	630	B	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
31	矢作川	基礎地盤漏水	右	28.8k-100m 28.8K+100m	豊田市畝部東町	200	B	S34被災履歴有の暫定施工
32	矢作川	越水	右	30.2K~ 30.8k	豊田市畝部東町~ 配津町	590	B	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
33	矢作川	水衛洗堀	右	30.4K+130m~ 30.6k+50m	豊田市畝部東町	110	B	洗堀の未施工(捨て石工)
34	矢作川	基礎地盤漏水	右	30.6K-100m~ 30.6k+100m	豊田市畝部東町	200	B	S34被災履歴有の暫定施工
35	矢作川	基礎地盤漏水	右	30.8K+180m~ 31.0k+20m	豊田市配津町	40	B	S34被災履歴有の暫定施工(月の輸工)
36	矢作川	越水	右	31.2K~ 32.6k	豊田市幸町~ 豊田市渡刈町	1,570	B	暫定堤防(築き直し工)
37	矢作川	基礎地盤漏水	右	31.2k+100m~ 31.4k-110m	豊田市幸町	30	B	S34被災履歴有の暫定施工(月の輸工)
38	矢作川	基礎地盤漏水	右	31.4K10m~ 31.4k+60m	豊田市幸町	50	B	旧川・破堤跡履歴有の暫定施工(月の輸工)
39	矢作川	堤体漏水	右	32.2K-100m~ 32.2k+100m	豊田市渡刈町	200	B	堤防脆弱性(築き直し工)
40	矢作川	越水	右	33.2K-100m~ 33.2k+100m	豊田市渡刈町	200	B	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
41	矢作川	堤体漏水	右	33.6K-100m~ 33.6k+100m	豊田市河合町	200	B	堤防脆弱性(築き直し工)
42	矢作川	堤体漏水	右	34.0K-100m~ 34.0k+100m	豊田市今町	200	B	堤防脆弱性(築き直し工)

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	重要度	摘要(水防工法)
43	矢作川	越水	右	33.8k~34.2k	豊田市今町	410	B	暫定堤防(積土のう工)
44	矢作川	越水	右	34.6K-100m~34.6k+100m	豊田市水源町	200	B	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
45	矢作川	基礎地盤漏水	右	38.0k+50m~38.8k+100m	豊田市竜宮町~豊田市長興寺町	860	B	S34被災履歴有の暫定施工
46	矢作川	堤体漏水	右	38.6K~41.4k	豊田市長興寺町~豊田市落合町	3,040	B	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
47	矢作川	越水	右	39.4K~39.4k	豊田市白浜町	220	B	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
48	矢作川	基礎地盤漏水	右	39.6K~41.4k	豊田市白浜町~豊田市落合町	1,720	B	パイピング破壊に対する安全性
49	矢作川	越水	右	39.8k~40.0k	豊田市白浜町~豊田市中島町	200	B	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
50	矢作川	越水	右	40.4K~40.6k	豊田市中島町	200	B	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
51	矢作川	越水	右	41.4k~41.6k	豊田市落合町	220	B	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
52	矢作川	工作物	左	35.2K+146m	豊田市室町	1箇所	A	河道の流下能力不足(山室橋)
53	矢作川	工作物	左右	37.2K+72m	豊田市野見山町	1箇所	A	河道の流下能力不足(鵜の首橋)
54	矢作川	工作物	左右	37.4K+191m	豊田市野見町	1箇所	A	河道の流下能力不足(竜宮橋)
55	矢作川	工作物	右	38.4K+60m	豊田市長興寺町	1箇所	A	浸透略長B(中部ポンプ場吐出ひ管)
56	矢作川	工作物	左右	39.4K+15m	豊田市森町	1箇所	A	河道の流下能力不足(久澄橋)
57	矢作川	工作物	左右	39.8K+15m	豊田市千石町	1箇所	A	河道の流下能力不足(豊田大橋)
58	矢作川	工作物	左右	40.4K+63m	豊田市千石町	1箇所	A	桁下不足架け替え予定(高橋)(1期線竣工2期線未舗装)
59	矢作川	工作物	左右	31.6K+70m	豊田市幸町	1箇所	B	河道の流下能力不足(葵大橋)
60	矢作川	工作物	左右	34.6K+30m	豊田市室町	1箇所	B	河道の流下能力不足(水源橋)
61	矢作川	工作物	左右	38.2K+20m	豊田市野見町	10	要	堤防開口部

(注) 摘要の水防工法は、重要理由から有効と思われる工法を参考として示したものである。

(国土交通省豊橋河川事務所)

## (2) 愛知県管理区間

(令和6年4月1日現在)

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
1	矢作川	矢作川	41.7K~44.4K	左	豊田市川田町~扶桑町	2,700	A	堤防高不足
2	矢作川	矢作川	41.7K~44.4K	右	豊田市荒井町~平戸橋町	2,700	A	堤防高不足
3	矢作川	矢作川	70.6K+100m~ 71.2K+100m	右	豊田市下切町 (日の出橋上流60mから上流へ)	600	C	堤防高不足
4	矢作川	籠川	0.0K~ 0.5K	右	豊田市荒井町 (矢作川合流点から名鉄三河線鉄道橋まで)	500	C	堤防高不足
5	矢作川	巴川	3.1K+50m~ 3.4K+50m	右	豊田市岩倉町山ノ内 (神明橋上流150mから上流へ)	300	C	堤防高不足
6	矢作川	巴川	5.0K+70m~ 5.2K+70m	右	豊田市岩倉町平子 (港橋下流100mから下流へ)	200	C	堤防高不足
7	矢作川	家下川	4.4K~ 4.5K	左右	豊田市鴛鴨町葭池 (明治用水下)	1箇所	A	疎通能力不足
8	矢作川	阿摺川	0.1K~ 0.7K	左	豊田市月原町 (矢作川合流点から100m上流)	600	B	堤防高不足
9	矢作川	阿摺川	0.1K~ 0.7K	右	豊田市月原町 (矢作川合流点から100m上流)	600	B	堤防高不足
10	猿渡川	猿渡川	16.0K+50m~ 16.1K	右	豊田市大成町 (けやき橋下流400m)	50	B	漏水実績
		計	10箇所			8,250		

(県豊田加茂建設事務所)

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。( ) 書きは、重複箇所及びその延長を示す。

位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば 7.8k+86m は 7,886m のことである。

注) 重要水防箇所の位置については、「重要水防箇所図」

( <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/jyuyousuiboukashozu.html> ) を参照。

(3) 豊田市管理区間

(令和3年4月1日現在)

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
1	矢作川	折平川		左	豊田市折平町 (県道大平折平線交点から 上流400m下流30m)	430	B	堤防高不足
2	矢作川	折平川		右	豊田市折平町 (県道大平折平線交点から 上流400m下流30m)	430	B	堤防高不足
3	矢作川	摺小川		右	豊田市摺町 (弥生橋上流200mから上流)	200	B	堤防強度不足
4	矢作川	則定川	0.0K~ 0.2K+50m	左	豊田市則定町 (巴川合流点から上流)	250	B	堤防高不足
5	矢作川	則定川	0.0K~ 0.2K+50m	右	豊田市則定町 (巴川合流点から上流)	250	B	堤防高不足

(河川課)

3 ため池

(令和4年4月1日現在)

番号	ため池名	地名	延長(m)	重要度	理由	管理者	適用 (水防工法)
1	椀貸池	豊田市八草町丁田	58	B	堤体土質軟弱	八草町	杭打積土のう工
2	坂ノ上3号池	豊田市加納町鈴ヶ嶺	27	B	工作物老朽	加納町	月の輪工
3	東保見新池	豊田市東保見町山洞	92	B	工事中	東保見町	杭打積土のう工
4	東保見大池	豊田市東保見町山洞	92	B	工事中	東保見町	杭打積土のう工
5	八木池下池	豊田市貝津町床立	97	B	堤体土質軟弱	貝津町	杭打積土のう工
6	八木池上池	豊田市貝津町床立	144	B	堤体土質軟弱	貝津町	杭打積土のう工
7	竜ヶ池下池	豊田市舞木町笠松	90	B	工作物老朽	亀首町	月の輪工
8	竜ヶ池上池	豊田市舞木町笠松	107	B	堤体土質軟弱	亀首町	杭打積土のう工
9	東広瀬新池	豊田市東広瀬町稲場	50	B	工作物老朽	水利組合	月の輪工
10	和田ヶ池	豊田市保見町南山	80	B	堤体土質軟弱	保見町	杭打積土のう工
11	伊保蓮池	豊田市伊保町山畑	160	B	工事中	伊保町	杭打積土のう工
12	伊保新池	豊田市伊保町山畑	102	B	工事中	伊保町	杭打積土のう工
13	中の池	豊田市勘八町勘八	35	B	工作物老朽	成合川用水区 土地改良区	月の輪工
14	成合川池	豊田市力石山田	36	B	工作物老朽	成合川用水区 土地改良区	月の輪工
15	万精池	豊田市大清水町原山	135	B	新堤防	豊田土地改良区	杭打積土のう工

番号	ため池名	地名	延長 (m)	重要度	理由	管理者	適用 (水防工法)
16	孫目池	豊田市大平町牛込	125	B	堤体土質軟弱	豊田土地改良区	杭打積土のう工
17	鞍ヶ池	豊田市岩滝町滝ノ上	130		新堤防	鞍ヶ池水利組合	杭打積土のう工
18	寺部池	豊田市京ヶ峰3丁目	78	B	新堤防	豊田土地改良区	杭打積土のう工
19	割目池	豊田市本新町7丁目	150	B	新堤防	豊田土地改良区	杭打積土のう工
20	本地新池	豊田市本地町4丁目	150	B	堤体土質軟弱	豊田土地改良区	杭打積土のう工
21	本地池	豊田市堤本町下見	98	B	堤体土質軟弱	堤本町	杭打積土のう工
22	阿知和池	豊田市西岡町星ヶ丘	246	B	堤体土質軟弱	西岡町	杭打積土のう工
23	西の池	豊田市中田町高砂	198	B	堤体土質軟弱	中田町	杭打積土のう工
24	徳間池	豊田市篠原町徳間	25	B	工作物老朽	篠原町	月の輪工
25	飯野新池	豊田市藤岡飯野町田ノ平	110	B	堤体土質軟弱	藤岡飯野町	杭打積土のう工
26	小狭間池	豊田市藤岡飯野町田ノ平	80	B	工作物老朽	藤岡飯野町	月の輪工
27	西ノ入池	豊田市迫町風張	61	B	堤体土質軟弱	迫町	杭打積土のう工
28	清田池	豊田市西中山町清田	80	B	工事中	西中山町	月の輪工
29	西中山大池	豊田市西中山町十七屋	229	B	新堤防	西中山町	杭打積土のう工
30	小倉池	豊田市西中山町別所	60	B	工作物老朽	西中山町	月の輪工
31	大沢池	豊田市下川口町大沢	80	B	堤体土質軟弱	下川口町	杭打積土のう工
32	折平新池	豊田市折平町上屋敷	36	B	新堤防	折平町	月の輪工
33	柳沢池	豊田市北一色町柳沢	57	B	堤体土質軟弱	北一色町	杭打積土のう工
34	綾渡池	豊田市綾渡町上谷	30	B	新堤防	綾渡町	月の輪工
計		34箇所	3328				

(農地整備課)

## 第2節 重要な水閘門等

市内の水防上重要な水閘門等は、次に掲載のとおりである。

市は、水防上重要な水閘門等の規模及び能力等並びに堤外民地の状況を熟知するとともに、緊急時に対処できる応急対策の確立を図るものとする。

また、水閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めるものとする。特に、水防時においては適正操作を図り、水害の軽減防止に努めるとともに、操作状況を必要に応じ市に報告するものとする。

### 1 重要な水閘門

(令和4年4月1日現在)

番号	河川名	名称	所在地	構造	管理者
1	矢作川	御立排水ひ門	豊田市御立町	鋼製ローラーゲート	国土交通省
2	矢作川	野見排水ひ管	豊田市野見町	鋼製スライドゲート	豊田市
3	矢作川	門田排水ひ管	豊田市野見町	鋼製スライドゲート	豊田市
4	矢作川	室町水門	豊田市室町	鉄製自動開閉式	豊田市
5	矢作川	八尻川排水樋管	豊田市水源町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市
6	矢作川	加茂川水門	豊田市御立町	鋼製スルースゲート	国土交通省
7	矢作川	渡刈排水樋管	豊田市渡刈町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市
8	矢作川	神明排水樋管	豊田市今町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市
9	矢作川	大谷川排水樋管	豊田市河合町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市
10	矢作川	野見2号排水樋管	豊田市野見町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市
11	矢作川	渡合川排水樋管	豊田市渡合町	鋼製フラップゲート	豊田市
12	矢作川	越戸排水樋管	豊田市越戸町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市
13	矢作川	荒井排水樋門	豊田市荒井町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市
14	矢作川	岩本川樋門	豊田市扶桑町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市
15	矢作川	天王川樋門	豊田市扶桑町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市
16	逢妻女川	乳母子川樋門	豊田市駒場町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市
17	逢妻男川	駒場川樋門	豊田市駒場町	川表：鋼製マイターゲート 川裏：手動鋼製引上式ゲート	豊田市
18	巴川	羽布ダム	豊田市羽布町	コンクリート可動式	愛知県
19	枝下用水	1号放水門	豊田市平戸橋町波岩	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
20	枝下用水	2号放水門	豊田市平戸橋町石平	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
21	枝下用水	3号放水門	豊田市花本町宇津木	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
22	枝下用水 (籠川)	3号河川門	豊田市花本町横枕	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
23	枝下用水	4号放水門	豊田市井上町12丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市

番号	河川名	名称	所在地	構造	管理者
24	枝下用水	5号放水門	豊田市四郷町六反田	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
25	枝下用水	5号制水門	豊田市四郷町松本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市 豊田土地改良区
26	枝下用水 (籠川)	5号河川門	豊田市四郷町松本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
27	枝下用水	6号放水門	豊田市四郷町松本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
28	枝下用水	7号放水門	豊田市上原町殿上	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
29	枝下用水 (籠川)	8号河川門	豊田市東梅坪町4丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
30	枝下用水	8-1号放水門	豊田市梅坪町1丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
31	枝下用水	8-2号放水門	豊田市梅坪町6丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
32	枝下用水	9号放水門	豊田市小坂本町2丁目	電動式鋼製ローラーゲート 手動式鋼製転倒ゲート	豊田市
33	枝下用水 (矢作川)	9号河川門	豊田市八幡町2丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
34	枝下用水	10号放水門	豊田市御幸町1丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
35	枝下用水 (矢作川)	10号河川門	豊田市竜宮町	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
36	枝下用水	根川放水門	豊田市丸山町4丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
37	枝下用水	大堤放水門	豊田市広田町谷口	手動式鋼製スルースゲート	豊田市
38	枝下用水	広田放水門	豊田市広田町広田	手動式鋼製スルースゲート	豊田市
39	枝下用水	永覚放水門	豊田市永覚新町5丁目	手動式鋼製スルースゲート	豊田市
40	矢作川	宗定ひ門	豊田市畝部東町	鋼製ローラーゲート	国土交通省
41	矢作川	上郷柳川瀬 排水機場	岡崎市北野町字押廻 28-1	1,500mm×600PS×2台 10 m <sup>3</sup> /s 1,500mm×450KW×1台 5 m <sup>3</sup> /s	豊田市
42	矢作川	上郷柳川瀬排水 機場排水ひ門	岡崎市北野町字押廻	電動式鋼製スルースゲート 2連	豊田市
43	矢作川	家下川ひ門	岡崎市北野町字押廻	鋼製スルースゲート	国土交通省
44	家下川	溢流堰	岡崎市北野町字押廻	溢流堰	豊田土地改良区
45	市木川	水間排水機場	豊田市水間町1-31	1,000mm×130KW×1台 2.5 m <sup>3</sup> /s	豊田市
46	市木川	川田排水機場	豊田市寺部町1-1-3	800mm×100KW×1台 1.5 m <sup>3</sup> /s	豊田市

番号	河川名	名称	所在地	構造	管理者
47	矢作川	千石排水機場	豊田市千石町 5-30	1,000mm×180KW×1台 2.5 m <sup>3</sup> /s	豊田市
48	矢作川	御立排水機場	豊田市御立町 9-45	1,000mm×150KW×1台 2.5 m <sup>3</sup> /s	豊田市
49	籠川	荒井排水機場	豊田市荒井町寿田 34	1,000mm×95KW×1台 2.3 m <sup>3</sup> /s	豊田市
50	逢妻女川	不毛排水機場	豊田市駒新町不毛 69	250mm×15KW×1台 0.12 m <sup>3</sup> /s	豊田市
51	安永川	安永川樋門	豊田市今町 4 丁目	銅製ローラーゲート	愛知県
		計	51 箇所		

(農地整備課、河川課)

## 2 排水機場一覧

(令和4年4月1日現在)

ポンプ場名	設置場所	ポンプ機種						動力機種				運転方法
		口径 (mm)	台数 (台)	揚水量 (m <sup>3</sup> /s)	全揚程 (m)	形式	製作 会社	形式	出力 (PS)	台数 (台)	製作会社	
梅坪 ポンプ場	東梅坪町 4-4	1,500	1	5.7	12.0	立軸 斜流	西島 製作所	ディーゼ ル	1,000 Kw	1	ヤンマー ディーゼル	自動
		1,500	2	5.7	12.0	立軸 斜流	日立 製作所	ディーゼ ル	1,000 Kw	2	ヤンマー ディーゼル	自動
		1,000	1	1.9	12.0	立軸 斜流	日立 製作所	電動	330K W	1	明電舎	自動
		300	2	0.2	13.0	水中 ポンプ	鶴見 製作所					自動
中部 ポンプ場	元宮町 3-60	1,500	5	5.0	9.4	立軸 斜流	荏原 製作所	ディーゼ ル	1.020 PS	5	ヤンマー ディーゼル	自動
		1,000	1	2.0	9.4	立軸 斜流	日立 製作所	立型開放 直列6気 筒	300K W 330P S	1	ヤンマー ディーゼル	自動
		1,650	1	5.6	8.8	立軸 斜流	荏原 製作所	ガス タービン	713K W	1	荏原 製作所	自動
		1,650	1	5.6	8.8	立軸 斜流	日立 製作所	ガス タービン	713K W	1	クハツ ディーゼル	自動
		1,650	1	5.6	8.8	立軸 斜流	石垣	ガス タービン	713K W	1	クハツ ディーゼル	自動
		1,000	2	2.1	11.8	立軸 斜流	荏原 製作所	ガス タービン	374K W	2	荏原 製作所	自動
		500	1	0.5	11.8	水中 ポンプ	新明和 工業					自動
越戸 ポンプ場	越戸町 安貝戸 212	900	2	1.6	5.9	水中 ポンプ	電業社					自動
上郷柳川瀬 排水機場	岡崎市 北野町 押廻28-1	1,500	2	10.0	5.9	横軸 斜流	三菱 重工	ディーゼ ル	600	2	ヤンマー ディーゼル	手動
		1,500	1	5.0	5.9	横軸 斜流	三菱 重工	電動	450K W	1	三菱電気	手動
水間 排水機場	水間町 1-31	1,000	1	2.5	2.4	横軸 斜流	電業社	電動	130K W	1	明電舎	手動

ポンプ場名	設置場所	ポンプ機種						動力機種				運転方法
		口径 (mm)	台数 (台)	揚水量 (m <sup>3</sup> /s)	全揚程 (m)	形式	製作会社	形式	出力 (PS)	台数 (台)	製作会社	
千石 排水機場	千石町 5-30	1,000	1	2.5	3.9	横軸 斜流	三菱 重工	電動	180K W	1	明電舎	手動
荒井 排水機場	荒井町 寿田34-2	1,000	1	2.3	2.7	横軸 斜流	栗村 製作所	電動	95KW	1	明電舎	手動
御立 排水機場	御立町 11-45	1,000	1	2.5	3.9	横軸 斜流	日立 製作所	電動	150K W	1	日耕機電	手動
川田 排水機場	寺部町 1-1-3	800	1	1.5	3.9	横軸 斜流	日立 製作所	電動	100K W	1	日立 製作所	手動
不毛 排水機場	駒新町 不毛69	250	1	0.12	3.0	水中 ポンプ	新明和 工業	電動	15KW	1	吉田工機	手動
計 10箇所						31台						

(農地整備課、下水道施設課)

## 第6章 水防に関する予報・警報

### 第1節 水防に関する予報・警報の種類と発表基準

#### 1 気象及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）

水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。

##### （1）大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

##### （2）洪水注意報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

##### （3）大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

##### （4）洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

##### （5）大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身

の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

#### (6) 気象情報（気象庁発表）

##### ア 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

##### イ 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）

愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。

##### ウ 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。なお、危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

##### エ 「竜巻注意情報」

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

##### オ 「早期注意情報（警報級の可能性）」

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(7) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>

## 警報・注意報発表基準表

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	警報		注意報	
			大雨	洪水	大雨	洪水
愛知県西部	西三河北西部	豊田市西部（豊田市東部の区域を除く）	別表1の基準による	別表2の基準による	別表3の基準による	別表4の基準による
愛知県東部	西三河北東部	豊田市東部（旭・足助・下山・稲武支所管内に限る）				

(注) 1 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、それまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

2 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報・注意報を発表することがある。

## 大雨の特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標

### 大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数<sup>※1</sup>の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨<sup>※3</sup>がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

### 大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨<sup>※4</sup>がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

①表面雨量指数<sup>※2</sup>として定める基準値以上となる1km格子が概ね30格子以上まとまって出現。

②流域雨量指数<sup>※3</sup>として定める基準値以上となる1km格子が概ね20格子以上まとまって出現。

※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※3 流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

※4 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨※

別表1 大雨警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
西三河北西部	豊田市西部（※1）	19	141
西三河北東部	豊田市東部（※2）	18	159

※1 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

※2 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

別表2 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準 （※1）	指定河川洪水 予報による基準
西三河北西部	豊田市西部 （※2）	家下川流域=9.2, 巴川流域=40.3, 安永川流域=7.2, 加納川流域=7.2, 猿渡川流域=9.5, 逢妻男川流域=12.2, 逢妻女川流域=17.6	家下川流域 =(10, 8.2), 巴川流域 =(10, 36.2), 安永川流域 =(10, 6.4), 加納川流域 =(10, 6.4), 逢妻男川流域 =(10, 10.9), 逢妻女川流域 =(10, 15.8), 矢作川流域 =(10, 58.5)	矢作川 [高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川 [一ツ木逢妻川]
西三河北東部	豊田市東部 （※3）	矢作川流域=58.1, 名倉川流域=20.4, 巴川流域=36.3, 阿摺川流域=15.8, 大桑川流域=13	矢作川流域 =(11, 52.2), 巴川流域 =(13, 30.9), 阿摺川流域 =(11, 14.2), 大桑川流域 =(11, 11.7)	—

※1 複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※2 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

※3 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

別表3 大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
西三河北西部	豊田市西部（※1）	13	95
西三河北東部	豊田市東部（※2）	14	108

※1 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

※2 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

別表4 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(※1)	指定河川洪水予報による基準
西三河北西部	豊田市西部(※2)	家下川流域=7.3, 巴川流域=32.2, 安永川流域=5.7, 加納川流域=5.7, 猿渡川流域=7.6, 逢妻男川流域=9.7, 逢妻女川流域=14	家下川流域=(10, 7.3), 巴川流域=(10, 25.8), 安永川流域=(10, 5.7), 加納川流域=(10, 5.7), 猿渡川流域=(6, 7.6), 逢妻男川流域=(6, 9.7), 逢妻女川流域=(6, 14), 矢作川流域=(10, 41.6)	矢作川 [高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川 [一ツ木逢妻川]
西三河北東部	豊田市東部(※3)	矢作川流域=46.4, 名倉川流域=16.3, 巴川流域=29, 阿摺川流域=12.6, 大桑川流域=10.4	矢作川流域=(11, 37.1), 名倉川流域=(11, 13), 巴川流域=(13, 27.8), 阿摺川流域=(11, 10.1), 大桑川流域=(11, 10.4)	—

※1 複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

※2 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

※3 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

別表1～別表4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準<sup>※1</sup>は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準<sup>※2</sup>は1km 四方毎に設定している。別表1 及び3 において、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準の最低値を示す。
- (3) 別表2 及び4 において、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数<sup>※3</sup>30 以上」を意味する。
- (4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域すべての地点に設定しているが、別表2 及び4 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。
- (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示す。
- (6) 別表2 及び4 の「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満

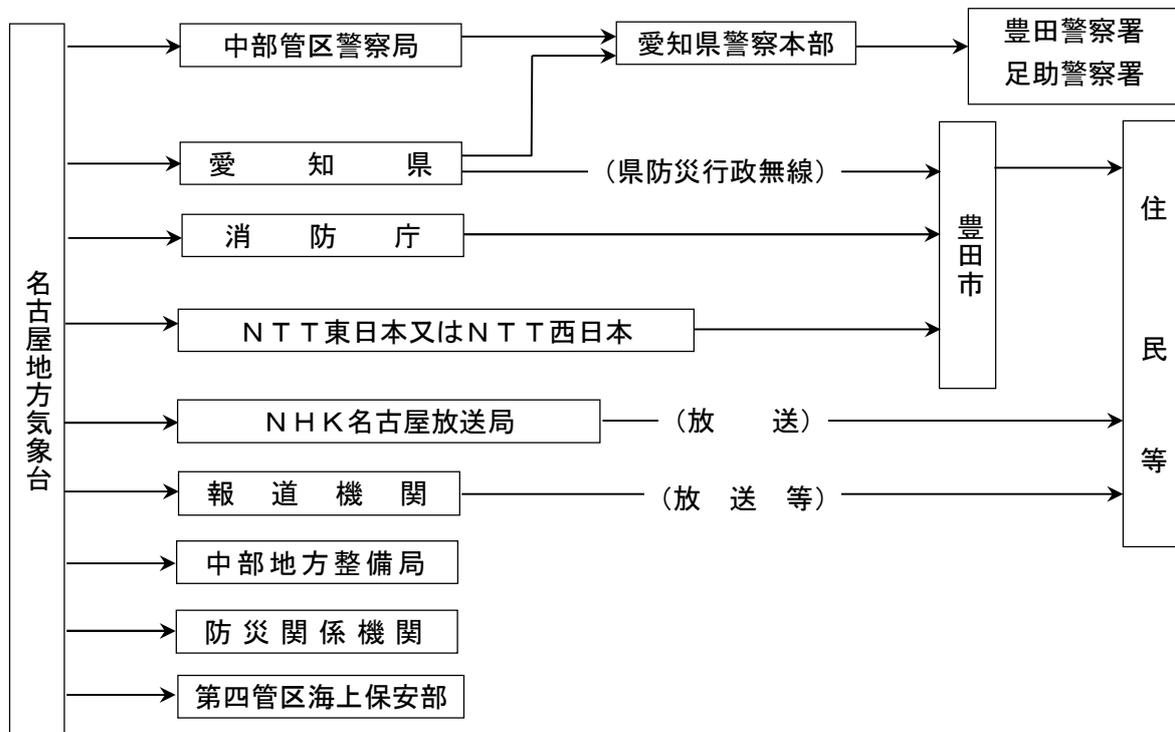
たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

<参考>

- ※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す。
- ※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。
- ※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

## 第2節 水防に関する予報・警報の伝達

気象・水象に関する予報警報の伝達系統



(注) ①伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

②NTT東日本又はNTT西日本には、警報についてのみ伝達を行う。

## 第7章 水防警報

### 第1節 意義

指定河川について国土交通大臣又は知事が洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。(法第16条第1項)

### 第2節 水防警報の発令される河川

#### 1 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域

河川名	区 域	
	自	至
矢作川	左岸 豊田市川田町2丁目29番地先 右岸 豊田市荒井町松島321番4地先	海まで

#### 2 知事が水防警報を行う河川とその区域

河川名	区 域	
	自	至
逢妻川	逢妻女川、逢妻男川合流点から	海まで

### 第3節 水防警報発令基準等

#### 1 国土交通大臣が水防警報を行う河川

(単位：メートル)

河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	出動水位	計画高水位	堤防高上：左岸 下：右岸	発令者
矢作川	高橋	豊田市中島町(右岸40.4km付近)	1.00	2.70	3.40	7.22	8.6 9.4	豊橋河川事務所長
	岩津	岡崎市西藏前町(左岸29.2km付近)	4.00	4.90	6.40	10.89	11.2 12.1	豊橋河川事務所長

#### 2 知事が水防警報を行う河川

(単位：メートル)

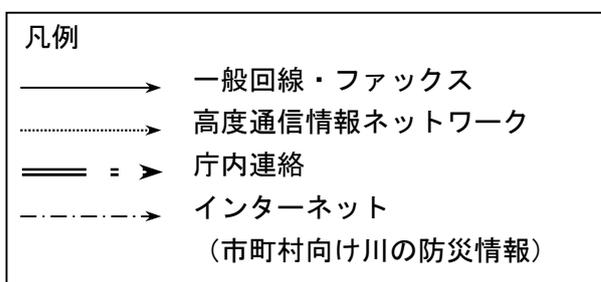
河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	出動水位	氾濫危険水位	堤防高上：左岸 下：右岸	発令者
逢妻川	一ツ木	刈谷市一ツ木町(左岸河口から8.45km)	T. P 2.70	T. P 3.35	T. P 3.90	T. P 4.80	T. P 5.90 5.90	知立建設事務所長

## 第4節 水防警報の段階と内容

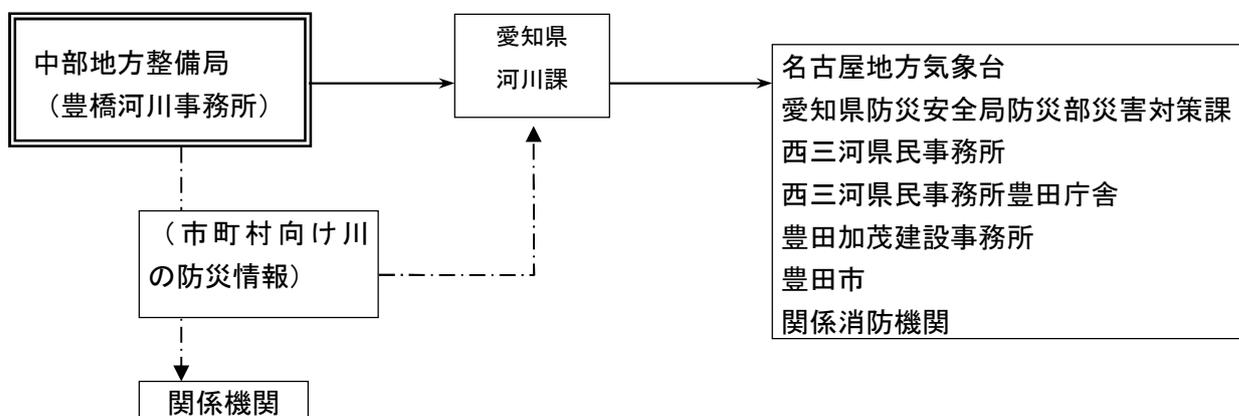
段階	内 容
準備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出勤を通知するもの
出勤	出勤水位を超過し、消防団員等の出勤を通知するもの
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの
解除	水防活動の終了を通知するもの

## 第5節 水防警報の伝達系統

### 1 国土交通大臣が水防警報を行う河川

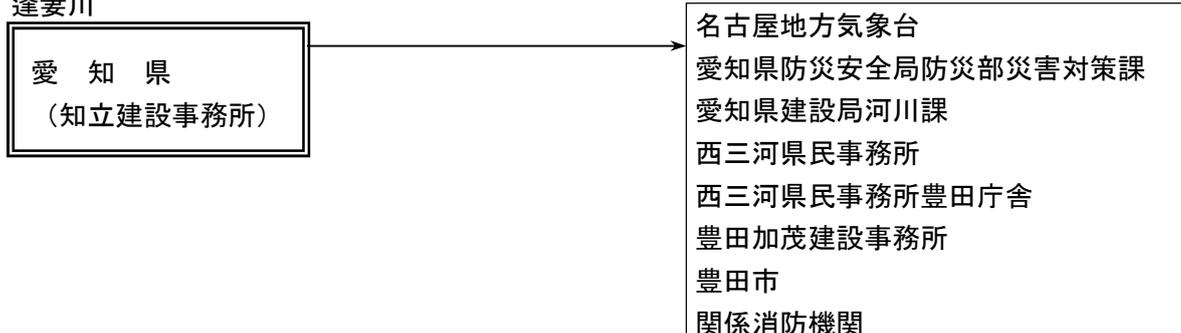


・矢作川（高橋・岩津・岡崎・米津地区）



### 2 知事が水防警報を行う河川

・逢妻川



## 第8章 洪水予報

### 第1節 意義

あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

### 第2節 洪水予報の発令される河川及び実施区域

#### 1 国土交通大臣が指定した河川

河川名	区	域
矢作川	左岸 豊田市川田町2丁目29番地先	から 海まで
	右岸 豊田市荒井町松島321番地4先	

#### 2 知事が指定した河川

河川名	区	域
逢妻川	左右岸 逢妻女川、逢妻男川合流点	から 海まで

### 第3節 洪水予報に関する基準地点

#### 1 国土交通大臣が指定した河川

(単位：メートル)

河川名	基準地点	所在地(位置)	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
矢作川	高橋	豊田市中島町 (右岸 40.4 km付近)	1.00	2.70	5.90	6.80
	岩津	岡崎市西蔵前町 (左岸 29.2 km付近)	4.00	4.90	7.80	8.50
	米津	西尾市米津町 (右岸 9.8 km付近)	4.90	6.00	9.90	10.30

#### 2 知事が指定した河川

(単位：メートル)

河川名	基準地点	所在地(位置)	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
逢妻川	一ツ木	刈谷市一ツ木町 (河口から8.45 km)	2.70	3.35	4.00	4.80

## 第4節 洪水予報の種類等と発表基準

### 1 木曽川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき</li> </ul>

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（木曽川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注3：国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

## 2 新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき</li> </ul>

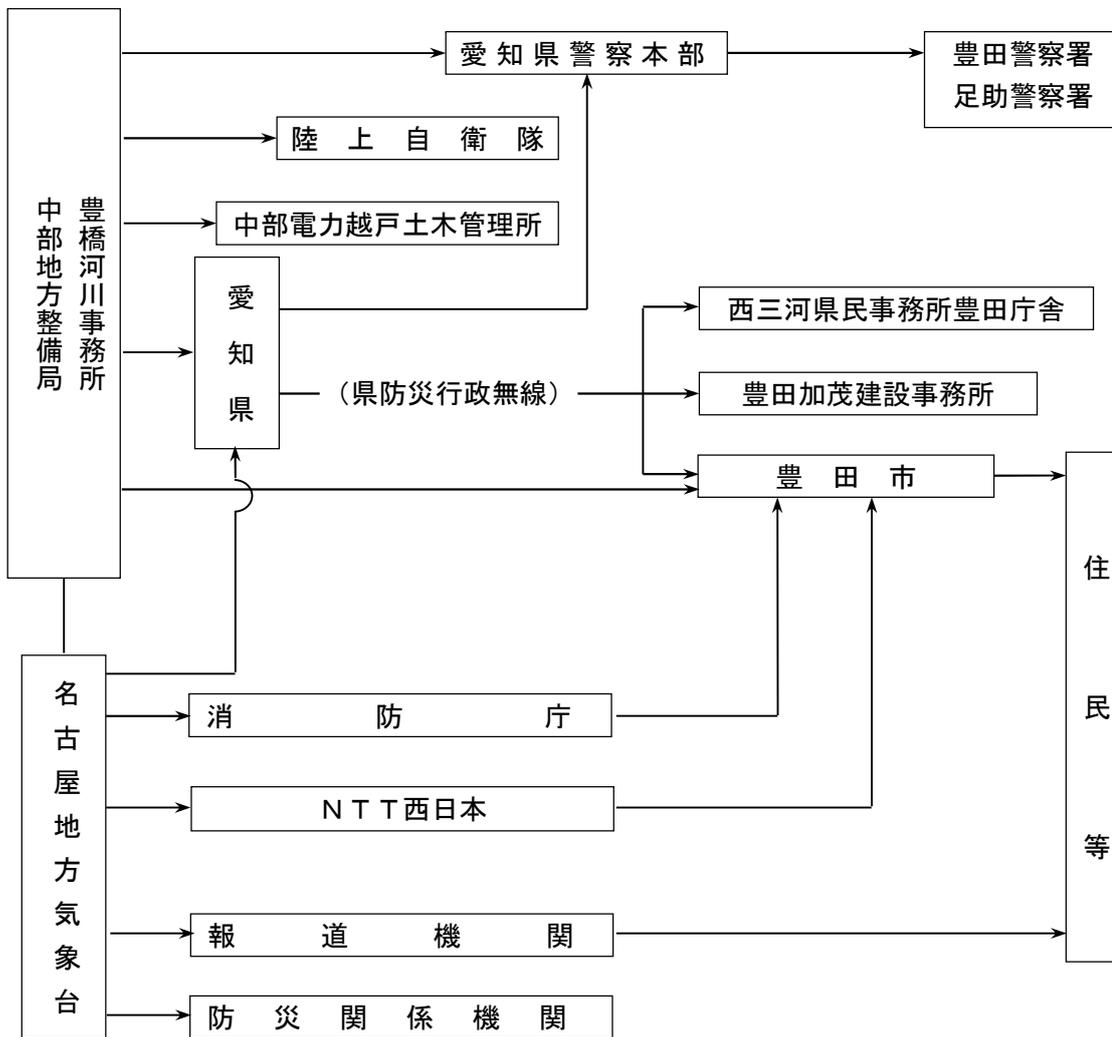
注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（日光川及び境川・逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

## 第5節 洪水予報伝達系統

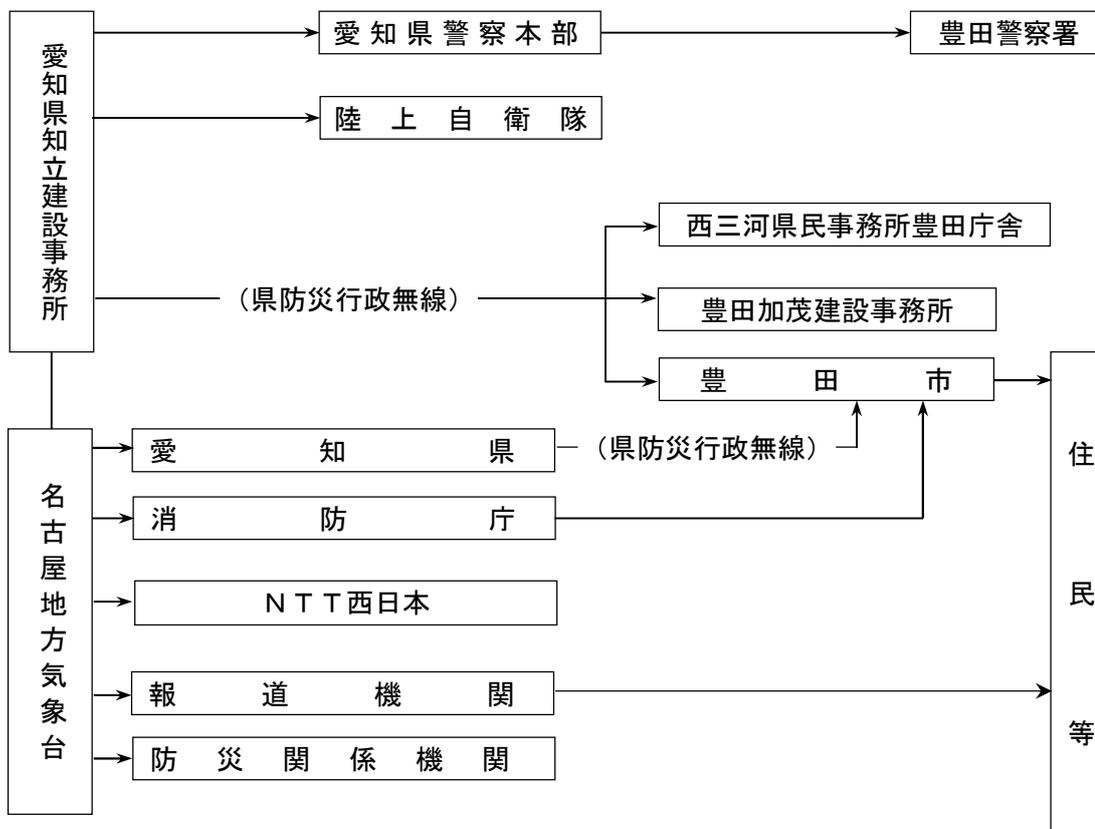
### 1 国土交通大臣が指定した河川

(矢作川)



## 2 知事が指定した河川

(逢妻川)



## 第9章 水位情報の周知

### 第1節 意義

#### 1 河川の水位情報の周知

国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水時特別警戒水位等を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法13条第1項・第2項・第3項）

洪水特別警戒水位は市が行う避難指示等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

### 第2節 水位情報の周知される河川及びその区間

河川名	区	域
籠川	伊保川合流点 から	矢作川合流点 まで
逢妻女川	布袋子川合流点 から	逢妻川合流点 まで

### 第3節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

#### (1) 基準観測所の基準水位

河川名	観測所名	基準水位 (m)						災害発生 【警戒 レベル5 相当情報 (洪水)】
		水防団 待機 (通報)	氾濫注意 (警戒) 【警戒 レベル2 相当情報 (洪水)】	出 動	避難判断 (特別警戒) 【警戒 レベル3 相当情報 (洪水)】	氾濫危険 (危険) 【警戒レ ベル4 相当情報 (洪水)】	堤防高	
籠川	京町 (右岸0.55km 付近)	(1.65)	(2.10)	(2.45)	2.65	2.95	豊田 加茂 建設 事務所 所長	
逢妻女川	千足 (左岸10.12km 付近)	(1.55)	(1.85)	(2.10)	2.20	2.50		

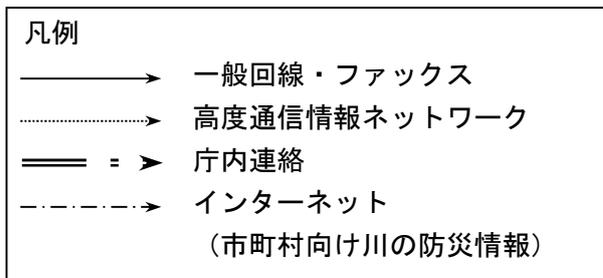
(注) 籠川、逢妻女川は水防警報河川に指定されていないため、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（ ）書きとしている。

(2) 基準水位の読替え表

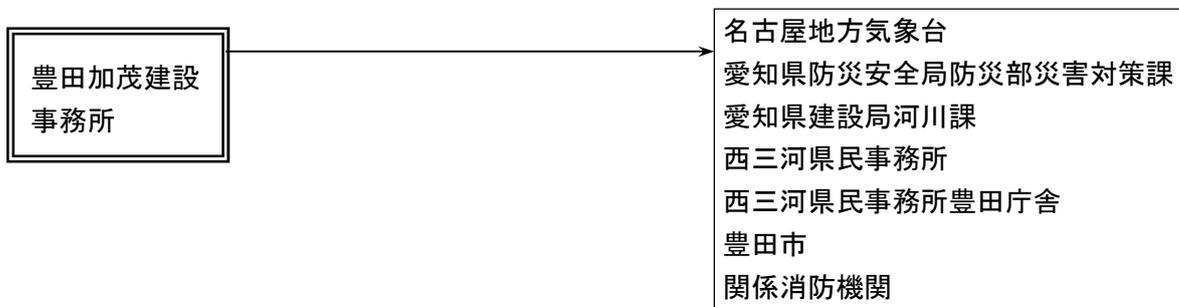
基準観測所の水位計が被災等により正常に水位を観測することができない場合は、近傍の危機管理型水位計の水位により、水位周知を行う。基準観測所と危機管理型水位計の対応関係及び危機管理型水位計地点における基準水位は下表による。

河川名	観測所名	基準水位(m)					発表者
		水防団待機水位 (通報)	氾濫注意水位 (警戒)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒)	
猿渡川	猿渡川	3.25	3.80	4.15	4.35	4.65	知立建設 事務所
	六反橋(90)	-2.65	-2.10	-1.75	-1.55	-1.25	
籠川	京町	1.65	2.10	2.45	2.65	2.95	豊田加茂 建設事務 所
	東梅坪橋 (99)	-2.60	-2.15	-1.75	-1.60	-1.30	
逢妻女川	千足	1.55	1.85	2.10	2.20	2.50	
	千足橋 (100)	-1.30	-1.10	-0.95	-0.85	-0.55	

## 第4節 水位情報伝達系統



### ・籠川・逢妻女川



## 第10章 水防活動

### 第1節 気象の観測

水防警報、洪水予報又は避難判断水位（特別警戒水位）情報伝達に係る基準観測所からの水位情報が発表された場合又は洪水その他の水災の発生のおそれがあると認められる場合は、雨量その他の気象及び河川水位、流量等必要な情報の収集に努めるものとする。

#### 1 水防活動に必要な予報及び警報の種類と発表基準並びに伝達

名古屋地方気象台等が発表する注意報、警報の種類及び発表基準並びに伝達については、第6章から第9章の定めるところによる。

#### 2 気象情報の収集

市内にある観測施設等から必要な情報を迅速に収集するものとする。

##### (1) 豊田市気象観測施設

観測所名	観測項目
豊田市消防本部	雨量、風向、風速、湿度、気温、気圧
足助消防署	雨量、風向、風速、湿度、気温、気圧
藤岡小原分署	雨量、風向、風速、湿度、気温、気圧
豊田市役所	雨量、風向、風速
上郷コミュニティセンター	雨量
猿投コミュニティセンター	雨量
松平コミュニティセンター	雨量
高岡コミュニティセンター	雨量
石野出張所	雨量
保見出張所	雨量
加納小学校	雨量
滝脇小学校	雨量
豊松小学校	雨量
藤沢小学校	雨量
西広瀬小学校	雨量
上鷹見小学校	雨量
矢並小学校	雨量
駒場小学校	雨量
大畑小学校	雨量
旭支所	雨量
足助支所	雨量
稲武支所	雨量
小原支所	雨量
下山支所	雨量
藤岡支所	雨量
堤	水位

(2) 国土交通省水位観測施設等

河川名	観測所	観測項目
矢作川	猿投	水位
	小渡	水位
	矢作ダム	水位
	高橋	水位
巴川	九久平	水位

【参考】「水害リスクライン」 (<https://frl.river.go.jp/>)

(3) 愛知県水防テレメータ水位観測局

河川名	観測所名	単位	河床高	0点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高
逢妻女川	千足	河床m	-0.18 TP26.15m	26.33	1.55 TP27.88m	1.85 TP28.18m	2.10 TP28.43m	2.20 TP28.53m	2.50 TP28.83m	3.30 TP29.04m
籠川	京町	河床m	-0.40 TP36.55m	36.95	1.65 TP38.60m	2.10 TP39.05m	2.45 TP39.40m	2.65 TP39.60m	2.95 TP39.90m	6.00 TP42.95m
逢妻男川	若林	河床m	-0.70 TP 9.60m	10.30	1.60 TP11.90m	2.40 TP12.70m	3.00 TP13.30m	—	3.90 TP14.20m	4.50 TP14.80m

(注) 洪水監視水位の設定は、次のとおりである。

氾濫危険水位：一連の区間において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位

(危険水位)：当該観測局の地点において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位

避難判断水位：住民に対し氾濫発生危険性についての注意喚起を開始する水位

出動水位：水防団員等の出動を通知する水位

(第三基準)：危険水位満流流量の6割に相当する水位で、出動水位に相当するもの

氾濫注意水位：水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部団員の出動を通知する水位

(第二基準)：危険水位満流流量の4割に相当する水位で、氾濫注意水位に相当するもの

水防団待機水位：水防団員等が出動のために待機する水位

(第一基準)：危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防団待機水位に相当するもの

上記設定が困難な著しい感潮区間については、危険水位のみを設定している。

(資料)

- ・雨量観測施設 (附属資料 P61)
- ・水位・流量観測施設 (附属資料 P62)

#### (4) 危機管理型水位計

##### ア 概要

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

水位情報は、一般財団法人河川情報センターウェブサイト「川の水位情報」(<https://k.river.go.jp/>) に掲載する。

〔水位計 180基〕(令和4年4月1日現在)

##### イ 水位計一覧

No.	所管	水系名	河川名	設置個所	市町村	
133	豊田加茂	矢作川	矢作川	平戸橋	豊田市	
134				新富国橋		
135			家下川	家下1号橋		
136			足助川	足助新橋		
137			安永川	吉森橋		
138			加茂川	京ヶ峰橋		
139			市木川	市木川大橋		
140			伊保川	新篠原橋		
141			飯野川	飯野新橋		
142			巴川	滝穂橋		
143			田代川	諸屋橋		
144			黒野川	武節町橋		
145			籠川	東梅坪橋		
146			境川	逢妻男川		駅前橋
147		逢妻女川				新田橋
148						千足橋
149						豊越橋

## 第2節 消防団の出動

### 1 水防管理者の責務

水防管理者は、次に示す基準等により消防団に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、消防団の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

### 2 準備及び出動の基準

#### (1) 準備

ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。

イ 洪水による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。

ウ 本計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

(2) 出動

ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。

イ 洪水による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。

ウ 本計画に定める出動水位に達したとき。

エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

### 3 準備及び出動の内容

消防団は、準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

(1) 準備

ア 水防の資器材の整備点検をすること。

イ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所の巡視を実施すること。

ウ その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

ア 河川等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに水防本部に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。

イ 水防作業に必要な資器材を確保すること。

ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。

エ 河川の状況を水防本部へ報告すること。

オ その他水防上必要な措置をとること。

### 4 報告

消防団長は、次のことを水防本部に報告するものとする。

(1) 水位、雨量の観測状況

(2) 消防団出動、招集完了、人員報告

(3) 巡視警戒配備状況

(4) 堤防、水門、樋門の状況

(5) 冠水のおそれの大きい場所及び被害の予想される池、山・がけ崩れ等の状況

(6) 決壊その他事故発生状況

(7) 水防作業開始

(8) 災害状況

(9) その他報告を必要とする事項

## 第3節 監視及び警戒とその措置

### 1 平常時の巡視

(1) 水防管理者は、管轄区域内の河川について随時区域内を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは河川管理者に通知するものとする。

(2) 水防管理者は、ため池その他水防上重要な施設についても、随時区域内を巡

視し、水防上危険と認められる箇所があるときは管理者に連絡するものとする。

## 2 非常警戒

水防管理者、消防機関の長及び消防団長は、非常配備体制が発動されたときは、管轄区域内の河川、ため池等の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心として、次のことについて注意し巡視する。

なお、異常が発見された場合は、直ちに県建設事務所、農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始するものとする。

- (1) 堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
- (2) 漏水
- (3) 越水（堤防からの水のあふれ）
- (4) 深掘れ（洗堀）
- (5) 橋梁等の工作物と堤防との取付け部分の異常
- (6) （排・取）水門（樋門）の扉の閉り具合

ため池については上記の（1）から（6）のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- ア 取入口の閉塞状況
- イ 流域の山崩れの状況
- ウ 流入水並びにその浮遊物の状態
- エ 余水吐及び放水路付近の状態
- オ 重ね池の場合のその上部ため池の状態
- カ （排・取）水門（樋管）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊）

## 第4節 水門・排水ポンプ場・ため池等の操作

水門、排水ポンプ場又はため池等の管理者は、気象等の状況の通知を受けた後、水位の変動を監視し、必要に応じて水閘門等の開閉等適正な操作を行うものとする。前記の管理者は、毎年出水期に先立ち、水閘門の操作等について支障のないよう点検整備を行うものとする。

## 第5節 避難

### 1 避難の指示・勧告

水防管理者は、その管轄区域内において、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる時は、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立退きを指示（以下「避難指示等」という。）する。この場合、県豊田警察署長・足助警察署長にその旨を通知するものとする。

### 2 避難指示等の方法

水防管理者が避難指示等を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有すものとする。

- (1) 高齢者等避難、避難指示である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。
- (2) 警鐘、サイレン、吹流し、有線放送、広報車、マスメディア、電話、ファックス等で伝達する。

### 3 避難

豊田市地域防災計画風水害編の定めによる。

※第3編第9章「避難者対策」第1節「避難の勧告・指示」を参照。

### 4 避難所等

避難所等は、「附属資料編」に掲載のとおりとする。

(資料)

- ・避難場所等一覧（附属資料 P65）

## 第6節 水防信号と水防標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」によるものとする。

### 1 水防信号

#### (1) 出動信号

消防団の出動を知らせるもの

#### (2) 避難信号

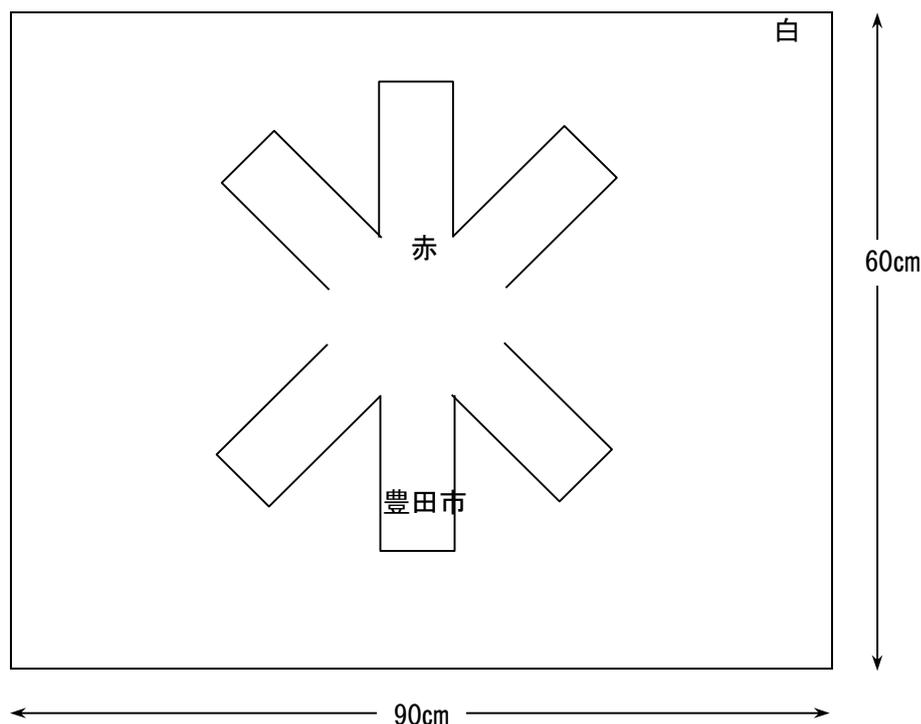
関係区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

水 防 信 号								
種 類	打 鐘 信 号	サイレン信号（余いん防止付）						
出動信号	● - ● - ●   ● - ● - ●   ● - ● - ●	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; border: none;">約5秒</td> <td style="text-align: center; border: none;">約5秒</td> <td style="text-align: center; border: none;">約5秒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: none;">約6秒</td> <td style="text-align: center; border: none;">約6秒</td> <td style="text-align: center; border: none;">約6秒</td> </tr> </table>	約5秒	約5秒	約5秒	約6秒	約6秒	約6秒
約5秒	約5秒	約5秒						
約6秒	約6秒	約6秒						
避難信号	● - ● - ● - ● - ● - ● - ● - ● - ●	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; border: none;">約3秒</td> <td style="text-align: center; border: none;">約3秒</td> <td style="text-align: center; border: none;">約3秒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: none;">約2秒</td> <td style="text-align: center; border: none;">約2秒</td> <td style="text-align: center; border: none;">約2秒</td> </tr> </table>	約3秒	約3秒	約3秒	約2秒	約2秒	約2秒
約3秒	約3秒	約3秒						
約2秒	約2秒	約2秒						
注1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用することを妨げない。 3 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。								

### 2 水防標識

水防のため出動する水防用緊急自動車の優先通行を確保するための標識は、次のとおりとする。

## 緊急自動車優先通行標識



## 第7節 決壊等の通報並びに決壊後の処置

### 1 決壊等の通報

#### (1) 決壊等の意味

決壊とは、堤防の全部又は一部の損壊を意味する用語で、浸食や堤防斜面（法）崩れも決壊に含まれる。また、報告する際には、単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊（破堤）し、氾濫している状態と混同する恐れもあるので、具体的に以下の言葉を使用すること。

#### ア 堤防の決壊（破堤）

堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの

#### イ 堤防斜面（法）崩れ

堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの

#### ウ 越水（水があふれ）

堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へ氾濫しているもの

#### エ 漏水

堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの

#### オ 亀裂

通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面（法面）に、堤防に平行に生じる。上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面（法）崩れの原因となる。

#### (2) 堤防その他の施設が決壊した時は、当該水防警戒区域の管轄責任者（消防団

にあつては、分団長以上)は、その状況を水防本部へ報告するものとする。

### (3) 速報

#### ア 速報の意義と留意点

初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、なにがあったか」が基本となる。速報における留意点は以下のとおりである。

- ① 速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「・・・もよう」「・・・の情報あり」とすること。
- ② 現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておくこと。
- ③ 互いに名乗り合うこと。

#### イ 速報の伝達経路

水防管理者、消防機関の長又は消防団長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに県豊田加茂建設事務所、県豊田加茂農林水産事務所、西三河県民事務所及び豊田警察署・足助警察署に通報し、氾濫する方向の隣接水防管理者に連絡するものとする。

## 2 決壊後の処置（法第26条、法第19条）

- (1) 水防管理者、消防機関の長及び消防団長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

ア 適切な水防工法の実施

イ 避難指示等

ウ 関係機関への通報

エ 自衛隊の派遣要請を知事に要請

- (2) 水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はその損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

## 3 決壊等による被害状況の報告

決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、被害状況を取りまとめ、人的・住家被害については、原則的に愛知県防災情報システムに入力し、公共土木施設被害については、豊田加茂建設事務所又は豊田加茂農林水産事務所へ、それぞれ速やかに報告するものとする。

なお、県災害対策本部が設置された後は、「豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画）」第3編第3章情報の収集・伝達・広報の定めるところによる。

## 4 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ、1種類の工法を施行するだけで成果を上げることが多いが、時には数種

の工法を組み合わせることで初めてその目的を達成することがあるから、当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法は、おおむね次のとおりである。

### 水 防 工 法 の 種 類

原因	工法	施行箇所	効果	工法の概要
深掘れ (洗堀)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、深掘れ（洗堀）し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川表の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工法	川側（川表）が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川側（川表）の崩壊を防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側（川表）の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面（川表法面）、根固めが、深掘れ（洗堀）、決壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ（洗堀）等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面（表法面）に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の上端（天端）や居住側斜面（裏法面）に亀裂や生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。

原因	工法	施行箇所	効果	工法の概要
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平地	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面（裏法）先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面（裏法面）に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法）に半円形に土のうを積む。
越水（堤防からの水のあふれ）	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水土工のうを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる（越水） 又はそのおそれのある箇所の居住側斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
決壊防	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の先堀が進んでいる箇所 堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、堤防の決壊（破堤）するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。

原因	工法	施行箇所	効果	工法の概要
	土のう羽口	堤防の居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ（洗堀）が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ（洗堀）の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

## 5 水防活動上の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもってこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動を行わないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに消防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

## 第8節 水防解除

水防管理者は、消防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、県豊田加茂建設事務所又は県豊田加茂農林水産事務所に対してその旨を通知するものとする。

## 第9節 費用負担と公用負担

### 1 費用負担

水防管理者が行った水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって、市域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときは、知事にあっせんを申請することができる。その場合、他の県に属する水防管理団又は市長村があるときは、当該他の県の知事と協議する。

## 2 公用負担

### (1) 公用負担権限

水防管理者、消防機関の長又は消防団長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者は、次のアからエ（イにおける収用を除く）の

権限を行使することができる。（法第28条第1項、第2項）

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土砂、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両、その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他障害物の処分

### (2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長又は消防団長にあっては、その身分を示す証明書を、その他水防管理者等の命令を受けたものにあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書			
豊田市消防団 第		分団長	
何		某	
上記の者に〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。			
令和	年	月	日
豊田市長			(印)

### (3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使した時は、次の証票2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第	号			
公 用 負 担 証				
目的別	種類	使用	収用	処分等
負担内容	使用	月	日	
令和	年	豊田市長		(印)
		事務取扱者 何	某	(印)
		殿		

#### (4) 身分を示す証票

法第 49 条の規定により、必要な土地に立ち入る場合は、次の証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

身 分 証 明 書			
豊田市消防団 第	何	分団長	某
上記の者は、水防法第49条第1項の規定による立ち入りを することができる者であることを証明する。			
令和	年	月	日
豊田市長			(印)

### 3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。(法第 28 条第 3 項)

## 第 10 節 水防報告と水防記録

### 1 水防報告

水防管理者は、水防が終結したときは 3 日以内に次の事項を取りまとめて、様式 1、様式 2 により、県豊田加茂建設事務所長に報告する。

- (1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- (2) 消防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水閘門等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (5) 使用資材の種類・数量
- (6) 法第 28 条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 水防管理者の所見
- (12) その他必要な事項

### 2 水防報告書(様式 1)記載上の注意

- (1) 水防管理団体及び県豊田加茂建設事務所で水防を行った箇所ごとに作成する。
- (2) 水防管理団体は、県豊田加茂建設事務所長に箇所ごとの報告書に集計表をつけて提出する。
- (3) 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所の欄には箇所数のみを記入する。
- (4) 一般及びため池関係は各別葉とする。

様式 1

水 防 報 告 書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名		令和 年 月 日報告					
増水（出水）の概要		級	川	水系	川始め	河川	
		最高時間雨量	mm	月	日	時	地内
		総雨量	mm	月	日	時	月 日 時
水 防 活 動	実施日時	月 日 時頃 ~ 月 日 時頃					
	実施場所	No.	河川名	左右岸	位 置	人 員	実施工法
		1			m	名	
		2 3					
	延出動人員	水防団	名	自衛隊	名	居住者	名
	消防団	名	( )	名	計	名	
	水防作業の概要及び水防工法						
水防の結果	種 別	人	家 屋	田 畑	堤 防	そ の 他	
	水防の効果	名	棟	h a	m		
	被 害						
使用資機材	種 類	数 量	単 価		金 額 (円)		
特 記 事 項							

備 考

「増水（出水）の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

平成〇〇年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成〇〇年8月〇日～〇日)								
<p>○概要</p> <p>〇〇市消防団は、平成〇〇年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">活動時間</th> <th style="text-align: center;">出動延人数</th> <th style="text-align: center;">主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8/〇～8/〇 約12時間</td> <td style="text-align: center;">〇名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	活動時間	出動延人数	主な活動内容	8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>		
活動時間	出動延人数	主な活動内容						
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>						
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 水防活動または 被害状況写真             </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 水防活動または 被害状況写真             </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 水防活動実施箇所 地図             </div>						
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 水防活動または 被害状況写真             </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輸工</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 水防活動または 被害状況写真             </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">〇〇地区の浸水被害</p>							

## 第11章 他の機関等の協力応援

### 第1節 洪水予報連絡会

愛知県は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体で結成された木曽川洪水予報連絡会、庄内川洪水予報連絡会、矢作川洪水予報連絡会、豊川・豊川放水路洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する木曽川（中流・下流）洪水予報、長良川（下流）洪水予報、庄内川洪水予報、矢作川洪水予報及び豊川・豊川放水路洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各県の水害の軽減に努めるものとする。

新川、天白川、日光川及び境川・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。

### 第2節 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、法第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、水防災協議会を設立した。

水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難と的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。

県管理河川等を対象とした水防災協議会は表1のとおりであり、直轄河川の水防災協議会と連携を図るとともに、水災害に備え国や市町村などとの連携を強め、水害の軽減に努めるものとしている。

表1 県管理河川等を対象とした水防災会議の設立状況（市該当協議会）（法第15条の10）

協議会の名称	事務局	構成員
矢作川圏域水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：14市町 気象台：名古屋地方気象台 ダム管理者：矢作ダム管理所、中部電力株式会社越戸水力制御所 中部地方整備局(ワザバー)：豊橋河川事務所

表2 直轄河川を対象とした水防災会議（法第15条の9）

協議会の名称	事務局
矢作川水防災協議会	国土交通省豊橋河川事務所

### 第3節 応援

#### 1 関係機関との相互協力

水防本部は、国土交通省豊橋河川事務所、県豊田加茂建設事務所、豊田警察署・足助警察署、その他関係各機関と常に密接な連絡をとり、水防上の水位、雨量及び警報について連絡協調し、堤防からの水のおふれ（越水）、堤防の決壊（破堤）等のおそれのあるときは、その状況を通報し、協力を求めるものとする。

## 2 隣接水防団体等との協力

水防本部は、水防のため必要があると認めるときは、隣接水防団体等に応援を求めるものとする。なお、隣接水防団体等との相互応援については、「豊田市地域防災計画－風水害等災害対策計画－」の第3編第4章の定めるところによる。

## 3 自衛隊の派遣要請

水防本部は、災害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊の災害派遣要請の必要があると認めるときは、知事に派遣要請を要求するものとする。

なお、自衛隊の派遣要請については、「豊田市地域防災計画－風水害等災害対策計画－」の第3編第4章の定めるところによる。

## 4 居住者の義務等

水防管理者等は、水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。また、水防管理者等は、水防上やむをえない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

## 5 河川管理者の協力事項

水防管理団体は自らが行う水防のための活動に必要な事項について河川管理者（国土交通省中部地方整備局長）に次の協力を依頼する。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防活動の記録及び広報

## 6 河川管理者からの情報提供（ホットライン）

洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫のおそれがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。

## 7 境川流域排水調整要綱

### (1) 境川流域排水調整要綱（排水調整の目的）

第一条 二級河川境川流域及び猿渡川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われた際、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

#### (用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。一 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機が存する。

二 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。

三 河川の整備水準 洪水を安全に流下させる河川の疎通能力をいう。

四 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。

五 停止水位 河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。

再開水位 排水調整を行ったのち、河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。（排水調整の法的根拠並びに発令を行う者）

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。（対象流域）

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川境川水系境川流域及び二級河川猿渡川水系猿渡川流域とする。（対象排水機）

第五条 排水調整を行う排水機は、二級河川に排水を行う別表1に示す排水機とする。（排水調整の実施）

第六条 各排水機地点の水位が別表1に示す停止水位に到達したとき、排水機管理者は、排水調整を実施するものとする。

2 河川からの越水又は破堤が発生したとき、越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機の排水調整を実施するものとする。なお、対象となる排水機管理者に対しては、河川管理者が排水調整を発令するものとする。（排水調整の解除）

第七条 前条第1項により排水調整を実施した場合は、各地点の水位が別表1に示す再開水位を下回ったとき、排水を再開できるものとする。

2 前条第2項により排水調整を実施した場合は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から排水機管理者に再開が可能となった旨を通知するものとする。（情報伝達及び報告）

第八条 排水機の運転調整にかかる連絡体制は別紙1のとおりとする。

2 排水調整を実施した場合は、排水調整及び再開について、排水機の管理者は別紙1のとおり速やかに河川管理者に報告するものとする。（通知及び発令等の内容）

第九条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表第2のとおりとする。

(操作規則)

第十条 第十一条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるものとする。(経過措置)

第十一条 この要綱は、境川流域、猿渡川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあっては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。(準用河川及び普通河川について)

第十二条 準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置を講ずるものとする。(雑則)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は境川流域総合治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、境川流域総合治水対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

## 第12章 水防訓練

### 第1節 水防訓練

水防訓練は、年1回以上5月から8月の間に次の各号の項目を全部又は一部について実施する。

なお、実施にあたっては、特に住民の参加を得て水防思想の高揚に努めるものとする。

- 1 観測（水位、雨量、風速）
- 2 通報（電話、無線、伝達）
- 3 動員（市役所、消防本部、消防署、消防団、協力団体、居住者の応援）
- 4 輸送（資機材、人員）
- 5 工法（各水防工法）
- 6 樋門等の操作
- 7 避難（避難指示等の放送・伝達、居住者の避難）

## 附属資料

# 目 次

## 第1 水防施設

1 矢作川豊田防災ステーション	1
2 水防倉庫一覧	2
3 水防倉庫備蓄資機材一覧	3
4 消防団詰所・格納庫一覧	7
5 豊田市無線整備一覧	
(1) 愛知県高度情報通信ネットワーク無線発信番号一覧	11
(2) 豊田市防災行政無線設備（移動系）	12
(3) 豊田市防災行政無線設備（同報系屋外拡声子局）	29
(4) 豊田市消防・救急無線設備	32
(5) 豊田市水道事業用IP無線機設備	38
6 緊急輸送車両一覧	39
7 舟艇の保有状況	54

## 第2 気象観測施設

1 雨量観測施設	55
2 水位・流量観測施設	56
3 風向・風速観測施設	56
4 河川監視カメラ（管理者：豊田市）	57

## 第3 避難場所等一覧

1 防災対策地区活動拠点	58
2 広域避難地	60
3 緊急避難場所兼避難所	61

## 第4 被害報告様式

## 第5 関係法・条例等

1 水防法	81
2 豊田市災害対策本部条例	109
3 豊田市災害対策本部機構	115

# 第1 水防施設

## 1 矢作川豊田防災ステーション

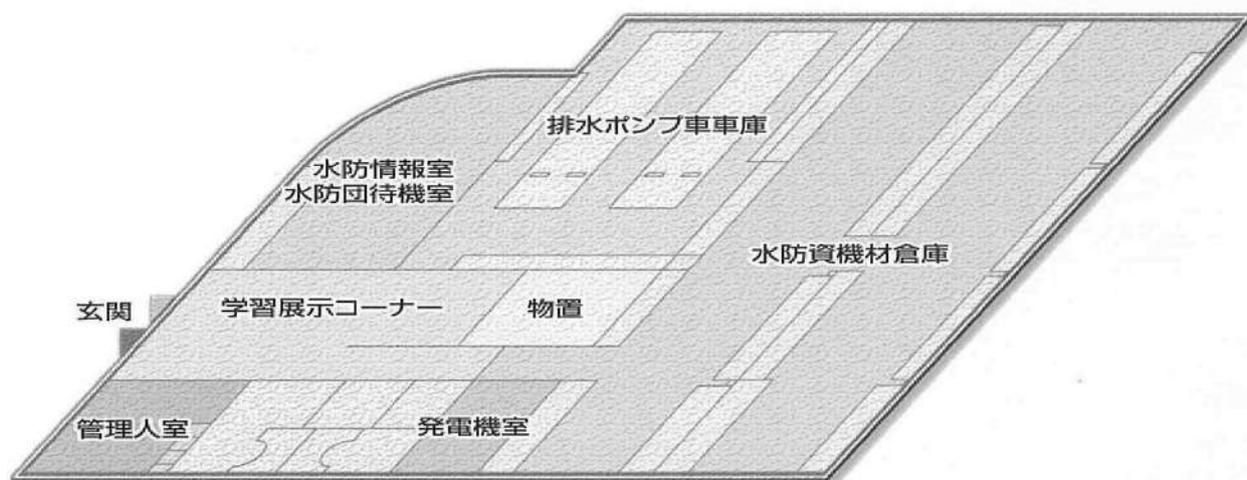
(令和6年4月1日現在)

### ■矢作川豊田防災ステーション概要（平成15年度運用開始）

〒471-0806 豊田市森町1丁目90番地 電話・FAX 87-3281

●全体面積	14,961㎡
内 訳	
水防センター	660㎡
防災ヘリポート	1,376㎡
土砂備蓄スペース	1,872㎡
備蓄土砂搬出・水防準備等作業スペース	2,070㎡
ブロックヤード	2,052㎡
水防用樹林	1,908㎡
その他	5,023㎡

### 水防センター平面図



### 矢作川豊田防災ステーションの役割

#### ●平常時の役割

- 公園、レクリエーションの場
- 河川等に関する情報発信の場
- 水防訓練実施の場

#### ●洪水などの緊急時の役割

- 水防情報の受発信基地
- 土砂、水防機材等備蓄した資材による緊急復旧の拠点
- 水防情報室、水防団待機室
- 排水ポンプ車の基地
- 防災ヘリなどの災害対応ヘリコプターの離着陸場

( (消) 総務課)

2 水防倉庫一覧（令和6年4月1日現在）

No.	建物区分	構造	面積(m <sup>2</sup> )	所在地	所有
1	梅坪	鉄骨折版葺	68.08	豊田市京町4-14-8	市
2	日之出	鉄骨折版葺	217.91	豊田市日之出町1-13-1	市
3	高岡	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市高丘新町上平地135-1	市
4	千足	鉄骨スレ－ト葺	33.60	豊田市千足町10	市
5	室町	鉄骨折版葺	61.02	豊田市室町6-57-6	市
6	逢妻	鉄骨カラ－鋼板葺	50.00	豊田市丸根町6-18-2	市
7	北	鉄骨造	63.00	豊田市四郷町森前南6-1	市
8	矢作川豊田防災 ステーション	鉄骨鋼板葺	255.10	豊田市森町1-90	市
9	南	鉄骨折版葺	120.00	豊田市和会町長田3-1	市
10	松平	鉄骨カラ－鋼板葺	60.00	豊田市九久平町百々8-7	市
11	未野原	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市鴛鴨町新林127	市
12	東	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市岩滝町高入36-1	市
13	藤岡小原	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市木瀬町桧本1525-1	市
14	下山	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市大沼町大官屋敷92-1	市
15	稲武	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市稲武町宮ノヒラ8-7	市
16	旭	木造	63.77	豊田市浅谷町下万場303-2	市
17	足助	鉄骨カラ－鋼板葺	92.40	豊田市桑田和町中貝戸6	市
18	小原	木造	63.76	豊田市小原町孫八456	市
19	西	鉄骨造	63.96	豊田市聖心町4-40-3	市

((消) 総務課)

### 3 水防倉庫資機材備蓄基準

(令和6年4月1日現在)

品名(単位)	豊田矢作	日之出	梅坪	千足	室	逢妻	東	松平	南
1t大型土のう (枚)	170	100	100	0	0	0	0	0	50
PP土のう (袋)	19,600	29,000	10,000	5,000	10,000	10,200	10,000	10,000	23,200
PPロープ (巻)	36	30	19	18	20	10	20	20	12
トラロープ (巻)	14	10	10	5	10	10	10	10	20
ビニール縄 (巻)	12	5	10	5	10	10	10	10	20
ハウスバンド (巻)									
防水シート (枚)	0	200	200	100	210	200	200	250	390
道板 (枚)	100	50	50	50	35	30	20	30	50
木杭 1.5m (本)	399	400	470	200	300	150	200	133	197
木杭 3.0m (本)	125	203	110	185	200	78	115	100	100
丸太 4.0m (本)	150	109	100	100	100	100	113	100	100
鋼管杭 (本)	400	440	300	200	300	300	300	300	600
加工線 (箱)	25	20	10	5	10	10	10	10	20
たこつち (丁)	22	24	15	10	15	10	10	10	22
掛矢 (丁)	88	99	50	29	50	10	10	50	20
10Pハンマー (丁)	15	10	15	5	10	10	10	10	10
シャベル (丁)	384	304	200	100	200	100	100	168	201
つるはし (丁)	20	21	5	5	5	10	10	10	20
唐鍬 (丁)	9	20	0	0	0	0	0	0	0
バチ鍬 (丁)	24	24	0	0	0	0	0	0	0
のこぎり (丁)	31	54	39	39	40	40	40	40	40
のこゴム太郎 (丁)									
おの (丁)	14	25	5	5	5	5	5	5	5
なた (丁)	40	30	30	30	30	20	30	30	30
鎌 (丁)	60	94	37	20	20	20	20	20	20
クリッパー (丁)	10	17	10	10	10	10	10	10	10
ペンチ (丁)	10	9	5	5	5	10	10	10	10
しの (丁)	30	45	30	20	30	30	30	30	30
バール (丁)	10	10	10	10	10	10	10	10	14
一輪車 (台)	19	21	10	10	10	10	20	10	18
手箕(プラ+竹) (個)	100	70	50	50	50	50	50	50	40
照明灯 (基)	3	8	2	2	2	2	2	2	6

品名 (単位)	豊田矢作	日之出	梅坪	千足	室	逢妻	東	松平	南
発電機 (台)	2	5	2	2	2	2	2	2	6
延長コード (個)	2	8	2	2	2	2	2	2	6
水中ポンプ (台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チェーンソー (台)	1	0	0	0	0	2	0	2	2
チルホール1式 (式)	0	0	0	0	0	2	0	2	2
支点用ワイヤー 3種 (式)	0	0	0	0	0	1	0	0	0
救助用ロープ 2種 (式)	0	0	0	0	0	2	0	2	0
カラビナ (個)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ダルマジヤッキ 10t (基)	2	2	1	2	2	2	2	2	2
救命ボート (艇)	2	0	0	0	0	1	1	1	2
救命胴衣 (個)	15	0	0	0	0	4	5	4	0
軍手 (ダース)	76	95	120	36	45	45	50	45	47
空気入れ (個)	6	0	0	1	2	1	0	0	0

品名 (単位)	末野原	高岡	北	藤岡	下山	旭	稲武	足助	小原	西
1 t大型土のう (枚)	0	0	50	0	0	0	0	50	0	0
PP土のう (袋)	10,000	12000	10,000	10,000	10,000	10,000	11,750	10,100	10,000	5000
PPロープ (巻)	19	20	10	10	10	10	10	10	9	10
トラロープ (巻)	10	10	7	10	10	10	10	10	10	10
ビニール縄 (巻)	7	10	9	10	10	0	10	10	10	10
ハウスバンド (巻)										
防水シート (枚)	200	200	220	190	200	200	200	200	80	40
道板 (枚)	46	50	19	20	19	16	20	18	20	20
木杭 1.5 m (本)	200	200	46	200	169	100	100	100	100	100
木杭 3.0 m (本)	50	50	100	0	0	0	0	40	0	0
丸太 4.0 m (本)	100	100	62	78	40	0	0	0	0	0
鋼管杭 (本)	280	300	273	300	300	200	300	295	200	200
加工線 (箱)	10	12	10	9	10	10	10	10	10	10
たこつち (丁)	15	15	15	5	5	4	0	6	0	0
掛矢 (丁)	50	55	48	10	10	10	10	12	10	10
10Pハンマー (丁)	10	10	10	10	10	11	10	10	10	10
シャベル (丁)	204	162	172	100	100	100	100	110	120	100
つるはし (丁)	10	10	10	6	10	10	10	10	10	10
唐鋤 (丁)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バチ鋤 (丁)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
のこぎり (丁)	40	60	38	40	40	30	40	48	40	40
のこゴム太郎 (丁)										
おの (丁)	5	6	5	5	5	5	10	5	5	5
なた (丁)	30	30	30	30	30	30	30	30	0	0
鎌 (丁)	50	20	20	20	20	20	20	20	20	20
クリッパー (丁)	10	15	10	10	10	10	10	10	10	10
ペンチ (丁)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
しの (丁)	29	35	30	30	30	30	30	28	20	20

品名 (単位)	未野原	高岡	北	藤岡	下山	旭	稲武	足助	小原	西
バール (丁)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
一輪車 (台)	10	11	10	20	10	10	12	10	10	10
手箕 (プラ+ 竹) (個)	50	60	49	50	30	20	20	32	20	20
照明灯 (基)	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2
脚立 (個)	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
発電機 (台)	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2
延長コー ド (個)	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2
照明用三 脚 (本)	2	4	2	2	2	2	0	0	2	2
水中ポン プ (台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チェーン ソー (台)	2	0	2	0	2	2	2	3	4	4
チルホー ル1式 (式)	2	0	2	0	0	2	0	2	2	2
支点用フ ィヤー 3種 (式)	2	0	1	0	0	2	0	6	2	2
救助用口 ーブ 2 種 (式)	1	0	2	0	0	1	0	2	1	1
カラビナ (個)	0	0	0	0	0	10	0	10	10	10
ダルマジ ャッキ 10t (基)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
救命ボー ト (艇)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
救命胴衣 (個)	4	4	3	4	10	10	0	10	10	10
軍手 (グ-ス)	78	64	90	50	47	50	50	50	0	0
空気入れ (個)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1

## 4 消防団詰所・格納庫一覧

(令和6年4月1日現在)

No.	方面隊	分団	班名	所在地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
1	1	1	元城	元城町1-35	H1	112.74	78.00	78.00	2
2	1	1	竹生	竹生町2-21-1	H16	101.19	70.44	116.00	2
3	1	1	平芝	平芝町3-4-15	H3	296.44	52.80	52.80	2
4	1	1	梅坪	京町4-14-8	H3	360.28	50.82	50.82	2
5	1	2	樹木	常盤町2-11	S51	82.00	44.40	44.40	2
6	1	2	小坂	小坂町3-11-2	H26	172.71	39.75	74.54	1
7	1	2	下市場	下市場町5-41-1	H13	62.00	29.83	57.50	2
8	1	2	金谷	金谷町1-116	S62	155.65	50.82	50.82	2
9	1	2	長興寺	長興寺5-100-1	H3	77.61	29.46	54.66	2
10	1	3	宮口	宮口町3-112-2	H28	407.90	39.75	74.54	1
11	1	3	宮上	宮上町4-63-2	H7	458.29	52.50	52.50	2
12	1	3	宮	宮町3-80	S48	50.68	42.23	42.23	1
13	1	3	本新	本新町4-29-2	S62	149.91	50.82	50.82	2
14	1	3	千足	千足町6-14-1	H4	150.00	52.80	52.80	2
15	1	3	深田	柿本町7-61-3	H14	237.78	40.07	75.39	2
16	1	3	本地	本地町6-214	H7	136.20	52.50	52.50	2
17	1	4	今	今町7-79	H1	120.00	52.20	52.20	2
18	1	4	前山	前山町3-9-2	S52	776.63	37.64	37.64	3
19	1	4	渡合	渡合町5-77	S50	95.00	22.68	22.68	2
20	1	4	室	室町3-125-1	S52	37.00	23.49	23.49	2
21	2	1	高橋	高橋町1-53	H16	74.04	37.00	74.00	2
22	2	1	上野	上野町3-120	H17	103.67	40.07	74.47	2
23	2	1	市木	市木町3-5-10	S57	164.00	45.36	45.36	2
24	2	2	扶桑	扶桑町3-55	H2	120.00	50.82	50.82	2
25	2	2	平井	平井町6-15	S51	69.00	34.39	34.39	2
26	2	2	百々	百々町1-59	S61	95.86	21.37	41.24	2
27	2	2	岩滝	岩滝町萩洞471-1	H30	353.00	39.75	74.54	1
28	2	2	池田	池田町前田296	S63	106.00	50.82	50.82	2
29	2	2	矢並	矢並町広畑321-1	H10	99.00	29.63	55.67	2
30	2	2	山中	山中町中トンモ856-5	H17	21.41	9.45	9.45	2
31	2	3	野見	野見町5-144-1	H3	207.50	29.46	54.66	2
32	2	3	広川	広川町8-27-1	H4	205.12	52.80	52.80	2
33	2	3	古瀬間	古瀬間町古宿1-2	R1	2770.98	76.19	76.19	1
34	2	3	大見	大見町1-115-1	H9	130.00	29.46	54.66	2
35	2	4	九久平	九久平町薬師ヶ嶽21	H13	132.00	32.55	59.20	2

No.	方面隊	分団	班名	所在地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
36	2	4	幸海	幸穂台3丁目8	H30	448.65	39.75	74.54	1
37	2	4	穂積	穂積町ササ山3	H6	151.00	25.92	25.92	2
38	2	4	岩倉	岩倉町四ツ瀬71	S58	89.97	46.84	46.84	1
39	2	4	桂野	桂野町西百々6-2	R4	1615.84	88.83	88.83	1
40	2	5	林添	林添町東トウモ14-1	H5	100.00	29.62	55.66	2
41	2	5	滝脇	滝脇町中洞10	S53	115.70	42.15	42.15	2
42	2	5	長沢	長沢町イレウ16	S51	46.00	21.13	21.13	1
43	2	5	豊松	豊松町宮下16-1	S54	85.00	52.95	52.95	2
44	2	5	松平	松平町神田14-10	H20	12.6	9.45	9.45	2
45	2	5	坂上 (仁王)	坂上町河原田25-1	S52	43.68	36.40	72.80	2
46	2	5	坂上 (日明)	坂上町日向50-1	-	40.00	24.70	24.70	1
47	2	5	石楠	石楠町伊達屋敷14-6	S59	31.93	21.28	21.28	1
48	3	1	鴛鴨	鴛鴨町中屋敷15-1	H8	200.00	52.50	52.50	2
49	3	1	大林	大林町11-8-1	H21	568.16	40.07	74.52	2
50	3	1	渡刈	渡刈町4-119	H15	167.86	40.07	75.39	2
51	3	1	豊栄	豊栄町8-35-1	H27	330.01	39.75	74.54	1
52	3	1	永覚	永覚町下山畑104-1	S53	150.16	51.60	51.60	2
53	3	2	上郷	上郷町市場126	S59	419.90	66.24	66.24	2
54	3	2	畝部東 (中切)	畝部東町寺前19-1	S42	95.00	41.59	41.59	2
55	3	2	柘塚東	柘塚東町西郷120	S55	76.00	31.73	31.73	1
56	3	2	配津	配津町蔵前53	S55	254.54	45.00	45.00	2
57	3	2	福受	福受町中ノ切26	H18	106.25	40.07	74.47	2
58	3	2	和会	和会町東郷50-1	H1	180.00	52.20	52.20	2
59	3	3	土橋	土橋区画整理事業49B-1	H27	439.47	39.75	74.54	1
60	3	3	本	本町大富57	H3	75.81	53.70	53.70	2
61	3	3	中	住吉町前邸122	S56	70.00	43.15	43.15	2
62	3	4	若林	若林東町沖田123-1	H10	148.00	26.04	53.51	2
63	3	4	中根	中根町小沢8	S58	499.17	27.47	27.47	2
64	3	4	花園	花園町屋敷99-5	H16	104.77	40.07	73.02	2
65	3	5	堤	堤町蔵下34	H12	117.71	40.06	75.37	2
66	3	5	上丘	上丘町甲中才1	S63	126.88	50.82	50.82	2
67	3	5	西岡	西岡町前田23-3	H4	150.00	52.80	52.80	2
68	3	5	前林	前林町行田28	S57	1,894.93	67.17	67.17	2
69	3	5	駒場	駒場町北81-1	S55	5,874.33	57.60	57.60	2

No.	方面隊	分団	班名	所在地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
70	3	5	中田	中田町高砂2-1	H2	263.37	50.82	50.82	2
71	4	1	八草	八草町秋合762	S55	2,985.00	51.90	51.90	2
72	4	1	広幡	広幡町四ツ屋62地先	S52	320.66	46.08	46.08	2
73	4	1	大畑	大畑町不流130-3	S54	122.28	38.30	69.56	2
74	4	1	篠原	篠原町黒坪23-6	H13	228.34	40.07	75.39	2
75	4	1	保見	保見町松本18	S62	254.11	50.82	50.82	2
76	4	1	東保見	東保見町藪下613-	H3	169.14	50.80	50.80	2
77	4	1	田糲	田糲町向畑1	H11	125.00	40.07	75.39	2
78	4	1	貝津	貝津町町屋134-7	S53	201.08	76.68	76.68	2
79	4	1	伊保	伊保町大鳥居27-7	H20	181.02	40.07	74.47	2
80	4	2	猿投	猿投町神郷81-6	H8	177.22	29.63	55.67	2
81	4	2	加納	加納町下大坪1	S51	3,811.00	45.50	45.50	2
82	4	2	亀首	亀首町札掛9	H16	108.00	40.00	73.00	2
83	4	2	舞木	舞木町焼山1102-5	H3	125.00	50.80	50.80	2
84	4	2	乙部	乙部町南沢445-15	R2	1049.00	39.75	74.54	2
85	4	3	四郷	四郷町南六反田南1-3	R1	807.50	39.75	74.54	1
86	4	3	御船	御船町登り21-1	H4	261.02	52.80	52.80	2
87	4	3	越戸	平戸橋町太戸128-2	H24	384.95	40.04	74.52	2
88	4	3	花本	花本町宇津木105	H12	60.47	40.06	75.37	2
99	4	3	西広瀬	西広瀬町西前65-4	H9	197.00	29.60	55.60	2
90	4	4	東広瀬	東広瀬町平地20-3	H18	523.00	40.07	74.47	2
91	4	4	小峯	小峯町川田248-2	H1	231.00	52.20	52.20	2
92	4	4	力石	力石町井ノ上119-2	H2	110.05	50.82	50.82	2
93	4	4	藤沢	藤沢町平117	S56	30.00	30.00	43.50	2
94	4	4	富田	富田町鹿野末28-3	-	29.16	24.30	24.30	2
95	4	4	寺下	寺下町冷田311-1	H5	223.00	73.76	73.76	2
96	4	4	成合	成合町岩倉53-5	S45		12.60	12.60	1
97	4	4	中金	中金町申堂213	H4	569.00	52.80	52.80	2
98	4	4	芳友	芳友町両ノクゴ123-3	S63	105.43	50.82	50.82	2
99	4	4	野口	野口町水別日陰385-2	H14	264.00	41.54	41.54	2
100	4	4	中切	中切町池田325-1	H6	110.00	25.92	25.92	2
101	5	1	木瀬	木瀬町井ノ平226	H1	231.40	98.25	98.25	2
102	5	1	藤岡飯野	藤岡飯野町井ノ脇401	R5	774.36	83.12	83.12	2
103	5	2	西中山	西中山町後田96-12	H26	219.64	39.74	74.52	1
104	5	2	深見	深見町細田302-1	-	102.00	63.33	63.33	2
105	5	3	御作	御作町堀越202-1	S52	456.44	94.70	122.80	3
106	5	3	上川口	上川口町中田221-2	H3	362.00	65.00	98.90	2

No.	方面隊	分団	班名	所在地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
107	5	4	三 箇	三箇町森前1-5	S59	66.11	98.64	98.64	2
108	5	4	折 平	折平町上赤土158-2	H24	256.20	40.07	74.37	1
109	5	4	白 川	白川町前田5	H16	262.26	85.80	92.50	2
110	6	1	大 平	大平町神殿40-1	H22	306.92	40.07	74.52	2
111	6	1	乙ヶ林	乙ヶ林町信田190-1	R2	528.00	76.19	76.19	1
112	6	1	北篠平	北篠平町駒ヶ峰335-1	H12	639.00	28.80	28.80	2
113	6	2	上仁木	上仁木町柿ヶ入312-1	H10	790.03	54.45	54.45	1
114	6	2	雑 敷	雑敷町同前7-4	S50	70.76	46.98	46.98	1
115	6	3	永 太 郎	永太郎町馬場48-6	H19	53.18	40.07	74.47	2
116	6	3	小 原	小原町上平441-1 (小原支所内)	R5		78.75	78.75	2
117	6	3	市 場	市場町半ノ田1407-1	H14		53.18	53.18	1
118	7	1	足 助 ( 田 町 )	足助町田町1-1	S45	93.00	93.00	93.00	2
119	7	1	山 谷	山谷町日向道上10-3	H10	53.46	57.00	57.00	1
120	7	2	足 助 ( 宮 平 )	足助町宮平39-1	H24	284.19	40.07	74.37	2
121	7	2	葛 沢	葛沢町枇杷所47-1	H5		28.00	28.00	2
122	7	3	近 岡	近岡町馬橋7-9	S40		86.00	172.00	1
123	7	3	国 谷	国谷町中根10-2	H29	189.00	76.19	76.19	1
124	7	4	則 定	則定町前田15-1	S40	77.61	52.65	52.65	1
125	7	4	上 佐 切	上佐切町中切12	H4	13.65	32.76	65.52	2
126	7	5	竜 岡	竜岡町丸根4-1	S63	312.81	50.00	50.00	1
127	7	5	明 川	明川町オクマノ2-13	H17	242.40	40.47	74.87	2
128	7	5	大 多 賀	大多賀町不二平18-1	S58	164.00	31.00	31.00	1
129	7	5	五 反 田	五反田町長配2-1	H7		16.00	16.00	1
130	7	6	新 盛	新盛町深沼11-1	H25	1,050.40	76.20	76.20	1
131	7	6	大 河 原	大河原町辻畑61-1	S50	31.68	31.68	31.68	2
132	7	6	大 蔵	大蔵町森下39-10	S58	354.00	66.00	66.00	2
133	7	6	御 蔵	御蔵町於三屋敷7-3	S30		35.00	35.00	1
134	7	6	月 原	月原町上向田28-1	H11		45.54	45.54	1
135	8	1	下 山 田 代	下山田代町神畑6-5	H5	227.20	87.00	87.00	2
136	8	1	花 沢	花沢町ヲチ合24-5	H14	107.61	24.80	24.80	2
137	8	2	大 沼	大沼町八沢107-1	H9	248.03	58.18	107.48	2
138	8	3	蘭	蘭町神田55	H10	91.77	23.40	23.40	2
139	8	3	和 合	和合町日向44-1	H12	91.49	91.49	91.49	2
140	8	4	阿 蔵	阿蔵町仏供田10-59	H30	65.00	47.19	47.19	1

No.	方面隊	分団	班名	所在地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
141	8	4	立岩	立岩町シンコ口7-3	H11	142.32	62.90	62.90	2
142	8	4	梨野	梨野町寺田17-2	-	88.00	14.58	14.58	1
143	8	4	野原	野原町岡1-6	-	80.00	21.49	21.49	1
144	8	4	羽布	羽布町川合26-2	H17	232.48	92.75	92.75	1
145	9	1	田津原	田津原町松ヶ下19-1	S53		21.49	21.49	1
146	9	1	小渡	小渡町船戸15-1 <small>(旭支所内)</small>	H26		77.00	77.00	3
147	9	2	笹戸	笹戸町平畑1	R3	1,030	76.19	76.19	1
148	9	3	杉本	杉本町稲場下38-3	S60	150.00	34.02	34.02	1
149	9	3	太田	太田町宮前43	H10	3.31	4.86	4.86	1
150	9	3	加塩	加塩町広見18-5	H20	12.97	9.45	9.45	2
151	9	3	榊野	榊野町池田30-3	S40	95.01	40.00	80.00	1
152	9	4	槇本	槇本町落合11-1	H19	138.00	40.07	74.47	2
153	9	4	伊熊	伊熊町豆生30-3	H10	138.00	19.44	19.44	1
154	9	5	浅谷	浅谷町下洞370-1	H2		50.00	50.00	1
155	10	1	稲武	稲武町寺下4-5	H16	365.57	102.00	102.00	1
156	10	1	川手	川手町前田1-2	S56		56.25	56.25	1
157	10	1	大野瀬	大野瀬町ヤシロジマ23-9	S45		63.75	63.75	2
158	10	2	小田木	小田木町中沼47	S52		121.87	121.87	2
159	10	2	黒田	黒田町古屋貝戸235-1	S52		75.54	75.54	2
160	10	2	御所貝津	御所貝津町千保田38-2	H20	226.00	40.07	74.47	2
161	10	3	武節	武節町針原21-3	H16	56.55	27.38	27.38	2
162	10	3	桑原	桑原町鐘鋳場319-1	S56		72.15	72.15	1

注1 「建」：建築年度を表す。「-」は不明

2 「主」：主要建物構造を表す。1 = 木造、2 = 鉄骨、3 = 鉄筋、4 = その他

((消) 総務課)

## 5 通信施設・設備等

(1) 愛知県高度情報通信ネットワーク無線発信番号一覧

(令和7年3月31日現在)

名称	無線発信番号				局番号				内線着信付加
	内線から発信		無線専用から発信		内線着信		無線専用着信		
	地上系	衛星系	地上系	衛星系	地上系	衛星系	地上系	衛星系	
豊田市(本庁)	18	19	8	9	711	711	711	711	2
豊田市消防本部	18	19	8	-	8309	-	8309	-	2
県庁	8	9	8	9	600	600	600	600	-
西三河県民事務所	8	9	8	9	605	605	605	605	-
豊田庁舎	8	6	8	6	606	606	606	606	-

豊田加茂建設事務所	8	-	8	-	618	-	618	-	-
陸上自衛隊豊川駐屯地	-	-	8	9	-	-	8240	8240	-

(防災対策課)

(2) 豊田市防災行政無線設備 (移動系)

(令和7年3月31日現在)

個別番号	個別名称	設置場所等
00001	市長	市長
00002	副市長 01	副市長
00003	副市長 02	副市長
00004	秘書課	秘書課
00005	市民安全室長	市民安全室長
00006	防災対策課長	防災対策課長
00007	防災対策副課長	防災対策副課長
00008	災对本部 01	報道班
00009	災对本部 02	停電対策班
00010	災对本部 03	災害対策本部
00011	災对本部 04	災害対策本部
00012	災对本部 05	災害対策本部
00013	災对本部 06	災害対策本部
00014	災对本部 07	災害対策本部
00015	災对本部 08	災害対策本部
00016	災对本部 09	災害対策本部
00017	災对本部 10	災害対策本部
00018	災对本部 11	災害対策本部
00019	災对本部 12	災害対策本部
00020	災对本部 13	災害対策本部
00021	災对本部 14	災害対策本部
00022	災对本部 15	災害対策本部
00023	災对本部 16	災害対策本部
00024	災对本部 17	災害対策本部
00025	災对本部 18	災害対策本部
00026	災对本部 19	災害対策本部
00027	災对本部 20	災害対策本部
00028	災对本部 21	災害対策本部
00029	災对本部 22	災害対策本部
00030	(八草)帰宅困難施設 1	愛知工業大学
00037	企画政策対策部 00	災害対策本部
00038	総務対策部 00	災害対策本部
00039	地区対策部 00	災害対策本部
00040	広報調査対策部 00	災害対策本部
00041	生涯活躍対策部 00	災害対策本部
00042	美術博物対策部 00	災害対策本部

個別 番号	個別名称	設置場所等
00043	こ若木対策部 00	災害対策本部
00044	環境対策部 00	災害対策本部
00045	福祉対策部 00	災害対策本部
00046	医療保健対策部 00	災害対策本部
00047	産業対策部 00	災害対策本部
00048	建設対策部 00	災害対策本部
00049	消防対策部 00	災害対策本部
00050	上下水道対策部 00	災害対策本部
00051	教育対策部 00	災害対策本部
00052	都市整備対策部 00	災害対策本部
00053	医療保健対策部 01	保健活動班
00054	医療保健対策部 02	保健活動班
00055	医療保健対策部 03	保健活動班
00056	医療保健対策部 04	保健所運営班
00057	医療保健対策部 05	衛生活動班
00058	環境対策部 01	環境班
00059	環境対策部 02	環境班
00060	環境対策部 03	環境班
00061	環境対策部 04	環境班
00062	環境対策部 05	環境班
00063	環境対策部 06	環境班
00064	環境対策部 07	環境班
00065	教育対策部 01	学校教育班
00066	建設対策部 01	河川班
00067	建設対策部 02	河川班
00068	建設対策部 03	河川班
00069	建設対策部 04	河川班
00070	建設対策部 05	河川班
00071	建設対策部 06	道路班
00072	建設対策部 07	道路班
00073	建設対策部 08	道路班
00074	建設対策部 09	道路班
00075	建設対策部 10	道路班
00076	建設対策部 11	道路班
00077	建設対策部 12	道路班
00078	建設対策部 13	道路班
00079	建設対策部 14	道路班
00080	建設対策部 15	地域建設班
00081	建設対策部 16	地域建設班
00082	建設対策部 17	地域建設班
00083	広報調査対策部 01	広報・被害調査班
00084	広報調査対策部 02	広報・被害調査班

個別 番号	個別名称	設置場所等
00085	広報調査対策部 03	広報・被害調査班
00086	広報調査対策部 04	広報・被害調査班
00087	広報調査対策部 05	広報・被害調査班
00088	広報調査対策部 06	広報・被害調査班
00089	産業対策部 01	森林班
00090	産業対策部 02	農地整備班
00091	産業対策部 03	農地整備班
00092	産業対策部 04	農地整備班
00093	産業対策部 05	商業観光班
00094	上下水道対策部 01	上下水道対策部
00095	総務対策部 01	庶務班
00096	総務対策部 02	庶務班
00097	総務対策部 03	庶務班
00098	地区対策部 01	高岡支所
00099	地区対策部 02	高岡支所
00100	地区対策部 03	高橋支所
00101	地区対策部 04	高橋支所
00102	都市整備対策部 01	公園班
00103	都市整備対策部 02	公園班
00104	都市整備対策部 03	公共区画整理班
00105	都市整備対策部 04	公共区画整理班
00106	都市整備対策部 05	公共区画整理班
00107	福祉対策部 01	介護保険班
00108	福祉対策部 02	障がい福祉班
00109	福祉対策部 03	よりそい支援班
3001	崇化館地区対 01	崇化館交流館
3002	崇化館地区対 02	崇化館交流館
3003	崇化館地区対 03	崇化館交流館
3004	崇化館地区対 04	崇化館交流館
3005	梅坪台地区対 01	梅坪台交流館
3006	梅坪台地区対 02	梅坪台交流館
3007	梅坪台地区対 03	梅坪台交流館
3008	梅坪台地区対 04	梅坪台交流館
3009	浄水地区対 01	浄水交流館
3010	浄水地区対 02	浄水交流館
3011	浄水地区対 03	浄水交流館
3012	浄水地区対 04	浄水交流館
3013	朝日丘地区対 01	朝日丘交流館
3014	朝日丘地区対 02	朝日丘交流館
3015	朝日丘地区対 03	朝日丘交流館
3016	朝日丘地区対 04	朝日丘交流館
3017	逢妻地区対 01	逢妻交流館

個別 番号	個別名称	設置場所等
3018	逢妻地区対 02	逢妻交流館
3019	逢妻地区対 03	逢妻交流館
3020	逢妻地区対 04	逢妻交流館
3021	高橋地区対 01	高橋交流館
3022	高橋地区対 02	高橋交流館
3023	高橋地区対 03	高橋交流館
3024	高橋地区対 04	高橋交流館
3025	美里地区対 01	美里交流館
3026	美里地区対 02	美里交流館
3027	美里地区対 03	美里交流館
3028	美里地区対 04	美里交流館
3029	益富地区対 01	益富交流館
3030	益富地区対 02	益富交流館
3031	益富地区対 03	益富交流館
3032	益富地区対 04	益富交流館
3033	豊南地区対 01	豊南交流館
3034	豊南地区対 02	豊南交流館
3035	豊南地区対 03	豊南交流館
3036	豊南地区対 04	豊南交流館
3037	未野原地区対 01	未野原交流館
3038	未野原地区対 02	未野原交流館
3039	未野原地区対 03	未野原交流館
3040	未野原地区対 04	未野原交流館
3041	上郷地区対 01	上郷支所
3042	上郷地区対 02	上郷支所
3043	上郷地区対 03	上郷支所
3044	上郷地区対 04	上郷支所
3045	竜神地区対 01	竜神交流館
3046	竜神地区対 02	竜神交流館
3047	竜神地区対 03	竜神交流館
3048	竜神地区対 04	竜神交流館
3049	若林地区対 01	若林交流館
3050	若林地区対 02	若林交流館
3051	若林地区対 03	若林交流館
3052	若林地区対 04	若林交流館
3053	前林地区対 01	前林交流館
3054	前林地区対 02	前林交流館
3055	前林地区対 03	前林交流館
3056	前林地区対 04	前林交流館
3057	若園地区対 01	若園交流館
3058	若園地区対 02	若園交流館
3059	若園地区対 03	若園交流館

個別 番号	個別名称	設置場所等
3060	若園地区対 04	若園交流館
3061	猿投台地区対 01	猿投台交流館
3062	猿投台地区対 02	猿投台交流館
3063	猿投台地区対 03	猿投台交流館
3064	猿投台地区対 04	猿投台交流館
3065	井郷地区対 01	猿投支所
3066	井郷地区対 02	猿投支所
3067	井郷地区対 03	猿投支所
3068	井郷地区対 04	猿投支所
3069	猿投地区対 01	猿投交流館
3070	猿投地区対 02	猿投交流館
3071	猿投地区対 03	猿投交流館
3072	猿投地区対 04	猿投交流館
3073	保見地区対 01	保見出張所
3074	保見地区対 02	保見出張所
3075	保見地区対 03	保見出張所
3076	保見地区対 04	保見出張所
3077	石野地区対 01	石野出張所
3078	石野地区対 02	石野出張所
3079	石野地区対 03	石野出張所
3080	石野地区対 04	石野出張所
3081	松平地区対 01	松平支所
3082	松平地区対 02	松平支所
3083	松平地区対 03	松平支所
3084	松平地区対 04	松平支所
3085	藤岡地区対 01	藤岡支所
3086	藤岡地区対 02	藤岡支所
3087	藤岡地区対 03	藤岡支所
3088	藤岡地区対 04	藤岡支所
3089	小原地区対 01	小原支所
3090	小原地区対 02	小原支所
3091	小原地区対 03	小原支所
3092	小原地区対 04	小原支所
3093	足助地区対 01	足助支所
3094	足助地区対 02	足助支所
3095	足助地区対 03	足助支所
3096	足助地区対 04	足助支所
3097	下山地区対 01	下山支所
3098	下山地区対 02	下山支所
3099	下山地区対 03	下山支所
3100	下山地区対 04	下山支所
3101	旭地区対 01	旭支所

個別 番号	個別名称	設置場所等
3102	旭地区対 02	旭支所
3103	旭地区対 03	旭支所
3104	旭地区対 04	旭支所
3105	稲武地区対 01	稲武支所
3106	稲武地区対 02	稲武支所
3107	稲武地区対 03	稲武支所
3108	稲武地区対 04	稲武支所
4001	崇化館中学校	崇化館中学校
4002	拳母小学校	拳母小学校
4003	元城小学校	元城小学校
4004	朝日小学校	朝日小学校
4005	梅坪台中学校	梅坪台中学校
4006	梅坪小学校	梅坪小学校
4007	浄水中学校	浄水中学校
4008	浄水小学校	浄水小学校
4009	浄水北小学校	浄水北小学校
4010	豊田高等学校	豊田高等学校
4011	朝日丘中学校	朝日丘中学校
4012	童子山小学校	童子山小学校
4013	根川小学校	根川小学校
4014	衣丘小学校	衣丘小学校
4015	豊田西高等学校	豊田西高等学校
4016	逢妻中学校	逢妻中学校
4017	小清水小学校	小清水小学校
4018	美山小学校	美山小学校
4019	衣台高等学校	衣台高等学校
4020	高橋中学校	高橋中学校
4021	寺部小学校	寺部小学校
4022	平井小学校	平井小学校
4023	矢並小学校	矢並小学校
4024	市木小学校	市木小学校
4025	豊田北高等学校	豊田北高等学校
4026	美里中学校	美里中学校
4027	野見小学校	野見小学校
4028	東山小学校	東山小学校
4029	広川台小学校	広川台小学校
4030	豊田東高等学校	豊田東高等学校
4031	益富中学校	益富中学校
4032	古瀬間小学校	古瀬間小学校
4033	五ヶ丘小学校	五ヶ丘小学校
4034	五ヶ丘東小学校	五ヶ丘東小学校
4035	豊南中学校	豊南中学校

個別 番号	個別名称	設置場所等
4036	前山小学校	前山小学校
4037	山之手小学校	山之手小学校
4038	平和小学校	平和小学校
4039	末野原中学校	末野原中学校
4040	寿恵野小学校	寿恵野小学校
4041	大林小学校	大林小学校
4042	豊野高等学校	豊野高等学校
4043	上郷ミニセンター	上郷ミニセンター
4044	上郷中学校	上郷中学校
4045	高嶺小学校	高嶺小学校
4046	畝部小学校	畝部小学校
4047	竜神中学校	竜神中学校
4048	竹村小学校	竹村小学校
4049	土橋小学校	土橋小学校
4050	豊田工科高等学校	豊田工科高等学校
4051	高岡中学校	高岡中学校
4052	若林東小学校	若林東小学校
4053	若林西小学校	若林西小学校
4054	豊田南高等学校	豊田南高等学校
4055	前林中学校	前林中学校
4056	堤小学校	堤小学校
4057	駒場小学校	駒場小学校
4058	堤ヶ丘こども園	堤ヶ丘こども園
4059	堤こども園	堤こども園
4060	若園中学校	若園中学校
4061	若園小学校	若園小学校
4062	猿投台中学校	猿投台中学校
4063	青木小学校	青木小学校
4064	西広瀬小学校	西広瀬小学校
4065	緑のササキセンター	緑のササキセンター
4066	越戸こども園	越戸こども園
4067	井郷中学校	井郷中学校
4068	四郷小学校	四郷小学校
4069	井上小学校	井上小学校
4070	猿投農林高等学校	猿投農林高等学校
4071	猿投中学校	猿投中学校
4072	加納小学校	加納小学校
4073	広沢こども園	広沢こども園
4074	保見中学校	保見中学校
4075	大畑小学校	大畑小学校
4076	伊保小学校	伊保小学校
4077	東保見小学校	東保見小学校

個別 番号	個別名称	設置場所等
4078	西保見小学校	西保見小学校
4079	トヨタスポーツセンター	トヨタスポーツセンター
4080	石野中学校	石野中学校
4081	東広瀬小学校	東広瀬小学校
4082	中金小学校	中金小学校
4083	上鷹見こども園	上鷹見こども園
4084	ルネッサ豊田高校	ルネッサ豊田高校
4085	松平こども園	松平こども園
4086	幸海小学校	幸海小学校
4087	岩倉小学校	岩倉小学校
4088	九久平小学校	九久平小学校
4089	滝脇小学校	滝脇小学校
4090	豊松小学校	豊松小学校
4091	松平高等学校	松平高等学校
4092	石畳小学校	石畳小学校
4093	藤岡中学校	藤岡中学校
4094	藤岡体育センター	藤岡体育センター
4095	御作小学校	御作小学校
4096	中山小学校	中山小学校
4097	加茂丘高等学校	加茂丘高等学校
4098	本城小学校	本城小学校
4099	小原福祉センター	小原福祉センター
4100	小原北部センター	小原北部センター
4101	小原研修センター	小原研修センター
4102	小原交流館	小原交流館
4103	足助中学校	足助中学校
4104	足助小学校	足助小学校
4105	冷田小学校	冷田小学校
4106	霧山集会所	霧山集会所
4107	萩野小学校	萩野小学校
4108	新盛小学校	新盛小学校
4109	大蔵小学校	大蔵小学校
4110	足助高等学校	足助高等学校
4111	花山小学校	花山小学校
4112	下山中学校	下山中学校
4113	下山基幹集落センター	下山基幹集落センター
4114	下山保健福祉センター	下山保健福祉センター
4115	巴ヶ丘小学校	巴ヶ丘小学校
4116	旭支所	旭支所
4117	笹戸会館	笹戸会館
4118	敷島会館	敷島会館
4119	築羽会館	築羽会館

個別 番号	個別名称	設置場所等
4120	浅野会館	浅野会館
4121	稲武交流館	稲武交流館
4122	稲武中学校	稲武中学校
4123	野入集会所	野入集会所
4124	押山振興施設	押山振興施設
4125	稲武小田木憩家	稲武小田木憩家
5001	医療機関 01	トヨタ記念病院
5002	医療機関 02	豊田厚生病院
5003	医療機関 03	足助病院
5004	医療機関 04	豊田地域医療センター
5005	医療機関 05	冢田病院
5006	医療機関 06	菊池病院
5007	医療機関 07	斉藤病院
5008	医療機関 08	さくら病院
5009	医療機関 09	三九朗病院
5010	医療機関 10	三九朗リハビリテーション病院
5011	医療機関 11	中野胃腸病院
5012	医療機関 12	名豊病院
5013	医療機関 13	吉田整形外科病院
5014	医療機関 14	鈴木病院
5015	医療機関 15	衣ヶ原病院
5016	医療機関 16	仁大病院
5017	医療機関 17	豊田西病院
5018	医療機関 18	南豊田病院
5019	医療機関 19	加茂クリニック
5020	医療機関 20	豊田共立クリニック
5021	医療機関 21	東加茂クリニック
5022	医療機関 22	保見クリニック
5023	医療機関 23	浄水共立クリニック
5024	医療機関 24	豊田加茂医師会
5025	医療機関 25	医師会会長
5026	医療機関 26	医師会副会長
5027	医療機関 27	医師会副会長
5028	医療機関 28	医師会副会長
5029	医療機関 29	医師会救急委員長
5030	医療機関 30	豊田加茂歯科医師会
5031	医療機関 31	歯科医師会常任理事
5032	医療機関 32	歯科医師会副会長
5033	医療機関 33	歯科医師会役員
5034	医療機関 34	薬剤師会理事
5035	医療機関 35	薬剤師会会長
5036	医療機関 36	薬剤師会副会長

個別 番号	個別名称	設置場所等
6001	帰宅困難施設 01	豊田参合館
6002	帰宅困難施設 02	豊田市コンサートホール、豊田市能楽堂
6003	帰宅困難施設 03	豊田市中心図書館
6004	帰宅困難施設 04	コモ・スクエア
6005	帰宅困難施設 05	ホテル豊田キャッスル
6006	帰宅困難施設 06	名鉄トヨタホテル
6007	帰宅困難施設 07	T-FACE
6008	帰宅困難施設 08	豊田産業文化センター
6009	帰宅困難施設 09	KITARA
6010	帰宅困難施設 10	ギャザ専門店街
7001	市民文化会館	市民文化会館
7002	博物館	博物館
8001	崇化館自主防災会	崇化館地区自主防災会
8002	梅坪台自主防災会	梅坪台地区自主防災会
8003	浄水自主防災会	浄水地区自主防災会
8004	朝日丘自主防災会	朝日丘地区自主防災会
8005	逢妻自主防災会	逢妻地区自主防災会
8006	高橋自主防災会	高橋地区自主防災会
8007	美里自主防災会	美里地区自主防災会
8008	益富自主防災会	益富地区自主防災会
8009	豊南自主防災会	豊南地区自主防災会
8010	末野原自主防災会	末野原地区自主防災会
8011	上郷自主防災会	上郷地区自主防災会
8012	竜神自主防災会	竜神地区自主防災会
8013	若林自主防災会	若林地区自主防災会
8014	前林自主防災会	前林地区自主防災会
8015	若園自主防災会	若園地区自主防災会
8016	猿投台自主防災会	猿投台地区自主防災会
8017	井郷自主防災会	井郷地区自主防災会
8018	猿投自主防災会	猿投地区自主防災会
8019	保見自主防災会	保見地区自主防災会
8020	石野自主防災会	石野地区自主防災会
8021	松平自主防災会	松平地区自主防災会
8022	藤岡南自主防災会	藤岡南地区自主防災会
8023	藤岡自主防災会	藤岡地区自主防災会
8024	小原自主防災会	小原地区自主防災会
8025	足助自主防災会	足助地区自主防災会
8026	下山自主防災会	下山地区自主防災会
8027	旭自主防災会	旭地区自主防災会
8028	稲武自主防災会	稲武地区自主防災会
9001	防災関係機関 01	愛知環状鉄道(株)新豊田駅
9002	防災関係機関 02	愛知県足助警察署

個別 番号	個別名称	設置場所等
9003	防災関係機関 03	愛知県豊田警察署
9004	防災関係機関 04	木瀬ダム管理所
9005	防災関係機関 05	国交省豊田維持出張所
9006	防災関係機関 06	国交省名四国道出張所
9007	防災関係機関 07	自衛隊豊川駐屯地
9008	防災関係機関 08	豊田森林組合
9009	防災関係機関 09	トラック協会豊田部会
9010	防災関係機関 10	名古屋鉄道(株)豊田市駅
9011	防災関係機関 11	羽布ダム管理所
9012	防災関係機関 12	矢作ダム管理所
9013	防災関係機関 13	中部電力越戸ダム管理所
9014	防災関係機関 14	豊田土地改良区
9015	防災関係機関 15	トヨタ自動車
10001	建設業協定 01	株式会社尾割組
10002	建設業協定 02	株式会社河合組
10003	建設業協定 03	株式会社テクナス
10004	建設業協定 04	株式会社加藤土木
10005	建設業協定 05	株式会社三宅組
10006	建設業協定 06	澤組株式会社
10007	建設業協定 07	ヤハギ道路株式会社
10008	建設業協定 08	安山建設建設株式会社
10009	建設業協定 09	河木興業株式会社
10010	建設業協定 10	株式会社榊建設
10011	建設業協定 11	株式会社杉田組
10012	建設業協定 12	金山建設株式会社
10013	建設業協定 13	三登建設株式会社
10014	建設業協定 14	松山建設工業株式会社
10015	建設業協定 15	豊田建設会館
11001	福祉避難所 01	豊田福寿園
11002	福祉避難所 02	みなみ福寿園
11003	福祉避難所 03	ひまわりの街
11004	福祉避難所 04	ひまわり邸
11005	福祉避難所 05	とよた苑
11006	福祉避難所 06	サンホーム豊田
11007	福祉避難所 07	第2とよた苑
11008	福祉避難所 08	保見の里
11009	福祉避難所 09	すばる
11010	福祉避難所 10	第2すばる
11011	福祉避難所 11	豊水園
11012	福祉避難所 12	笑いの家
11013	福祉避難所 13	豊田老人保健施設
11014	福祉避難所 14	老人保健施設ジョイスティ

個別 番号	個別名称	設置場所等
11015	福祉避難所 15	老人保健施設ウェルビー
11016	福祉避難所 16	老人保健施設かずえの郷
11017	福祉避難所 17	ビブレ
11018	福祉避難所 18	介護老人保健施設さなげ
11019	福祉避難所 19	光の家
11020	福祉避難所 20	ひかりの丘
11021	福祉避難所 21	障害者支援施設むもん
11022	福祉避難所 22	サン・ドーム
11023	福祉避難所 23	豊田みのり園
11024	福祉避難所 24	豊田つつみ園
11025	福祉避難所 25	豊田わかばやし園
11026	福祉避難所 26	フジオカ
11027	福祉避難所 27	小原安立
11028	福祉避難所 28	小原寮
11029	福祉避難所 29	巴の里
11030	福祉避難所 30	石野の里
11031	福祉避難所 31	高岡介護老人保健施設
11032	福祉避難所 32	くらがいけ
11033	福祉避難所 33	うねべの里
11034	福祉避難所 34	こささの里
11035	福祉避難所 35	猿投の楽園
11036	福祉避難所 36	藤岡の学園
11037	福祉避難所 37	益富の学園
11038	福祉避難所 38	アメニティ豊田駅前
11039	福祉避難所 39	三九園
12001	防災協定 01	東邦ガス株式会社
12002	防災協定 02	豊田みよし石油協同組合
12003	防災協定 03	ひまわりネットワーク株式会社
12004	防災協定 04	エフエムとよた株式会社
12005	防災協定 05	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
12006	防災協定 06	社団法人愛知県エルピーガス協会西三河支部
12007	防災協定 07	豊田電気工事協同組合
12008	防災協定 08	中部電力パワーグリッド株式会社豊田営業所
12009	防災協定 09	ヤマト輸送株式会社
12010	防災協定 10	株式会社山信商店
12011	防災協定 11	えぷろんフーズ株式会社
12012	防災協定 12	株式会社ケー・ツー
12013	防災協定 13	佐川急便株式会社
12014	防災協定 14	スズヒロフォークリフト（株）
1001	消総務課	（消）総務課
1002	警防救急課	警防救急課
1003	予防課	予防課

個別 番号	個別名称	設置場所等
1004	指令課	指令課
1005	矢作川防災 St	矢作川防災ステーション
1006	中消防署	中消防署
1007	消東分署	東分署
1008	消松平出張所	松平出張所
1009	消逢妻分署	逢妻分署
1010	北消防署	北消防署
1011	消藤岡小原分署	藤岡小原分署
1012	消保見出張所	保見出張所
1013	消力石出張所	力石出張所
1014	南消防署	南消防署
1015	消西分署	西分署
1016	消未野原分署	未野原分署
1017	消高岡出張所	高岡出張所
1018	足助消防署	足助消防署
1019	消下山出張所	下山出張所
1020	消稻武出張所	稻武出張所
1021	消旭出張所	旭出張所
1022	消北指揮隊車	北消防署
1023	消藤小指揮車	藤岡小原分署
1024	消保見広報車	保見出張所
1025	消力石広報車	力石出張所
1026	消中指揮隊車	中消防署
1027	消東広報車	東分署
1028	消松平広報車	松平出張所
1029	消逢妻広報車	逢妻分署
1030	消南指揮隊車	南消防署
1031	消西広報車	西分署
1032	消未野原広報車	未野原分署
1033	消高岡広報車	高岡出張所
1034	消足助指揮車	足助消防署
1035	消旭広報車	旭出張所
1036	消稻武広報車	稻武出張所
1037	消下山広報車	下山出張所
1038	消中指揮者	中消防署
1039	消南指揮者	南消防署
1040	消北指揮者	北消防署
1041	消足助指揮者	足助消防署
2001	消防団長	消防団長
2002	消防副団長 1	消防副団長 1
2003	消防副団長 2	消防副団長 2
2004	消防副団長 3	消防副団長 3

個別 番号	個別名称	設置場所等
2005	消防副団長 4	消防副団長 4
2006	消団指揮車載	消団指揮車載
2007	1 方面隊長	1 方面隊長
2008	1-1 分団長	1-1 分団長
2009	1-1 竹生	1-1 竹生
2010	1-2 分団長	1-2 分団長
2011	1-2 樹木	1-2 樹木
2012	1-3 分団長	1-3 分団長
2013	1-3 本新	1-3 本新
2014	1-4 分団長	1-4 分団長
2015	1-4 今	1-4 今
2016	2 方面隊長	2 方面隊長
2017	2-1 分団長	2-1 分団長
2018	2-1 高橋	2-1 高橋
2019	2-2 分団長	2-2 分団長
2020	2-2 岩滝	2-2 岩滝
2021	2-3 分団長	2-3 分団長
2022	2-3 野見	2-3 野見
2023	2-4 分団長	2-4 分団長
2024	2-4 九久平	2-4 九久平
2025	2-5 分団長	2-5 分団長
2026	2-5 林添	2-5 林添
2027	3 方面隊長	3 方面隊長
2028	3-1 分団長	3-1 分団長
2029	3-1 鴛鴨	3-1 鴛鴨
2030	3-2 分団長	3-2 分団長
2031	3-2 上郷	3-2 上郷
2032	3-3 分団長	3-3 分団長
2033	3-3 本	3-3 本
2034	3-4 分団長	3-4 分団長
2035	3-4 若林	3-4 若林
2036	3-5 分団長	3-5 分団長
2037	3-5 堤	3-5 堤
2038	4 方面隊長	4 方面隊長
2039	4-1 分団長	4-1 分団長
2040	4-1 篠原	4-1 篠原
2041	4-2 分団長	4-2 分団長
2042	4-2 亀首	4-2 亀首
2043	4-3 分団長	4-3 分団長
2044	4-3 四郷	4-3 四郷
2045	4-4 分団長	4-4 分団長
2046	4-4 力石	4-4 力石

個別 番号	個別名称	設置場所等
2047	5 方面隊長	5 方面隊長
2048	5-1 分団長	5-1 分団長
2049	5-1 藤岡飯野	5-1 藤岡飯野
2050	5-1-1 車載(木瀬)	5-1-1 車載(木瀬)
2051	5-1-2 車載(藤岡飯野)	5-1-2 車載(藤岡飯野)
2052	5-2 分団長	5-2 分団長
2053	5-2 西中山	5-2 西中山
2054	5-2-1 車載(西中山)	5-2-1 車載(西中山)
2055	5-2-2 車載(深見)	5-2-2 車載(深見)
2056	5-3 分団長	5-3 分団長
2057	5-3 御作	5-3 御作
2058	5-3-1 車載(御作)	5-3-1 車載(御作)
2059	5-3-2 車載(上川口)	5-3-2 車載(上川口)
2060	5-4 分団長	5-4 分団長
2061	5-4 白川	5-4 白川
2062	5-4-1 車載(三箇)	5-4-1 車載(三箇)
2063	5-4-2 車載(折平)	5-4-2 車載(折平)
2064	5-4-3 車載(白川)	5-4-3 車載(白川)
2065	6 方面隊長	6 方面隊長
2066	6-1 分団長	6-1 分団長
2067	6-1 大平	6-1 大平
2068	6-1-1 車載(大平)	6-1-1 車載(大平)
2069	6-1-2 車載(乙ケ林)	6-1-2 車載(乙ケ林)
2070	6-1-3 車載(北篠平)	6-1-3 車載(北篠平)
2071	6-2 分団長	6-2 分団長
2072	6-2 上仁木	6-2 上仁木
2073	6-2-1 車載(上仁木)	6-2-1 車載(上仁木)
2074	6-2-2 車載(雑敷)	6-2-2 車載(雑敷)
2075	6-2-3 車載(永太郎)	6-2-3 車載(永太郎)
2076	6-3 分団長	6-3 分団長
2077	6-3 小原	6-3 小原
2078	6-3-1 車載(小原)	6-3-1 車載(小原)
2079	6-3-2 車載(市場)	6-3-2 車載(市場)
2080	7 方面隊長	7 方面隊長
2081	7-1 分団長	7-1 分団長
2082	7-1 足助田町	7-1 足助田町
2083	7-1-1 車載(足助田町)	7-1-1 車載(足助田町)
2084	7-1-2 車載(山谷)	7-1-2 車載(山谷)
2085	7-2 分団長	7-2 分団長
2086	7-2 足助宮平	7-2 足助宮平
2087	7-2-1 車載(足助宮平)	7-2-1 車載(足助宮平)
2088	7-2-2 車載(葛沢)	7-2-2 車載(葛沢)

個別 番号	個別名称	設置場所等
2089	7-3 分団長	7-3 分団長
2090	7-3 近岡	7-3 近岡
2091	7-3-1 車載(近岡)	7-3-1 車載(近岡)
2092	7-3-2 車載(国谷)	7-3-2 車載(国谷)
2093	7-4 分団長	7-4 分団長
2094	7-4 則定	7-4 則定
2095	7-4-1 車載(則定)	7-4-1 車載(則定)
2096	7-4-2 車載(上佐切)	7-4-2 車載(上佐切)
2097	7-5 分団長	7-5 分団長
2098	7-5 竜岡	7-5 竜岡
2099	7-5-1 車載(竜岡)	7-5-1 車載(竜岡)
2100	7-5-2 車載(明川)	7-5-2 車載(明川)
2101	7-6 分団長	7-6 分団長
2102	7-6 大蔵	7-6 大蔵
2103	7-6-1 車載(新盛)	7-6-1 車載(新盛)
2104	7-6-2 車載(大蔵)	7-6-2 車載(大蔵)
2105	7-6-3 車載(御蔵)	7-6-3 車載(御蔵)
2106	8 方面隊長	8 方面隊長
2107	8-1 分団長	8-1 分団長
2108	8-1 下山田代	8-1 下山田代
2109	8-1 車載(下山田代)	8-1 車載(下山田代)
2110	8-1 車載(花沢)	8-1 車載(花沢)
2111	8-2 分団長	8-2 分団長
2112	8-2 大沼	8-2 大沼
2113	8-2 車載(大沼)	8-2 車載(大沼)
2114	8-3 分団長	8-3 分団長
2115	8-3 和合	8-3 和合
2116	8-3 車載(蘭)	8-3 車載(蘭)
2117	8-3 車載(和合)	8-3 車載(和合)
2118	8-4 分団長	8-4 分団長
2119	8-4 羽布	8-4 羽布
2120	8-4 車載(阿蔵)	8-4 車載(阿蔵)
2121	8-4 車載(立岩)	8-4 車載(立岩)
2122	8-4 車載(羽布)	8-4 車載(羽布)
2123	9 方面隊長	9 方面隊長
2124	9-1 分団長	9-1 分団長
2125	9-1 小渡	9-1 小渡
2126	9-1-1 車載(田津原)	9-1-1 車載(田津原)
2127	9-1-2 車載(小渡)	9-1-2 車載(小渡)
2128	9-2 分団長	9-2 分団長
2129	9-2 笹戸	9-2 笹戸
2130	9-2-1 車載(笹戸)	9-2-1 車載(笹戸)

個別番号	個別名称	設置場所等
2131	9-3 分団長	9-3 分団長
2132	9-3 杉本	9-3 杉本
2133	9-3-1 車載(杉本)	9-3-1 車載(杉本)
2134	9-3-2 車載(榊野)	9-3-2 車載(榊野)
2135	9-4 分団長	9-4 分団長
2136	9-4 楨本	9-4 楨本
2137	9-4-1 車載(楨本)	9-4-1 車載(楨本)
2138	9-5 分団長	9-5 分団長
2139	9-5 浅谷	9-5 浅谷
2140	9-5-1 車載(浅谷)	9-5-1 車載(浅谷)
2141	10 方面隊長	10 方面隊長
2142	10-1 分団長	10-1 分団長
2143	10-1 稲武	10-1 稲武
2144	10-1-1 車載(稲武)	10-1-1 車載(稲武)
2145	10-1-1 車載(稲武杓)	10-1-1 車載(稲武杓)
2146	10-1-2 車載(川手)	10-1-2 車載(川手)
2147	10-1-3 車載(大野瀬)	10-1-3 車載(大野瀬)
2148	10-2 分団長	10-2 分団長
2149	10-2 御所貝	10-2 御所貝
2150	10-2-1 車載(小田木)	10-2-1 車載(小田木)
2151	10-2-1 車載(黒田)	10-2-1 車載(黒田)
2152	10-2-1 車載(御所貝津)	10-2-1 車載(御所貝津)
2153	10-3 分団長	10-3 分団長
2154	10-3 桑原	10-3 桑原
2155	10-3-1 車載(武節)	10-3-1 車載(武節)
2156	10-3-1 車載(桑原)	10-3-1 車載(桑原)
31	ぼうたい01	災害対策本部
32	ぼうたい02	災害対策本部
33	ぼうたい03	災害対策本部
34	ぼうたい04	災害対策本部
35	ぼうたい05	災害対策本部
36	ぼうたい06	災害対策本部

〈豊田市防災行政無線設備（移動系）局数集計〉

種 別	数 量
豊田市防災行政無線設備（移動系）	698台

(防災対策課)

## (3) 豊田市防災行政無線設備 (同報系屋外拡声子局)

(令和7年3月31日現在)

No.	柱	設置場所	No.	柱	設置場所	No.	柱	設置場所
1	モ	崇化館中学校	28	音	広川台小学校	55	モ	駒場小学校
2	音	拳母小学校	29	音	中央公園	56	モ	堤ヶ丘こども園
3	モ	元城小学校	30	モ	古瀬間小学校	57	音	堤こども園
4	音	朝日小学校	31	音	五ヶ丘小学校	58	モ	若園中学校
5	音	陣中公園	32	音	五ヶ丘東小学校	59	音	若園小学校
6	音	毘森公園	33	音	前山小学校	60	モ	青木小学校
7	音	西山公園	34	モ	山之手小学校	61	音	西広瀬小学校
8	音	梅坪小学校	35	モ	平和小学校	62	音	越戸こども園
9	モ	浄水小学校	36	音	平山公園	63	モ	枝下町ふれあい広場
10	音	豊田高等学校	37	音	末野原中学校	64	モ	猿投公園
11	モ	童子山小学校	38	音	寿恵野小学校	65	音	荒井町児童館
12	音	根川小学校	39	音	大林小学校	66	音	井郷中学校
13	音	衣丘小学校	40	モ	豊野高等学校	67	音	四郷小学校
14	モ	小清水小学校	41	音	幸町ふれあい広場	68	音	井上小学校
15	モ	美山小学校	42	音	上郷中学校	69	音	猿投農林高等学校
16	モ	宮口一色ふれあい広場	43	モ	高嶺小学校	70	音	井上公園
17	モ	高橋中学校	44	モ	畝部小学校	71	モ	加納小学校
18	音	寺部小学校	45	モ	上郷公園	72	モ	亀首団地第5ちびっこ広場
19	モ	平井小学校	46	音	竜神中学校	73	音	猿投町公民館
20	モ	矢並小学校	47	モ	竹村小学校	74	音	保見中学校
21	音	市木小学校	48	音	土橋公園	75	モ	大畑小学校
22	音	加茂川公園	49	モ	広田町児童遊園	76	モ	保見交流館
23	音	山中町区民会館	50	音	高岡中学校	77	モ	東保見小学校
24	音	扶桑町区民会館	51	モ	若林東小学校	78	音	西保見小学校
25	音	美里中学校	52	音	若林西小学校	79	モ	八草町公民館
26	音	野見小学校	53	モ	前林中学校	80	音	広幡町公民館
27	音	東山小学校	54	音	堤小学校	81	モ	田畑町ちびっこ広場

No.	柱	設置場所	No.	柱	設置場所	No.	柱	設置場所
82	音	石野中学校	112	音	下川口公民館	142	モ	ふれあいセンター萩野
83	モ	東広瀬小学校	113	モ	介護老人保健施設フジオカ	143	モ	新盛小学校
84	モ	中金小学校	114	モ	深見町細田	144	モ	大蔵小学校
85	モ	上鷹見小学校	115	モ	田茂平生活改善センター	145	モ	連谷多目的集会所
86	音	旧藤沢小学校	116	モ	中山小学校	146	モ	明和小学校
87	音	富田町公民館	117	モ	本城小学校	147	モ	小町公会堂
88	モ	成合町下成合	118	モ	小原福祉センター	148	モ	大和多目的集会場
89	音	野口町公民館	119	モ	小原北部生活改善センター	149	音	西櫛尾集会所
90	モ	勘八町勘八	120	音	大草こども園	150	モ	ねびその里
91	音	九久平小学校	121	モ	小原交流館	151	音	上八木多目的集会所
92	モ	幸海小学校	122	モ	小原支所	152	音	上八木山中集会所
93	モ	岩倉小学校	123	モ	農業者健康管理センター	153	モ	川面中切集会所
94	音	滝脇小学校	124	音	小原北町南郷	154	モ	みずきの里
95	モ	豊松小学校	125	モ	大洞公民館	155	音	御内町中島
96	モ	鶺ヶ瀬第2ちびっこ広場	126	モ	八王子社	156	モ	椿の里
97	モ	九久平町晒田	127	音	小原大平児童館	157	モ	東大見集会所
98	モ	松平町ちびっこ広場	128	モ	大平町浜松	158	音	葛沢集会所
99	モ	岩倉町山ノ神	129	音	喜佐平広場	159	モ	有京集会所
100	モ	長沢町ふれあい広場	130	モ	小原西自治区集会所	160	モ	戸中集会所
101	モ	西市野々生活改善センター	131	音	北篠平町前田	161	モ	白山集会所
102	モ	三箇公民館	132	音	小原北栄児童館	162	音	富岡集会所
103	モ	石畳小学校	133	モ	東郷公民館	163	モ	御蔵小学校
104	モ	折平町姓敷	134	音	宮代町集会所	164	音	月原公民館
105	モ	藤岡小原分署	135	モ	西丹波町宮前	165	モ	中立公会堂
106	音	藤岡中学校	136	音	平畑広場	166	モ	大河原ふるさと館
107	モ	藤岡体育センター	137	音	樽俣公民館	167	モ	井ノ口集会所
108	音	御作西川公園	138	音	大ヶ蔵連町矢落	168	モ	大島多目的研修集会所
109	音	御作水口橋	139	モ	足助中学校	169	モ	佐切小学校
110	モ	御作小学校	140	モ	冷田小学校	170	音	足助病院
111	モ	上川口公民館	141	モ	則定小学校	171	音	国谷集会所

No.	柱	設置場所	No.	柱	設置場所	No.	柱	設置場所
172	音	栃本集会所	201	モ	下山支所	229	音	伊熊公会堂
173	モ	岩下集会所	202	モ	宇連野町物見石	230	音	榊野町落
174	音	足助支所	203	モ	黒坂町下切	231	モ	稲武支所
175	音	野林集会所	204	モ	旭支所	232	モ	大野瀬地区多目的研修集会施設
176	音	摺集会所	205	モ	笹戸会館	233	モ	稲武押山地区振興施設
177	音	塩ノ沢集会所	206	モ	敷島会館	234	音	稲武体育館
178	音	千田交流館	207	モ	築羽会館	235	モ	稲武小田木老人憩の家
179	音	久木館	208	モ	浅野会館	236	モ	稲武大桑老人憩の家
180	音	切山集会所	209	音	閑羅瀬集会所	237	音	梨野集会所
181	音	山谷町集会所	210	音	須淵公会堂	238	音	柏洞集会所
182	モ	旧阿蔵小学校	211	モ	上切公民館	239	モ	野入集会所
183	音	梨野第4分団ポンプ庫	212	音	一色公会堂	240	音	夏焼町フカサワ
184	モ	野原町小田作	213	音	上中切町秀沢	241	モ	ウルシゼ公会堂
185	音	野原集会所	214	音	有間町宇内戸	242	モ	黒田コミュニティ広場
186	モ	巴ヶ丘小学校	215	音	小田公会堂	243	音	富永集会所
187	モ	旧和合小学校	216	モ	大坪公会堂	244	モ	中当老人憩の家
188	音	大林いこい広場	217	音	東萩平公民館	245	モ	名古屋市稲武野外教育センター
189	モ	旧田平沢小学校	218	モ	万町公会堂	246	音	山ノ中立
190	モ	蘭集会所	219	モ	旭高原元気村	247	音	霧山多目的集会所
191	モ	旧三巴小学校	220	モ	田津原公会堂	248	音	いこいの村
192	モ	大沼四組集会所	221	モ	坪崎公会堂	249	音	松平
193	モ	平瀬町	222	音	太田区民館	250	音	面ノ木
194	音	大沼町苅安	223	音	押井公会堂	251	モ	京町公園
195	音	下山保健センター	224	音	榊野町池田	252	モ	上丘町児童館
196	モ	花山小学校	225	モ	東加塩集会所	253	モ	大島町神社
197	音	花沢町西ノ入集会所	226	モ	惣田集会所	254	モ	枝下緑道
198	モ	花沢町花三集会所	227	モ	池島町	255	モ	千足町区民会館駐車場
199	モ	三河高原	228	モ	明賀公会堂	256	モ	伊保浄化センター
200	モ	羽布町鬼ノ平						

注：「柱」の「モ」はモーターサイレン付、「音」はスピーカのみ

〈豊田市防災行政無線設備（同報系屋外拡声子局）局数計〉

種 別	数 量
屋外拡声子局	113局
屋外拡声子局（モーターサイレン付）	143局
	256局

（防災対策課）

（４）豊田市消防・救急無線設備

（令和6年4月1日現在）

識 別 信 号	局 種 別 名	出力 (W)	場 所
とよたしょうぼうさなげやまとんねる	基地局	5	猿投山トンネル 主通信機械室
とよたしょうぼう	基地局	10	豊田市消防本部
とよたしょうぼうこだまやま	基地局	5	豊田市消防本部 蚕霊山中継局
とよたしょうぼうたての	基地局	10	豊田市消防本部 立野中継局
とよたしょうぼうやはたやま	基地局	10	豊田市消防本部 八幡山中継局
とよたしょうぼうはぶ	基地局	10	豊田市消防本部 羽布中継局
とよたしょうぼうまつだいら	基地局	10	豊田市消防本部 松平中継局
とよたしょうぼうささばら	基地局	5	豊田市消防本部 篠原中継局
とよたしょうぼういけだやま	基地局	10	豊田市消防本部 池田山中継局
とよたきた301	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたふじおか 301	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたほみ 301	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
とよたちからいし 301	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
とよたなか 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたひがし 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたあいづま 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたまつだいら 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
とよたみなみ 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたにし 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたすえのはら 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたたかおか 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたあすけ 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあさひ 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたいなぶ 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたしもやま 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
とよた51	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた61	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた62	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた63	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた81	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた82	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよたきた1	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた11	陸上移動局	5	豊田市北消防署

識別信号	局種別名	出力 (W)	場所
とよたきた21	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた31	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた41	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた51	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた52	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた61	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた71	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた81	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた91	陸上移動局	5	豊田市北消防署
きゅうきゅうとよたきた 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署
きゅうきゅうとよたきた 2	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたふじおか 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 11	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 51	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
きゅうきゅうとよたふじおか 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたほみ 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
とよたほみ 61	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
きゅうきゅうとよたほみ 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
とよたちからいし 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
とよたちからいし 61	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
きゅうきゅうとよたちからいし 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
とよたなか 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 2	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 11	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 21	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 31	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 41	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 51	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 52	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 61	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 71	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 81	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 91	陸上移動局	5	豊田市中消防署
きゅうきゅうとよたなか 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署
きゅうきゅうとよたなか 2	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたひがし 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 61	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 71	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
きゅうきゅうとよたひがし 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたあいづま 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま 61	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
きゅうきゅうとよたあいづま 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署

識別信号	局種別名	出力 (W)	場所
きゅうきゅうとよたあいづま 2	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたまつだいら 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
とよたまつだいら 61	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
きゅうきゅうとよたまつだいら 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
とよたみなみ 2	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 11	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 21	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 31	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 41	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 51	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 52	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 71	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 81	陸上移動局	5	豊田市南消防署
きゅうきゅうとよたみなみ 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署
きゅうきゅうとよたみなみ 2	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたにし 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 11	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 61	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
きゅうきゅうとよたにし 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたすえのはら 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 61	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 71	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
きゅうきゅうとよたすえのはら 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたたかおか 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたたかおか 61	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
きゅうきゅうとよたたかおか 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたあすけ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 2	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 11	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 41	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 42	陸上移動局	10	豊田市足助消防署
とよたあすけ 51	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 52	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 62	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 81	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
きゅうきゅうとよたあすけ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
きゅうきゅうとよたあすけ 2	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあさひ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 11	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
きゅうきゅうとよたあさひ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所

識別信号	局種別名	出力 (W)	場所
とよたいなぶ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 11	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
きゅうきゅうとよたいなぶ1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたしもやま 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 15	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
きゅうきゅうとよたしもやま 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたほんぶ 1	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよたほんぶ 2	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とたしき 1	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた 101	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 102	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 103	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 104	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 151	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 161	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 162	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 163	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 181	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 182	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよたきたしき1	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 111	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 121	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 131	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 141	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 151	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 152	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 153	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 161	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 171	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 181	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 191	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 202	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたふじおか 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 111	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 151	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたほみ 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署 保見出張所
とよたほみ 161	陸上移動局	1	豊田市北消防署 保見出張所

識別信号	局種別名	出力 (W)	場所
とよたほみ 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署 保見出張所
とよたちからいし 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署 力石出張所
とよたちからいし 161	陸上移動局	1	豊田市北消防署 力石出張所
とよたちからいし 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署 力石出張所
とよたなかしき 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 102	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 111	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 121	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 131	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 141	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 151	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 152	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 153	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 171	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 181	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 191	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 202	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたひがし 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 171	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたあいづま 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま 202	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたまつだいら 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署 松平出張所
とよたまつだいら 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署 松平出張所
とよたまつだいら 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署 松平出張所
とよたみなみしき 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 102	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 111	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 121	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 131	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 141	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 151	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 152	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 153	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 171	陸上移動局	1	豊田市南消防署

識別信号	局種別名	出力 (W)	場所
とよたみなみ 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 202	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたにし 101	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 111	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署
とよたすえのはら 101	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 171	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署
とよたたかおか 101	陸上移動局	1	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたたかおか 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたたかおか 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたあすけしき 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 102	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 111	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 141	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 151	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 152	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 153	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 162	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 181	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 202	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあさひ 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 111	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたいなぶ 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 111	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたしもやま 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 115	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所

(指令課)

(5) 豊田市水道事業用IP無線機設備

令和6年4月1日現在

管理者パスワード、回線番号等一覧表

管理者パスワード		11111								
No.	回線番号	トランシーバ番号	設置先	IPアドレス				指令局	機器名称	備考
1	08026029806	1	(上下水)総務課	10	101	153	46	○	iVe_100	
2	08026029852	2	料金課	10	101	153	47	○	iVe_100	
3	08026029997	3	水道整備課	10	101	153	48	○	iVe_100	
4	08026042124	4	水道維持課	10	101	153	49	○	iVe_100	
5	08026042786	5	上水運用センター	10	101	153	50	○	iVe_100	
6	08026042794	6	上水運用センター	10	101	153	51	○	iVe_100	
7	08026048528	101	(上下水)総務課	10	101	153	52		iVe_300	
8	08026048529	102	(上下水)総務課	10	101	153	53		iVe_300	
9	08026048954	103	(上下水)総務課	10	101	153	54		iVe_300	
10	08026107374	201	料金課	10	101	153	64		iVe_300	
11	08026107383	202	料金課	10	101	153	65		iVe_300	
12	08026107478	203	料金課	10	101	153	66		iVe_300	
13	08026107501	204	料金課	10	101	153	67		iVe_300	
14	08026107763	205	料金課	10	101	153	68		iVe_300	
15	08026107897	301	水道整備課	10	101	153	69		iVe_300	
16	08026108064	302	水道整備課	10	101	153	70		iVe_300	
17	08026108692	303	水道整備課	10	101	153	71		iVe_300	
18	08026108762	304	水道整備課	10	101	153	72		iVe_300	
19	08026108764	305	水道整備課	10	101	153	73		iVe_300	
20	08026109491	306	水道整備課	10	101	153	74		iVe_300	
21	08026109746	401	水道維持課	10	101	153	76		iVe_300	
22	08026109989	402	水道維持課	10	101	153	77		iVe_300	
23	08026111004	403	水道維持課	10	101	153	78		iVe_300	
24	08026111657	404	水道維持課	10	101	153	79		iVe_300	
25	08026111704	405	水道維持課	10	101	153	80		iVe_300	
26	08026111993	406	水道維持課	10	101	153	81		iVe_300	
26	08026113028	407	水道維持課	10	101	153	82		iVe_300	
28	08026113192	408	水道維持課	10	101	153	83		iVe_300	
29	08026113454	409	水道維持課	10	101	153	84		iVe_300	
30	08026113581	410	水道維持課	10	101	153	85		iVe_300	
31	08026113945	411	水道維持課	10	101	153	86		iVe_300	
32	08026113947	412	水道維持課	10	101	153	87		iVe_300	
33	08026114160	413	水道維持課	10	101	153	88		iVe_300	
34	08026114343	414	水道維持課	10	101	153	89		iVe_300	
35	08026114507	415	水道維持課	10	101	153	90		iVe_300	
36	08026114927	416	水道維持課	10	101	153	91		iVe_300	
37	08026115162	417	水道維持課	10	101	153	92		iVe_300	
38	08026115228	418	水道維持課	10	101	153	93		iVe_300	
39	08026115843	419	水道維持課	10	101	153	94		iVe_300	
40	08026116209	420	水道維持課	10	101	153	95		iVe_300	
41	08026116575	421	水道維持課	10	101	153	96		iVe_300	
42	08026116633	422	水道維持課	10	101	153	97		iVe_300	
43	08026107322	423	水道維持課	10	101	153	63		iVe_300	
44	08026116703	501	上水運用センター	10	101	153	98		iVe_300	
45	08026116913	502	上水運用センター	10	101	153	99		iVe_300	
46	08026121135	503	上水運用センター	10	101	153	100		iVe_300	
47	08026121338	504	上水運用センター	10	101	153	101		iVe_300	
48	08026121504	505	上水運用センター	10	101	153	102		iVe_300	
49	08026121513	506	上水運用センター	10	101	153	103		iVe_300	
50	08026121699	507	上水運用センター	10	101	153	104		iVe_300	
51	08026121938	508	上水運用センター	10	101	153	105		iVe_300	
52	08026122150	509	上水運用センター	10	101	153	106		iVe_300	
53	08026122213	510	上水運用センター	10	101	153	107		iVe_300	
54	08026122287	511	上水運用センター	10	101	153	108		iVe_300	
55	08026122471	512	上水運用センター	10	101	153	109		iVe_300	
56	08026122794	513	上水運用センター	10	101	153	110		iVe_300	
57	08026122875	514	上水運用センター	10	101	153	111		iVe_300	
58	08026122901	515	上水運用センター	10	101	153	112		iVe_300	
59	08026102118	516	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	55		iVe_300	
60	08026102585	517	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	56		iVe_300	
61	08026102662	518	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	57		iVe_300	
62	08026102904	519	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	58		iVe_300	
63	08026102956	520	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	59		iVe_300	
64	08026105342	521	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	60		iVe_300	
65	08026105480	522	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	61		iVe_300	
66	08026105569	523	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	62		iVe_300	
67	08026109725	524	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	75		iVe_300	
68	08026125459	601	上水運用センター	10	101	153	113		iVe_300	
69	08026125488	602	上水運用センター	10	101	153	114		iVe_300	
70	08026125682	603	上水運用センター	10	101	153	115		iVe_300	

((上下水) 総務課)

## 6 緊急輸送車両一覧

(令和7年4月1日から)

番号	用途種別	使用目的	車両番号	所属 CD	使用課	車名
1	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 19-62	AB01	(総) 庶務課	パッ
2	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 300 す 89-86	AB01	(総) 庶務課	ハイ-スクワン
3	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 さ 63-22	AU02	旭支所	プロボックス
4	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 30-63	AU03	足助支所	トヨタ・スキャオーバ
5	普通乗用	災害の発生の防弊又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 す 30-34	AU03	足助支所	プリウス
6	小型乗用	災害の発生の防弊又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 た 96-75	AU03	足助支所	カローラフィールダー
7	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 た 92-85	AU04	稲武支所	カローラフィールダー
8	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 た 81-24	AU04	稲武支所	エステマ
9	軽貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 480 い 21-22	AU04	稲武支所	ハイゼットトラック
10	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 た 81-18	AU05	小原支所	エステマ
11	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 た 60-78	AU05010	和紙のふるさと	プリウス
12	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 さ 19-24	AU05	小原支所	プロボックス
13	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 ち 29-94	AE04	廃棄物対策課	ランクルプラド
14	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 は 00-36	AE11	清掃施設課	ヒノダンP 10トン
15	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 16-92	AH09	道路維持課	RAV4
16	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 21-16	AH17	地域建設課	テント
17	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 と 40-38	AB01	(総) 庶務課	パッ

18	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 79-41	AC05	資産税課	ラクティス
19	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 て 66-26	AX02	総務監査課	ラクティス
20	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 88-09	AY01	(保)総務課	プロボックス
21	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 て 58-50	AG07	森林課	RAV4
22	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 て 98-16	AJ23	公園緑地つかう課	RAV4
23	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 て 72-58	AJ06	建築相談課	ブーン
24	小型乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 と 33-11	AY02	保健衛生課	ノア
25	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 と 43-83	AY02	保健衛生課	プリウス PHV
26	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 73-63	AC08	債権管理課	パッソ
27	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 73-62	AC08	債権管理課	パッソ
28	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 と 00-46	AQ02	こども家庭課	パッソ
29	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 と 60-84	AX05	障がい福祉課	ブーン
30	小型貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 400 さ 84-82	AX03	福祉総合相談課	プロボックス
31	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 96-86	AG07	森林課	プロボックス
32	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 26-88	AH09	道路維持課	トヨタスタンプ
33	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 と 01-58	AH11	土木課	加-ラフィールダー
34	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 79-43	AC05	資産税課	ラクティス
35	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 78-23	AC05	資産税課	パッソ
36	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 す 14-92	AB01	(総)庶務課	タウンエーストラック
37	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 に 61-55	AB01	(総)庶務課	加-ラフィールダー

38	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 に 79-00	AH08	土木管理課	パ° ッ
39	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 96-87	AH14	幹線道路推進課	プ° ホ° ックス
40	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 す 07-14	AY02	保健衛生課	ハイ-スパン
41	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 な 99-59	AY03	感染症予防課	プ° リウス PHV
42	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 97-00	AW06040	足助分室	プ° ホ° ックス
43	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	三河 400 つ 91-09	KC80	豊田市学校給食協会 (平和給食センター)	プ° ホ° ックス
44	小型乗用	災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 め 79-50	AU03	足助支所	グ° イハツビ° -ゴ
45	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 88-30	AB01	(総) 庶務課	ハイ-スパン
46	小型乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 と 65-99	AE111040	清掃施設課 (逢妻衛生プラント)	パ° ッ
47	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 300 と 73-33	AB01	(総) 庶務課	ノア
48	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 め 99-15	KC04	学校づくり推進課	カ-ラファイルダ-
49	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 44-63	AW01	市民活躍支援課 (豊田市文化振興財 団)	ライト-ス
50	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 18-95	AE09	清掃業務課	ヒルンジ° ヤ-
51	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 19-16	AE09	清掃業務課	ヒルンジ° ヤ-
52	し尿回収	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 27-05	AE09	清掃業務課	ヒノデ° ット
53	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 36-81	AH09	道路維持課	グ° イ
54	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 36-82	AH09	道路維持課	グ° イ
55	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ね 44-73	AG07	森林課	ラッソ
56	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ね 44-72	AG07	森林課	ラッソ

57	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 40-12	AH17	地域建設課	サクシートバン
58	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 は 21-74	AU02	旭支所	プリウス PHV
59	軽貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 480 い 87-96	AU02	旭支所	ハイゼットトラック
60	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 55-20	AH17	地域建設課	プロボックス
61	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 と 61-91	AY04	地域保健課	ラクティス
62	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 580 か 50-26	KC05020	稲武給食センター	ダイハツミラ
63	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 01-68	AG04	農地整備課	プロボックス
64	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ひ 23-29	AB01	(総)庶務課	カーラフィールダー
65	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 は 21-77	AU05	小原支所	プリウス PHV
66	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 67-57	AU11	藤岡支所	サクシート
67	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 は 21-81	AU12	松平支所	プリウス PHV
68	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ひ 23-32	AU13	交通安全防犯課	カーラフィールダー
69	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 46-86	AE09	清掃業務課	ヒノダン
70	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 46-93	AE09	清掃業務課	トヨタスターレット
71	し尿回収	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 31-69	AE09	清掃業務課	ヒノデ
72	し尿回収	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 33-43	AE09	清掃業務課	ダイハツ
73	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 て 42-50	AG04	農地整備課	カーラフィールダー
74	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 43-37	AG14	農業振興課	ピクシバン
75	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 41-79	AH09	道路維持課	ダイ
76	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 41-80	AH09	道路維持課	ダイダダン

77	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 34-08	AH09	道路維持課	路面清掃車
78	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 80-43	AH11	土木課	プロボックス
79	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 ひ 96-43	AH14	幹線道路推進課	プリウス PHV
80	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 23-31	AH14	幹線道路推進課	カーラフィールダー
81	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 80-45	AJ16010	土橋区画整理事務所	プロボックス
82	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 ひ 48-71	AZ02	秘書課	レクサス
83	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 78-24	AC05	資産税課	パッソ
84	軽貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 480 え 43-38	AX04	生活福祉課	ピクシバン
85	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 23-34	AW02	文化振興課	カーラフィールダー
86	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ひ 23-36	AU07	猿投支所	カーラフィールダー
87	普通乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 300 ね 93-06	AU13	交通安全防犯課	プリウス
88	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 に 31-58	AJ16030	花園区画整理事務所	カーラフィールダー
89	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 54-85	KC80	豊田市学校給食協会 (中部給食センター)	プロボックス
90	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	三河 502 そ 45-97	KC80	豊田市学校給食協会 (中部給食センター)	パッソ
91	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 は 21-78	AU08	下山支所	プリウス PHV
92	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-91	AC05	資産税課	パッソ
93	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-93	AC05	資産税課	パッソ
94	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-94	AC05	資産税課	パッソ
95	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 02-96	AE11	清掃施設課	トヨタスタンプ 2トン

96	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 は 59-55	AU06	上郷支所	ルーミー
97	普通乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 300 と 57-55	AU13	交通安全防犯課	プリウス PHV
98	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 86-86	AB01	(総)庶務課	プロメックス
99	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 86-87	AB01	(総)庶務課	プロメックス
100	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 す 94-10	AB01	(総)庶務課	レジアエース
101	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-92	AC05	資産税課	パッソ
102	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 36-53	AH09	道路維持課	RAV4
103	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 36-70	AH09	道路維持課	RAV4
104	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 94-13	AB01	(総)庶務課	プロメックス
105	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 90-56	AH10	街路課	プロメックス
106	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 90-57	AH10	街路課	プロメックス
107	小型貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 400 す 94-12	AH12010	矢作川研究所	プロメックス
108	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 62-36	AH14	幹線道路推進課	カローラフィールダー
109	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 ほ 01-22	AH18	建設企画課	プリウス
110	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 54-07	AH19	道路予防保全課	ピクシブ
111	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 86-84	AJ23	公園緑地つかう課	クワンサーブ
112	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 93-29	AJ23	公園緑地つかう課	クワンサーブ
113	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 93-37	AJ23	公園緑地つかう課	クワンサーブ
114	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ひ 62-32	AQ02	こども家庭課	パッソ
115	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ひ 62-33	AQ02	こども家庭課	パッソ

116	普通乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 500 ふ 06-87	AU01	地域支援課	加ラファイルダ-
117	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 47-11	AW01	市民活躍支援課（豊田市文化振興財団）	加ラファイルダ-
118	小型貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 400 す 90-55	AX04	生活福祉課	プロボックス
119	軽自動車	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 ひ 84-50	AY02	保健衛生課	加ラファイルダ-
120	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ち 06-30	AY04	地域保健課	ピクシホック
121	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 97-02	AU02	旭支所	サジード
122	軽貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 480 え 93-13	AU08	下山支所	ピクストラック
123	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 せ 01-39	AU08	下山支所	プロボックス
124	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 68-93	AU08	下山支所	ライズ
125	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 は 03-02	AE11010	藤岡プラント	ヒダンプ 8トン
126	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 46-94	AE11030	グリーン・クリーンふじの丘	デイトロ
127	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 08-45	AB01	(総) 庶務課	プロボックス
128	小型乗用	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 ひ 23-30	AE03	環境保全課	加ラファイルダ-
129	小型貨物	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 400 す 86-85	AE03	環境保全課	プロボックス
130	小型乗用	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 ふ 06-90	AE03	環境保全課	パッ
131	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 ふ 93-99	AE04	廃棄物対策課	ライズ
132	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 07-46	AE09	清掃業務課	トエースグイ
133	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 64-17	AE09	清掃業務課	ヒデイトロ
134	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 64-67	AE09	清掃業務課	ヒデイトロ

135	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 31-71	AE09	清掃業務課	トヨタ・スガ イ
136	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 93-97	AG05	卸売市場	パッ
137	普通乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ふ 56-40	AG11	産業労働課	加ラファイルダ
138	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 38-33	AH09	道路維持課	RAV4
139	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 56-39	AH11	土木課	加ラファイルダ
140	軽貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 480 え 33-01	AH12	河川課	ピクシパ
141	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 ま 64-33	AH17	地域建設課	RAV4
142	小型特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 38-61	AH17	地域建設課	加ラファイルダ
143	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 56-44	AJ16	市街地整備課	パッ
144	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-07	AJ26	建築整備課	加ラファイルダ
145	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-06	AW01	市民活躍支援課	加ラファイルダ
146	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 08-47	AW01030	ものづくりサポートセンター	プロボックス
147	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 74-26	AW10	スポーツ振興課	プロボックス
148	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 56-41	AW11	博物館準備課	加ラファイルダ
149	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ふ 93-98	AX04	生活福祉課	パッ
150	小型乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 ふ 93-96	AY03	感染症予防課	パッ
151	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 と 60-85	AY05	保健支援課	ブ
152	普通乗用	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	豊田 330 せ 08-69	KC03020	青少年相談センター	プリウス PHV
153	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 08-48	KC05	保健給食課	プロボックス
154	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 300 み 16-54	AG07	森林課	RAV4

155	軽乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 480 か 06-67	AU02	旭支所	ハイゼットカーゴ
156	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 49-55	AU08AU03	下山支所	ノア
157	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 て 12-10	KC05010	足助給食センター	ブーン
158	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 け 34-57	AY04	地域保健課	ミライス
159	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 は 73-82	AY04	地域保健課	カーラフィールド
160	小型貨物	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 400 せ 08-46	AB01	(総)庶務課	プロボックス
161	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 17-85	AE09	清掃業務課	プロボックス
162	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 68-10	AE09	清掃業務課	ヒルソジャー
163	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 10-58	AE13	循環型社会推進課	プロボックス
164	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 03-99	AG04	農地整備課	ハイゼットカーゴ
165	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 03-98	AH08	土木管理課	ハイゼットカーゴ
166	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 に 31-60	AH11	土木課	カーラフィールド
167	普通特殊	消防、水防その他の応急措置に関する事項	三河 800 は 02-66	AH12	河川課	ヒルソジャー
168	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ほ 32-52	AJ11	区画整理支援課	カーラフィールド
169	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ほ 05-12	AJ16	市街地整備課	パッツ
170	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ほ 32-55	AQ02	こども家庭課	パッツ
171	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ほ 79-90	AQ02	こども家庭課	ノア
172	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ほ 32-56	AQ03	保育課	パッツ
173	小型乗用	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 ほ 32-54	AN05	都市計画課	カーラフィールド
174	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 ま 83-32	AN07	未来都市推進課	MIRAI

		する事項				
175	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 580 て 85-77	AN07	未来都市推進課	C+pod
176	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 み 83-07	AZ02	秘書課	アルファード
177	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ほ 32-53	AU10	高橋支所	加-ラフィールダ-
178	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 480 か 05-96	AU11	藤岡支所	ハイゼット
179	普通乗用	災害の発生の防弊又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 は 21-80	AU11	藤岡支所	プリウス PHV
180	小型乗用	災害の発生の防弊又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 せ 84-93	AU11	藤岡支所	ハッツ
181	普通乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 300 つ 84-53	AU11	藤岡支所	エスティマ
182	小型乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 500 ふ 56-43	AU13	交通安全防犯課	加-ラフィールダ-
183	小型乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 500 ふ 79-14	AU13	交通安全防犯課	加-ラフィールダ-
184	普通乗用	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防弊又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 な 85-69	AU14	防災対策課	プリウス PHV
185	普通乗用	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防弊又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 ね 63-59	AU14	防災対策課	ランドクルーザープラト
186	小型貨物	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防弊又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 400 す 94-11	AU14	防災対策課	レジアエース
187	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 05-13	AW01020	とよた男女共同参画センター	ハッツ
188	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-08	AW08	ラリーまちづくり推進課	加-ラフィールダ-
189	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 78-88	AW06	文化財課	ハイゼットトラック
190	軽貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 480 か 00-70	AY02	保健衛生課	ピクシバン
191	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 05-14	AY04	地域保健課	ハッツ

192	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 05-15	AY04	地域保健課	ハ° ッリ
193	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ち 06-32	AQ02	こども家庭課	ヒ° クスIホ° ック
194	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ち 06-34	AQ02	こども家庭課	ヒ° クスIホ° ック
195	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 に 61-57	AQ02	こども家庭課	ハ° ッリ
196	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 22-55	KC05050	南部給食センター	プ° ホ° ックス
197	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ま 32-06	AB01	(総) 庶務課	ハ° ッリ
198	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ま 32-07	AB01	(総) 庶務課	ハ° ッリ
199	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ま 32-24	AB01	(総) 庶務課	ハ° ッリ
200	軽乗用	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防弊又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 580 な 40-67	AC05	資産税課	ミライース
201	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 33-41	AE09	清掃業務課	ヒ° デ° ット
202	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 32-69	AE09	清掃業務課	ヒ° デ° ット
203	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 34-87	AE09	清掃業務課	トヨエース
204	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 29-02	AE09	清掃業務課	トヨタ° タ° イ
205	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 37-26	AE09	清掃業務課	ヒ° デ° ット
206	普通・ダン プ	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 せ 25-82	AE09	清掃業務課	ヒルンジャー
207	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 は 21-67	AE11	清掃施設課	プ° リウス PHV
208	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 は 21-68	AE13	循環型社会推進課	プ° リウス PHV
209	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 33-67	AG14	農業振興課	ハイゼ° ットトラック
210	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 70-92	AH09	道路維持課	デ° ットダ° ップ

211	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-12	AH10	街路課	加ローフィールドター
212	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 34-05	AJ22	公園緑地つくる課	プロボックス
213	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 29-64	AJ23	公園緑地つかう課	プロボックス
214	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 32-47	AJ26	建築整備課	プロボックス
215	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 む 60-18	AN07	未来都市推進課	bZ4X
216	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 み 67-62	AN07	未来都市推進課	FCグランエース
217	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 33-07	AW11	博物館準備課	ハイエスロングバン
218	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ふ 79-09	AX04	生活福祉課	加ローフィールドター
219	小型貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 400 せ 29-22	AX04	生活福祉課	プロボックス
220	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 な 03-08	AX05	障がい福祉課	ミライース
221	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 な 22-12	AX05	障がい福祉課	ミライース
222	軽乗用	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	豊田 580 な 22-11	KC04	学校づくり推進課	ミライース
223	軽乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 580 な 47-64	KC05080	北部給食センター	ピクシボック
224	普通貨物	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 100 さ 76-62	AE09	清掃業務課	ヒノダンブ
225	ごみ収集	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 800 さ 44-00	AE09	清掃業務課	ヒノデイトロ
226	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ま 98-61	AG04	農地整備課	ライズ
227	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ま 98-62	AG04	農地整備課	ライズ
228	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 01-59	AH12	河川課	プロボックス
229	軽貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 480 か 49-58	AH12	河川課	ピクシバン

		する事項				
230	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 に 31-59	AJ16010	土橋区画整理事務所	加ローフィールド
231	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 39-48	AJ23	公園緑地つかう課	プロボックス
232	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 46-07	AJ23	公園緑地つかう課	プロボックス
233	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 580 に 24-98	AQ02	こども家庭課	ピクシスエボック
234	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 は 21-76	AU04	稲武支所	プリウス PHV
235	軽貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 480 か 52-13	AU05	小原支所	ダイハツハイゼット
236	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 35-85	AW01030	ものづくりサポートセンター	プロボックス
237	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 に 24-97	AX04	生活福祉課	ピクシスエボック
238	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 め 61-19	FB01	(議)総務課	アルファード
239	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 な 22-13	AX07	介護保険課	ミライス
240	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 な 22-14	AX07	介護保険課	ミライス
241	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 43-45	KC05020	稲武給食センター	プロボックス
242	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 39-47	AW06020	民芸館	プロボックス
243	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 め 94-98	AZ02	秘書課	レクサス
244	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ま 49-48	AB01	(総)庶務課	RAIZE
245	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 み 80-41	AB01	(総)庶務課	アクア
246	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 み 80-43	AB01	(総)庶務課	アクア
247	軽貨物	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 480 え 20-83	AE09	清掃業務課	ダイハツハイゼット
248	ごみ収集	廃棄物の処理及び清掃、防疫その	豊田 800 さ 46-62	AE09	清掃業務課	三菱ファイター

		他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項				
249	ごみ収集	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 800 さ 46-63	AE09	清掃業務課	三菱ファイター
250	ごみ収集	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 800 さ 48-03	AE09	清掃業務課	三菱ファイター
251	ごみ収集	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 800 さ 48-04	AE09	清掃業務課	三菱ファイター
252	普通貨物	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 100 は 11-04	AE11	清掃施設課	三菱ゲンツ 10ト ン
253	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 も 79-98	AG07	森林課	ヤリスクロ
254	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 め 20-52	AG07	森林課	ピクシホック
255	普通乗用	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 800 さ 49-08	AH12	河川課	ヤリスクロ
256	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 59-72	AH14	幹線道路推進課	プロホックス
257	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 580 め 68-28	AI08	稲武支所	ピクシホック
258	小型貨物	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 400 す 74-25	AI13	高岡支所	プロホックス
259	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 は 21-79	AI13	高岡支所	プリウス PHV
260	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 73-00	AI16	松平支所	ピクシバン
261	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 65-33	AJ02	交通政策課	プロホックス
262	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 み 80-46	AJ24	開発調整課	アリア
263	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 み 80-44	AJ26	建築整備課	アリア
264	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 96-99	AJ29	建築保全・住宅課	プロホックス

265	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 78-86	AL02	観光誘客推進課	ピクシバン
266	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 み 71-19	AX04	生活福祉課	アケア
267	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 せ 61-80	AY06	健康政策課	プロボックス
268	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 め 31-50	AY07	健康づくり応援課	ピクシボックス
269	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 め 31-51	AY07	健康づくり応援課	ピクシボックス
270	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 め 31-52	AY07	健康づくり応援課	ピクシボックス
271	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 や 05-29	KC01	教育政策課	クラウン

※車両更新等による、登録予定車両を含む。（水道局（上下水）総務課、（総）庶務課、防災対策課）

## 7 舟艇の保有状況

(令和6年4月1日現在)

用途	水防倉庫(※を除く。)	ポータ ボート	アルミ ボート	ゴム ボート	船外機
水防用	矢作川豊田防災ステーション	2			2
	足助消防署			1	
	下山出張所	1			
	旭出張所			1	
	稲武出張所			1	
	北消防署		1		
	藤岡小原分署	1			
	保見出張所※		1		
	力石出張所※		1		
	中消防署※				
	東分署		1		
	逢妻分署		1		
	松平出張所	1			
	南消防署		2		
	西分署※		±	1	
	末野原分署	1			
	高岡出張所		1		
	小原水防倉庫			1	
	小坂詰所格納庫※			1	
	古瀬間詰所格納庫※			1	
豊栄詰所格納庫※			1		
花本詰所格納庫※			1		
合計		6	8	9	2

((消) 総務課)

## 第2 気象観測施設

### 1 雨量観測施設

「愛知県地域防災計画付属資料（令和6年修正）」参照

地区	観測所名	設置場所	管理者
挙母	西町	西町3-60	豊田市
	豊田	常盤町3-28	愛知県
	長興寺	長興寺5-17-1	豊田市
	大清水	大清水町原山66	豊田市
高橋	矢並	矢並町大坪 901-7	豊田市
上郷	上郷	上郷町5-1-1	豊田市
高岡	駒場	駒場町新生58	豊田市
	竜神	竜神町竜神16	豊田市
	高岡	高岡町長根51	豊田市
猿投	猿投	東広瀬町神田	中部地方整備局
	藤沢	藤沢町丸竹182	豊田市
	上高	上高町宮下60	豊田市
	西広瀬	西広瀬町清水34	豊田市
	力石	力石町深田57-2	豊田市
	加納	加納町東股55	豊田市
	乙部	乙部町字沖の田 15-1	中部地方整備局
	豊田	高町東山	名古屋地方気象台
	四郷	四郷町東畑70-1	豊田市
	保見	大畑	大畑町神戸79-2
保見		保見町四反田121-1	豊田市
松平	坂上	坂上町郷敷1-1	豊田市
	滝脇	滝脇町切石洞18-1	豊田市
	九久平	九久平町寺前16	豊田市
	九久平	岩倉町馬場	中部地方整備局
藤岡	木瀬ダム	三箇町下山5-16	愛知県
	藤岡	藤岡飯野町田中245	愛知県
小原	道慈	千洗町道滋 382-2	中部地方整備局
	小原	小原町上平441-1	愛知県
	小原	小原町上平	名古屋地方気象台
	大草	小原町	中部地方整備局
足助	明川	明川町オクマノ2-32	愛知県
	足助	足助町岡田3-1	愛知県
	足助	足助町岡田3-1	中部地方整備局
	金蔵連	御内町滝沢	中部地方整備局
下山	阿蔵	阿蔵町猫田	名古屋地方気象台
	下山	大沼町越田和37-1	愛知県
	和合	和合町田螺池 234-1	中部地方整備局
旭	矢作ダム	閑羅瀬町	中部地方整備局
	旭	小渡町船戸15-1	愛知県

稲武	稲武	稲武町竹ノ下1-1	愛知県
	稲武	稲武町スソガエト	名古屋地方気象台
	桑原	稲武町	中部地方整備局

(防災対策課)

## 2 水位・流量観測施設

「愛知県地域防災計画付属資料（令和6年修正）」参照

河川名	観測所名	設置場所	管理者
矢作川	小渡	島崎町	中部地方整備局
	猿投	東広瀬町神田	
	高橋	中島町	
	矢作ダム	閑羅瀬町	
巴川	九久平	岩倉町馬場	
名倉川	真弓	桑原町	
根羽川	押山	大野瀬町	
籠川	京町	京町 4-50 地先	愛知県
逢妻女川	千足	千足町地内	愛知県
	堤町宝	堤町宝地内	豊田市
逢妻男川	若林	中根町小根崎 4-68 地先	愛知県

(防災対策課)

## 3 風向・風速観測施設

「愛知県地域防災計画付属資料（令和6年修正）」参照

観測所名	設置場所	管理者
稲武	稲武町スソガエト	名古屋地方気象台
豊田	高町東山	
西町	西町 3-60	豊田市

(防災対策課)

4 河川監視カメラ

河川名	設置場所	管理者
逢妻男川	細谷町（下細谷橋付近）	豊田市
逢妻女川	堤町（平松橋付近）	
	駒場町（駒場小学校付近）	
家下川	上郷（上郷町大清水地内）	
巴川	九久平町（松平支所内）	
飯野川	藤岡飯野町（藤岡支所内）	
田代川	下仁木町（宮前橋付近）	
阿摺川	月原町（月原公民館付近）	
足助川／巴川	足助町（足助支所内）	
大桑川／巴川	大桑町（巴ヶ丘小学校付近）	
矢作川	小渡町（旭農林会館内）	
黒田川／名倉川	稲武町（稲武小学校内）	
矢作川	閑羅瀬町（矢作ダム下流付近）	中部地方整備局
	浅谷町（時瀬河川敷公園付近）	
	島崎町（日の出橋下付近）	
	平畑町（有平橋下付近）	
	築平町（笹戸橋下付近）	
	上川口町（上川口やな付近）	
	下川口町（加茂橋下付近）	
	大河原町（阿摺ダム付近）	
	東広瀬町（広梅橋下付近）	
	平戸橋町（平戸橋下付近）	
	落合町（籠川合流点付近）	
	中島町（高橋付近）	
	白浜町（久澄橋付近）	
	御立町（加茂川水門付近）	
野見町（竜宮橋付近）		
渡合町（明治頭首工付近）		
逢妻女川	千足町	愛知県
逢妻男川	中根町	
籠川	落合町	

(防災対策課)

### 第3 避難場所等一覧

#### 1 防災対策地区活動拠点

(令和6年4月1日)

名称	所在地	代表電話	F A X 番号	無線 番号	衛星携帯 電話番号	災害用電話
豊田市 災害対策本部	西町3-60	0565-31-32 10	0565-34-60 48	140	090-3024-48 91	0565-37-04 61
				141	090-3024-48 92	0565-37-04 62
				142	090-3024-48 93	0565-37-04 63
				143	-	0565-37-04 64
				144	-	-
崇化館交流館	昭和町2-46	0565-33-07 50	0565-33-07 60	046	090-3024-50 19	0565-33-08 91
梅坪台交流館	梅坪町1-15	0565-31-04 02	0565-31-04 12	048	090-3024-50 24	0565-31-04 32
浄水交流館	大清水町大清水12-1	0565-42-59 20	0565-42-59 30	165	090-1985-49 88	0565-46-25 15
朝日丘交流館	御幸町1-80	0565-34-15 61	0565-34-15 69	049	090-3024-50 27	0565-34-18 42
逢妻交流館	田町3-20	0565-34-32 20	0565-34-34 00	050	090-3024-50 29	0565-34-33 42
高橋交流館	高橋町3-100-1	0565-88-48 87	0565-88-48 91	051	090-3024-50 31	0565-88-48 85
美里交流館	美里4-9-6	0565-80-16 97	0565-80-17 01	052	090-3024-50 34	0565-80-16 99
益富交流館	志賀町稔台30	0565-80-35 20	0565-80-35 30	053	090-3024-50 35	0565-80-35 49
豊南交流館	水源町1-11	0565-27-28 66	0565-27-28 70	054	090-3024-50 36	0565-27-29 76
未野原交流館	豊栄町11-36-1	0565-26-62 00	0565-26-62 10	055	090-3024-50 41	0565-26-91 70
上郷コミセン (上郷交流館)	上郷町5-1-1	0565-21-00 01	0565-21-50 95	066	090-3024-50 43	0565-21-00 01
竜神交流館	竜神町新生 115-2	0565-29-18 19	0565-29-18 23	056	090-3024-50 45	0565-29-31 42
若林交流館	若林東町沖田 124	0565-52-38 58	0565-52-40 63	057	090-3024-50 48	0565-52-99 24
前林交流館	前林町行田29	0565-52-54 74	0565-52-55 96	058	090-3024-50 49	0565-52-57 72

名 称	所在地	代表電話	F A X 番号	無線 番号	衛星携帯 電話番号	災害用電話
若園交流館	花園町脇ノ田8	0565-53-00 28	0565-53-00 64	059	090-3024-50 52	0565-53-00 62
猿投台交流館	青木町2-56-26	0565-45-28 38	0565-45-29 43	060	090-3024-50 54	0565-45-36 49
猿投コミセン (井郷交流館)	四郷町東畑70-1	0565-45-12 11	0565-45-48 24	067	090-3024-50 57	0565-45-12 11
猿投北交流館	加納町西股67	0565-45-54 80	0565-45-56 12	061	090-3024-50 63	0565-45-58 44
保見交流館	保見町四反田 121-1	0565-48-80 06	0565-48-93 45	069	090-3024-50 68	0565-48-33 65
石野出張所 (石野交流館)	力石町深田57-2	0565-41-20 01	0565-42-18 61	070	090-3024-50 73	0565-41-20 01
松平コミセン (松平交流館)	九久平町寺前16	0565-58-00 01	0565-58-00 49	068	090-3024-50 75	0565-58-00 01
藤岡支所	藤岡飯野町田中 245	0565-76-21 01	0565-76-48 52	036	090-3026-78 61	0565-76-26 47
						0565-76-27 13
						0565-76-59 99
小原支所	小原町上平 441-1	0565-65-20 01	0565-65-36 95	037	090-3026-78 63	0565-65-21 55
						0565-65-21 56
						0565-65-39 99
足助支所	足助町宮ノ後 26-2	0565-62-06 00	0565-62-06 06	038	090-3026-79 09	0565-62-11 99
						0565-62-27 11
						0565-62-27 14
下山支所	大沼町越田和 37-1	0565-90-21 11	0565-90-33 44	039	090-3026-79 11	0565-90-20 40
						0565-90-20 64
						0565-90-22 37
旭支所	小渡町船戸15-1	0565-68-22 11	0565-68-34 76	040	090-3026-79 25	0565-68-22 14
稲武支所	稲武町竹ノ下1-1	0565-82-25 11	0565-82-32 72	041	090-3026-79 27	0565-82-22 29

名 称	所在地	代表電話	F A X 番号	無線 番号	衛星携帯 電話番号	災害用電話
						0565-82-25 29
						0565-83-35 17

(防災対策課)

## 2 広域避難地

(令和6年4月1日現在)

番号	地区名	設置場所	郵便番号	所在地	避難地 (屋外避難)	面積 (㎡)	収容可 能人員
1	崇化館	毘森公園	471-0035	小坂町1-41	公園一帯	80,000	40,000
2	崇化館	西山公園	471-0062	西山町5-1	公園一帯	64,000	32,000
3	高橋	加茂川公園	471-0014	東山町3-1	公園一帯	25,000	12,500
4	美里	中央公園	471-0016	千石町	公園一帯	169,000	84,500
5	豊南	平山公園	471-0827	平山町4-6-1	公園一帯	30,000	15,000
6	竜神	土橋公園	471-0842	土橋町6-80-1	公園一帯	37,600	18,800
7	井郷	井上公園	470-0372	井上町11-8-6	公園一帯	52,000	26,000

(防災対策課)

### 3 緊急避難場所兼避難所

(令和7年3月31日)

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
崇化館	崇化館中学校	栄町2-6	31-0197	35-41 87	280	体育館	980	490	グラウンド	18,470	9,230	○	○	○	○
	拳母小学校	平芝町 1-1-1	31-0193	35-45 90	200	体育館	875	430	グラウンド	13,326	6,660	○	×	○	
	元城小学校	八幡町 3-30	31-2280	35-45 87	201	体育館	750	370	グラウンド	12,656	6,320	○	×	○	
	朝日小学校	朝日町6-1	31-4880	35-45 89	202	体育館	875	430	グラウンド	7,410	3,700	○	○	○	
梅坪台	梅坪台中学校	西山町 1-21-1	31-2131	35-41 82	281	体育館	980	490	グラウンド	15,268	7,630	○	○	○	○
	梅坪小学校	梅坪町 1-5-1	31-4882	35-45 91	203	体育館	875	430	グラウンド	12,008	6,000	○	▲ (浸水)	○	
浄水	浄水中学校	大清水町大 清水12-1	42-8400	45-56 16	310	体育館	993	490	グラウンド	14,038	7,000	○	○	○	○
	浄水小学校	浄水町南平 113-2	45-0556	46-06 95	204	体育館	612	300	グラウンド	9,956	4,970	○	○	○	
	浄水北小学校	浄水町原山 8-1	63-5091	45-33 05	090	体育館	875	430	グラウンド	13,002	6,500	○	○	○	
	豊田高等学校	伊保町三本 松1	45-8622	46-19 84	082	体育館・武 道場	2,182	1,090	グラウンド	11,442	5,720	○	○	○	
朝日丘	朝日丘中学校	朝日ヶ丘 5-34	32-0198	35-41 98	282	体育館	980	490	グラウンド	19,740	9,870	○	○	○	○
	童子山小学校	御幸町 1-60	32-0196	35-45 72	205	体育館	875	430	グラウンド	10,798	5,390	○	▲ (浸水)	○	
	根川小学校	下林町 7-30	32-0195	35-45 78	206	体育館	612	300	グラウンド	5,997	2,990	○	×	○	
	衣丘小学校	三軒町 6-20-1	34-2030	35-45 95	207	体育館	612	300	グラウンド	8,353	4,170	○	○	○	
	豊田西高等学校	小坂町 14-65	31-0313	33-94 17	833	体育館・武 道場	1,659	820	グラウンド	19,438	9,710	○	○	○	
逢妻	逢妻中学校	新町 1-46-5	33-7881	35-41 59	283	体育館	980	490	グラウンド	20,869	10,430	○	○	○	○
	小清水小学校	田町2-81	32-0194	35-45 84	208	体育館	980	490	グラウンド	16,445	8,220	○	○	○	
	美山小学校	美山町4-1	28-3458	26-62	209	体育館	875	430	グラウンド	11,589	5,790	○	○	○	

地区	設置場所	所在地	電話	F A X 74	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	衣台高等学校	太平町平山5	33-1080	33-9419	181	体育館・武道場	1,634	810	グラウンド	26,698	13,340	○	○	○	
高橋	高橋中学校	高橋町4-70	80-0412	80-4932	284	体育館	952	470	グラウンド	19,998	9,990	○	○	○	○
	寺部小学校	上野町1-173	80-0126	89-6419	210	体育館	900	450	グラウンド	8,940	4,470	○	×	○	(浸水)
	平井小学校	百々町5-60	80-3011	89-6484	211	北校舎1階マルチルーム等*	894	440	グラウンド	11,881	5,940	○	▲	○	(土砂)
	矢並小学校	矢並町大坪901-7	88-3100	89-6485	212	体育館	472	230	グラウンド	8,323	4,160	○	○	○	
	市木小学校	市木町8-1-2	80-0385	89-6483	213	体育館	612	300	グラウンド	12,916	6,450	○	○	○	
	豊田北高等学校(臨時)	千石町2-100-1	80-5111	80-9408	821	体育館・武道場	1,700	850	グラウンド	16,112	8,050	○	×	○	(浸水)
美里	美里中学校	美里4-5-1	89-1731	89-6399	285	体育館	980	490	グラウンド	17,404	8,700	○	○	○	○
	野見小学校	野見町12-1	80-0372	89-6491	214	体育館	612	300	グラウンド	9,850	4,920	○	○	○	
	東山小学校	渋谷町3-8	80-7581	89-6495	215	体育館	875	430	グラウンド	14,449	7,220	○	○	○	
	広川台小学校	渋谷町1-12-1	80-2801	89-6493	216	体育館	612	300	グラウンド	9,621	4,810	○	○	○	
	豊田東高等学校(臨時)	御立町11-1	80-1177	80-5066	829	体育館(講堂)・武道場	1,481	740	グラウンド	18,981	9,490	○	×	○	(浸水)
益富	益富中学校	志賀町浜居場625	80-4161	80-4929	286	体育館	980	490	グラウンド	12,162	6,080	○	○	○	○
	古瀬間小学校	志賀町西之海道240	80-0593	89-6459	217	体育館	612	300	グラウンド	10,959	5,470	○	○	○	
	五ヶ丘小学校	五ヶ丘4-2	80-5533	89-6492	218	体育館	875	430	グラウンド	8,722	4,360	○	○	○	
	五ヶ丘東小学校	五ヶ丘8-1	80-9211	80-9220	219	体育館	875	430	グラウンド	8,658	4,320	○	○	○	
豊南	豊南中学校	水源町1-17	28-0947	26-6176	287	体育館	980	490	グラウンド	28,810	14,400	○	○	○	○

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	前山小学校	前山町 1-24	28-0192	26-62 75	220	体育館	875	430	グラウンド	16,292	8,140	○	○	○	
	山之手小学校	山之手6-6	28-0722	26-62 73	221	体育館	875	430	グラウンド	7,002	3,500	○	○	○	
	平和小学校	平和町 6-70	29-3833	26-62 76	222	体育館	612	300	グラウンド	9,991	4,990	○	○	○	
未野原	未野原中学校	豊栄町 11-1-1	27-9800	26-62 70	288	体育館	980	490	グラウンド	11,146	5,570	○	○	○	○
	寿恵野小学校	鴛鴨町東屋 敷50	28-5027	26-61 46	223	体育館	612	300	グラウンド	10,409	5,200	○	○	○	
	大林小学校	大林町 14-11-5	28-2501	26-62 71	224	体育館	875	430	グラウンド	10,323	5,160	○	○	○	
	豊野高等学校	渡刈町 3-3-1	28-8800	28-43 39	311	体育館・武 道場	1,866	930	グラウンド	21,945	10,970	○	○	○	
上郷	上郷中学校	上郷町 4-5-1	21-0035	21-37 19	289	体育館	980	490	グラウンド	16,915	8,450	○	▲ (浸水)	○	○
	高嶺小学校	広美町高根 2-1	21-0026	21-51 27	225	体育館	612	300	グラウンド	14,075	7,030	○	○	○	
	畷部小学校	畷部西町新 田屋敷24	21-0029	21-50 63	226	体育館	612	300	グラウンド	11,637	5,810	○	× (浸水)	○	
	上郷コミュニティ センター	上郷町 5-1-1	21-0001	21-50 95	066	ホール	730	580	公園	20,100	10,200	○	▲ (浸水)	○	
竜神	竜神中学校	竜神町竜神 16	28-6600	26-61 86	290	体育館	1,735	860	グラウンド	18,272	9,130	○	○	○	○
	竹村小学校	住吉町大興 4	52-3420	52-16 64	227	体育館	612	300	グラウンド	10,612	5,300	○	○	○	
	土橋小学校	土橋町 6-117	29-5285	26-62 78	228	体育館	612	300	グラウンド	8,698	4,340	○	○	○	
	豊田工科高等学 校	竹元町南細 畔3	52-4311	53-77 16	184	体育館・武 道場	1,718	850	グラウンド	26,983	13,490	○	○	○	
若林	高岡中学校	若林西町広 崎82	52-1830	52-72 44	291	体育館	980	490	グラウンド	21,128	10,560	○	○	○	○
	若林東小学校	若林東町広 間64	52-7211	52-96 63	229	体育館	612	300	グラウンド	10,839	5,410	○	○	○	
	若林西小学校	若林西町西 ノ堂7	52-2821	52-96 61	230	体育館	612	300	グラウンド	9,881	4,940	○	○	○	
	豊田南高等学 校	若林東町中	53-1011	53-77	834	体育館・武	1,738	860	グラウンド	22,614	11,300	○	○	○	

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設 道場	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
前林	前林中学校	前林町行田 60	52-1353	52-69 67	292	体育館	980	490	グラウンド	18,914	9,450	○	○	○	○
	堤小学校	堤本町流 28	52-3718	52-16 34	231	体育館	980	490	グラウンド	14,068	7,030	○	▲ (浸水)	○	
	駒場小学校	駒場町新生 58	57-2507	57-13 27	232	体育館	875	430	グラウンド	8,460	4,230	○	× (浸水)	○	
	堤ヶ丘こども 園	堤町道仙 65	52-0166	52-01 91	320	ホール	143	70	園庭	1,260	630	○	○	○	
	堤こども園	本田町本田 1	52-3053	52-30 95	321	ホール	144	70	園庭	1,950	970	○	○	○	
若園	若園中学校	花園町脇ノ 田13-3	52-2233	52-61 89	293	体育館	980	490	グラウンド	16,044	8,020	○	○	○	○
	若園小学校	中根町永池 200	52-3717	52-16 67	233	体育館	980	490	グラウンド	11,072	5,530	○	○	○	
猿投台	猿投台中学校	青木町 3-80	45-0039	46-03 96	294	体育館	980	490	グラウンド	20,878	10,430	○	○	○	○
	青木小学校	青木町4-5	45-0025	46-06 89	234	体育館	980	490	グラウンド	11,217	5,600	○	○	○	
	西広瀬小学校	西広瀬町清 水34	41-2555	42-14 08	235	校舎2階 音楽室等 *	390	190	グラウンド	5,010	2,500	○	× (浸水、土 砂)	○	
	緑のリサイク ルセンター	枝下町下笹 沢197	43-2080	43-20 81		研修室	97	48	—	—	—	×	○	×	
	越戸こども園	越戸町松葉 52-2	45-1073	45-40 80	322	ホール	194	90	園庭	1,792	890	○	× (浸水)	○	
井郷	井郷中学校	井上町 1-10-1	45-8222	46-03 99	295	体育館	980	490	グラウンド	16,139	8,060	○	○	○	○
	四郷小学校	四郷町山畑 76-8	45-2283	46-06 93	236	体育館	600	300	グラウンド	9,456	4,720	○	○	○	
	井上小学校	井上町 2-34	45-2411	46-06 91	237	体育館	612	300	グラウンド	10,893	5,440	○	○	○	
	猿投農林高等 学校	井上町 12-179	45-0621	46-19 85	312	体育館	773	380	グラウンド	20,473	10,230	○	○	○	
猿投北	猿投中学校	加納町東股 15	45-0264	46-04 08	296	体育館	980	490	グラウンド	11,300	5,650	○	○	○	○

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	加納小学校	加納町東股 55	45-0024	46-06 92	238	体育館	612	300	グラウンド	10,221	5,110	○	○	○	
	広沢こども園	舞木町焼山 1102-23	44-0288	44-09 88	317	遊戯室	350	175	園庭	714	357	○	○	○	
保見	保見中学校	保見町北山 18	48-8026	48-05 02	297	体育館	980	490	グラウンド	13,721	6,860	○	○	○	○
	大畑小学校	大畑町神戸 79-2	48-8003	48-07 83	239	体育館	612	300	グラウンド	11,166	5,580	○	○	○	
	伊保小学校	保見町権堂 坊1	48-8200	48-07 90	240	体育館	875	430	グラウンド	8,538	4,260	○	○	○	
	東保見小学校	保見ヶ丘 4-5	48-1075	48-08 92	241	体育館	600	300	グラウンド	11,657	5,820	○	○	○	
	西保見小学校	保見ヶ丘 2-185	48-2822	48-08 96	242	体育館	875	430	グラウンド	12,429	6,210	○	○	○	
	トヨタスポーツセンター	保見町井ノ 向57-230	43-3260	43-32 79	191	第2体育 館	5,678	2,800	多目的 グラウンド	10,013	5,000	○	○	○	
石野	石野中学校	カ石町井ノ 上600-1	41-2016	41-28 41	298	体育館	980	490	グラウンド	9,800	4,900	○	○	○	○
	東広瀬小学校	東広瀬町大 根坂8	41-2012	42-14 38	243	体育館	612	300	グラウンド	13,202	6,600	○	○	○	
	中金小学校	中金町塚ノ 本124	41-2210	42-14 37	244	体育館	436	210	グラウンド	2,892	1,440	× (土砂災害)		○	
	上鷹見こども園	上高町古白 344-2	41-2219	42-13 17	064	遊戯室等 *	465	230	園庭	548	270	○	×	○	
	ルネサンス豊田高等学校	藤沢町丸竹 182	49-0051	42-21 21	246	体育館	641	320	グラウンド	1,599	790	× (土砂災害)		○	
松平	松平こども園	九久平町築 場52	58-0070	58-30 83	065	遊戯室等 *	556	270	園庭	1,476	730	○	○	○	
	幸海小学校	幸海町下御 堂下切 14-1	58-0127	58-24 75	247	体育館	431	210	グラウンド	2,330	1,160	○	○	○	
	岩倉小学校	岩倉町五ツ 畑23	58-0119	58-14 46	248	体育館	472	230	グラウンド	9,040	4,520	○	○	○	
	九久平小学校	九久平町寺 前3-2	58-0027	58-24 60	249	体育館	472	230	グラウンド	5,340	2,670	○	○	○	○

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	滝脇小学校	滝脇町切石洞18-1	58-0252	58-1754	250	体育館	472	230	グラウンド	4,246	2,120	○	○	○	
	豊松小学校	坂上町郷敷1-1	58-0129	58-2205	251	体育館	472	230	グラウンド	7,252	3,620	○	○	○	
	松平高等学校	鶴ヶ瀬町桐山1	58-1144	58-3061	313	体育館・武道場	1,438	710	グラウンド	28,114	14,050	○	○	○	
藤岡	石畳小学校	石畳町辻124-5	76-2511	76-4243	252	体育館	638	310	グラウンド	8,251	4,120	○	○	○	
	藤岡中学校	木瀬町稽古屋1163-3	76-2521	76-4240	300	体育館	1,008	500	グラウンド	24,061	12,030	○	○	○	○
	藤岡体育センター	藤岡飯野町仲ノ下501	76-6060	76-6060	074	体育館	924	460	広場	3,600	1,800	○	○	○	
	御作小学校	御作町田中1086-4	76-2512	76-4245	253	南校舎2階図書室等*	339	160	グラウンド	8,193	4,090	○	▲ (土砂)	○	
	加茂丘高等学校	藤岡飯野町太田代1137-30	76-2241	76-2491	836	体育館・武道場	1,694	840	グラウンド	24,000	12,000	○	○	○	
藤岡南	中山小学校	西中山町蔵屋敷61	76-2509	76-4246	254	体育館	448	220	グラウンド	12,700	6,350	○	○	○	○
小原	本城小学校	市場町市場前372-2	65-2022	65-3693	258	南校舎2階理科室；*	540	270	グラウンド	4,050	2,020	○	▲ (土砂)	○	
	小原福祉センター	沢田町梅ノ木574	65-3350	65-3705	042	研修室・集会室	195	90	駐車場	500	250	○	○	○	
	小原北部生活改善センター	雑敷町東門84-1	65-2026	-	075	集会室	150	70	駐車場	600	300	○	× (浸水)	○	
	小原町勤労者研修センター	小原町上平941-15	-	-	323	研修室	164	80	駐車場	326	160	○	○	○	
	小原交流館	永太郎町落681-1	65-3711	65-1189	063	ふれあいホール	407	200	駐車場	1,000	500	○	○	○	○
足助	足助中学校	足助町梶平58	62-0227	62-1300	302	南校舎4階礼法室等*	1,098	500	グラウンド	8,365	4,180	○	▲ (土砂)	○	○
	足助小学校	足助町今岡33-2	62-0059	62-1799	261	南校舎2階会議室等*	680	300	グラウンド	6,349	3,170	○	▲ (土砂)	○	

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	冷田小学校	四ツ松町笹 ヶ田40-1	63-2300	63-27 59	262	体育館	448	220	グラウンド	5,113	2,550	○	○	○	
	霧山多目的集 会所	霧山町替田 5-4	-	-	076	集会室	76	30	-	-	-	×	○	○	
	萩野小学校	桑田和町宮 ノ前5	62-0214	62-24 48	260	ラウンジ等 *	501	250	グラウンド	2,774	1,380	○	▲ (土砂, 浸水)	○	
	新盛小学校	新盛町深沼 11-1	67-2020	67-20 59	264	体育館	228	110	グラウンド	3,826	1,910	○	▲ (土砂, 浸水)	○	
	大蔵小学校	大蔵町本城 9-2	64-2002	64-27 08	265	和室等*	277	130	グラウンド	2,463	1,230	○	▲ (土砂, 浸水)	○	
	足助高等学校 (臨時)	岩神町川原 5	62-1661	62-16 87	832	体育館・武 道場	1,428	710	グラウンド	14,962	7,480	○	×	○	
下山	花山小学校	下山田代町 万徳前 16-4	90-2102	90-30 47	269	体育館	584	290	グラウンド	4,364	2,180	○	○	○	
	下山中学校	大沼町青木 1	90-2140	90-30 59	303	体育館	1,199	590	グラウンド	35,144	17,570	○	○	○	○
	下山基幹集落 センター	大沼町烏下 34-1	90-2111	90-33 44	077	ホール	855	420	駐車場	5,600	2,800	○	○	○	
	下山保健福祉 センター	神殿町中切 7-2	90-4488	90-24 19	043	東側ホー ル	273	130	駐車場	5,730	2,860	○	▲ (土砂)	○	
	巴ヶ丘小学校	大桑町別当 56	91-1717	91-17 18	270	体育館	695	340	グラウンド	1,405	700	○	○	○	
旭	旭支所	小渡町船戸 15-1	68-2211	68-34 76	040	2階第1.2 会議室	167	80	駐車場	800	400	○	▲ (土砂, 浸水)	○	○
	笹戸会館	笹戸町平畑 1	68-3971	-	078	ホール	321	160	駐車場	800	400	○	▲ (土砂)	○	
	敷島会館	杉本町奥西 山49	68-3100	-	079	ホール	461	230	駐車場	1,000	500	○	○	○	
	築羽会館	楨本町落合 11	68-2800	-	080	ホール	350	170	駐車場	1,000	500	○	○	○	
	浅野会館	浅谷町下万 場303-2	68-2993	-	081	ホール	344	170	駐車場	1,000	500	×	(土砂災害)	○	

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		拠点 避難所	
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
稲武	稲武交流館	稲武町竹ノ下1-1	83-1007	82-2229	044	研修室	150	70	駐車場	9,975	4,980	○	○	○	
	野入集会所	野入町榎木平11-8	82-2476	-	045	集会室	103	50	グラウンド	960	480	○	○	○	
	押山地区振興施設	押山町スズベ99-1	82-3358	-	047	研修室	109	50	グラウンド	2,267	1,130	○	×	○	(浸水)
	稲武中学校	桑原町鐘鋳場270	82-2084	82-2758	305	多目的ホール等*	872	430	グラウンド	8,038	4,000	○	▲	○	○
	稲武小田木老人憩の家	小田木町清水畑20-1	82-3267	-	083	集会室	155	70	グラウンド	3,908	1,950	×	×	○	(土砂災害)

※風水害の種類：浸水（洪水、内水氾濫）、土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）

※○は使用可、×は使用不可

#### 屋内避難\*印の「等」の詳細

地区	設置場所	等の詳細
高橋	平井小学校	・南校舎2階多目的ホール ・北校舎1階及び2階普通教室8室
猿投台	西広瀬小学校	・校舎2階図書室 ・校舎2階教室3室
石野	上鷹見こども園	保育室2室※上鷹見小学校の体育館が使用可能な場合は一部を使用する。
松平	松平こども園	1、2階保育室7室
藤岡	御作小学校	・北校舎2階コンピューター室、音楽室
小原	本城小学校	・北校舎2階図書室、教室4室 *避難所として使用
足助	足助中学校	・南校舎4階会議室、図書室 ・南校舎1階～3階特別教室6室
	足助小学校	・南校舎2階図書室他2室 ・北校舎1階及び2階教室6室
	萩野小学校	2階教室6室
	大蔵小学校	・校舎2階図書室、音楽室 ・校舎2階教室2室
稲武	稲武中学校多目的ホール	・校舎2階教室6室 ・校舎3階図書室、会議室

(防災対策課)

#### 緊急避難場所（風水害）における「▲」の詳細

(浸水が想定されるが、浸水が及ばない避難先（施設の一部等）風水害時の緊急避難場所として使用する施設)

地区	施設名	緊急避難場所（避難先）
梅坪台	梅坪小学校	校舎（3階以上）
朝日丘	童子山小学校	校舎（3階以上）
高橋	平井小学校	北校舎（1・2階）、南校舎（2階）

上郷	上郷中学校	校舎（3階以上）
	上郷コミュニティセンター	庁舎（2階以上）
前林	堤小学校	校舎（2階以上）
藤岡	御作小学校	南校舎（2階）、北校舎（2階）
小原	本城小学校	南校舎（2階）、北校舎（2階）
足助	足助中学校	南校舎
	足助小学校	南校舎（2階）、北校舎（1～2階）
	萩野小学校	校舎（2階以上）
	大蔵小学校	校舎（2階以上）
下山	下山保健福祉センター	東側ホール
旭	旭支所	庁舎（2階）
	笹戸会館	ホール
稲武	稲武中学校	校舎（2階以上）

## 第 4 被害報告等様式

様式 1

### 第 1 報

(市町村・愛知県用)

[災害概況速報]

消防庁受信者氏名

報告日時	
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名

(第 報)

災害 の 概 況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分		
被害 の 概 況	死傷者	死者 人	不明 人	住 家	全壊 棟	一部損壊 棟
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
応急 対策 の 概 況	災害対策本部 等の設置状況	(都道府県)	(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(未確認等)を記入して報告すれば足りること。)

災害発生直後の状況

原 因			発 生 日 時				
発 生 場 所			市・郡		区・町・村		
受 発 信 時 刻			月 日		時 分		
発 信 機 関			発 信 者				
受 信 機 関			受 信 者				
区 分		被 害	区 分		被 害	被害程度及び応急対策状況(経過)	
人 的 被 害	死 者	人	そ の 他	鉄道不通	か所		
	行方不明者	人		水 道	戸		
	負傷者	重傷者		人	電 話	回線	
		軽傷者		人	電 気	戸	
					ガ ス	戸	
住 家 被 害	全 壊	棟	災 害 対 策 本 部 設 置 状 況	設 置	設 置		
		世帯			設 置	設 置	
		人			設 置	設 置	
	半 壊	棟	避 難 の 勧 告 指 示 等 の 状 況	設 置	設 置		
		世帯			設 置	設 置	
		人			設 置	設 置	
	一 部 損 壊	棟	要 請 事 項				
		世帯					
		人					
		床 上 浸 水		棟			
世帯							
人							
床 下 浸 水	棟						
	世帯						
	人						
そ の 他	道 路	損 壊	か所				
		冠 水	か所				
		(通行不能)	か所				
	河 川	橋りょう	か所				
		破 堤	か所				
			越 水	か所			
		その他 法面崩壊	か所				
		砂 防	か所				
		崖くずれ	か所				
		地すべり	か所				
土 石 流	か所						

災害発生状況等 (速報・確定報告)

月 日

原 因				発生日時									
発 生 場 所		市・郡		区・町・村									
発 信 機 関				発 信 者									
受 信 機 関				受 信 者									
区 分		被害		区 分		被害							
人 的 被 害	死 者	1	人	そ の 他	橋りょう	31	か所	そ の 他	水産被害	6	冊		
	行方不明者	2	人		河川	破 堤	32		か所	商工被害	6		冊
	負 重傷者	3	人		越 水	33	か所		その他	6	冊		
	者 軽傷者	4	人		その他 (法面崩壊等)	34	か所		被 害 総 額	6	冊		
住 家 被 害	全 壊	5	棟	の 他	港湾・漁港	35	か所	災 害 対 策 本 部 設 置 状 況	6	譚			
		6	世帯		砂 防	36	か所		6	廃止			
		7	人		清 掃 施 設	37	か所		避 難 の 勧 告 ・ 指 示 等 の 状 況	6		地区	
	半 壊	8	棟		崖くずれ	38	か所	6	人				
		9	世帯		地 す べ り	39	か所	消 防 職 員 出 動 延 人 数	6		人		
		10	人		土 石 流	40	か所	消 防 団 体 出 動 延 人 数	7		人		
	一 部 破 損	11	棟		鉄 道 不 通	41	か所	避 難 所 数	7	所			
		12	世帯		被 害 船 舶	42	隻	避 難 人 数	7	人			
		13	人		水 道	43	戸	避 難 人 数 (うち自主避難)	73	人			
	床 上 浸 水	14	棟		電 話	44	回線		避 難 世 帯 数	7	世帯		
		15	世帯		電 気	45	戸	74					
		16	人		ガ ス	46	戸	75		世帯			
	床 下 浸 水	17	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	47	か所	被 害 程 度 及 び 応 急 対 策 状 況 ( 経 過 )					
		18	世帯		り 災 世 帯 数	48	世帯						
		19	人		り 災 者 数	49	人						
非 住 家	公 共 建 物	20	棟	火 災 発 生	建 物	50	件						
	そ の 他	21	棟		危 険 物	51	件						
田	流 失 ・ 埋 没	22	ha		そ の 他	52	件	要 請 事 項					

その他の	冠水	23	ha		公立文教施設	53	冊		
	畑	流失・埋没	24	ha		農林水産施設	54	冊	
		冠水	25	ha		公共土木施設	55	冊	
	文教施設	26	か所		その他の公共施設	56	冊		
	病院	27	か所		小計	57	冊		
	道路	損壊	28	か所	その他の	農業被害	58	冊	
		冠水	29	か所		林業被害	59	冊	
		(通行不能)	30	か所		畜産被害	60	冊	

(注) 速報の場合は 53 から 64 までの項については報告する必要がない。



報告の時刻		受信時刻						
発信機関		受信機関						
発信者名		受信者名						
内 容								
避難 状 況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の 種類及び日時	世帯数	人数	屋内屋 外の別	今後の見通し	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世	人	屋内 屋外		
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外		
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外		
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外		
救 護 所 開 設 状 況	救護所名		設置場所	収容人員		実施機関		
				重傷	軽傷			

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分 現在	発信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア.河川 イ.海岸 ウ.貯水池・ため池等 工.砂防 才.港湾・漁港 カ.道路 キ.水道施設 ク.その他 ( )		
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状    況	被害区域 区 間		
	管理者	(電話 )	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の状況		
	復旧見込		
その他 参考事項			

被害認定基準

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住している時は、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
の	田の流失・	田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

被害区分	認定基準
埋没	
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。

被害区分	認定基準		
その 他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		(通行不能)	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。		
被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		

被害区分	認定基準
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

被害区分		認定基準
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカツコ外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況、及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

## 第5 関係法・条例等

### 1 水防法

#### 水防法

(昭和二十四年六月四日法律第九十三号)

最終改正：令和四年六月一七日号外法律第六八号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 水防組織（第三条―第八条）

第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）

第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）

第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）

第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）

第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）

第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定す

る一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第二章 水防組織

### (市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

### (水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

### (水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

### (水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一を

こえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは

流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。  
（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。  
（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。  
（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設

若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。))をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
  - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
  - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。  
(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号八に掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が

予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

□ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 国土交通大臣
  - 二 当該河川の存する都道府県の知事
  - 三 当該河川の存する市町村の長
  - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 五 当該河川の河川管理者
  - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要

があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出勤させ、又は出勤の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出勤するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
  - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急

水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五條、第二十六條及び第二十八條の規定の適用については、第十九條第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同條第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九條第二項及び第二十八條第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五條中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六條中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八條第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二條の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二條の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三條第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四條第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

#### 第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三條 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次條第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六條第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 第七條第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四條 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

#### 第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

#### 第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日〔昭和二十四年八月三日〕から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河

川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則〔昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号抄〕

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則〔昭和二十九年六月一日法律第一四〇号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和二十九年六月八日法律第一六三号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律〔中略〕は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日〔昭和二十九年七月一日〕から施行する。

附 則〔昭和三十一年七月一日法律第六一号抄〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三十一年六月一日法律第一四一号抄〕

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三十三年五月一六日法律第一〇五号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。〔後略〕  
〔昭和三十三年八月政令二五三号により、昭和三十三年・八・一〇から施行〕

附 則〔昭和三十三年三月一五日法律第八号〕

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和三十三年四月政令九五号により、昭和三十三年・五・一から施行〕

附 則〔昭和三十三年六月三〇日法律第一一三号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

〔経過規定〕

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁

に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

〔罰則〕

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和四七年六月二三日法律第九四号抄〕

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五七年七月一六日法律第六六号〕

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則〔昭和五九年一月二五日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。〔後略〕

（政令への委任）

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則〔昭和六〇年六月二一日法律第六九号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

（施行期日）

1 この法律中、〔中略〕第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律〔平成六年六月法律第四八号〕中地方自治法〔昭和二二年四月法律第六七号〕第三編第三章の改正規定の施行の日〔平成七年六月一五日〕から施行する。

附 則〔平成七年四月二一日法律第六九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

二 〔略〕

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前にお

いて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一三年六月一三日法律第四六号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（気象業務法の一部改正）

2 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一七年五月二日法律第三七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

〔平成一七年六月政令一九四号により、平成一七・七・一から施行〕

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二二年十一月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二三年一月政令九号により、平成二三・五・一から施行〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔平成二三年一二月一四日法律第一二四号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の日〔平成二三年一二月二七日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二五年六月一二日法律第三五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二五年七月政令二一三号により、平成二五・七・一一から施行〕

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第五十一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二五年六月二一日法律第五四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日〔平成二五年七月一一日〕又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

四・五 〔略〕

(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二六年一一月一九日法律第一〇九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二七年一月政令五号により、平成二七・一・一八から施行〕

附 則〔平成二七年五月二〇日法律第二二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年七月政令二七二号により、平成二七・七・一九から施行〕

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、

雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二九年五月一九日法律第三一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二九年六月政令一五七号により、平成二九・六・一九から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和三年五月一〇日法律第三〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和三年五月政令一五二号により、令和三・五・二〇から施行〕

附 則〔令和三年五月一〇日法律第三一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和三年一〇月政令二九五号により、令和三・一一・一から施行〕

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定〔中略〕 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和三年七月政令二〇四号により、令和三・七・一五から施行〕

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定

について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第五百九条の規定 公布の日
  - 二 〔略〕

## 2 豊田市防災基本条例（平成25年10月2日条例第38号）

### 豊田市防災基本条例

最終改正 平成27年3月26日条例第31号

（前文）

本市では、昭和47年7月豪雨や平成12年東海豪雨など、市民の生命や財産に大きな被害をもたらした災害が度々発生してきた。また、南海トラフの巨大地震などの地震の発生が危惧されており、これまでの災害を超える甚大な被害を受けるおそれがある。平成23年3月に発生した東日本大震災では、想定を超える未曾有の被害が発生し、行政による災害対応の限界が明らかになる一方で、地域社会による助け合いの重要性が改めて認識された。

広大な市域を持つ本市で、災害から市民の生命と暮らしを守るためには、自らのことは自らが守る自助の理念、地域において助け合いお互いを守る共助の理念及び市が市民及び事業者を災害から守る公助の理念に基づき、市民、事業者及び市が相互に連携し、協力し合い、継続して防災対策及び減災対策に取り組むことが必要不可欠である。また、市域を越えた広域で被害を受けた際には、内陸部に位置することや高規格道路等の交通の便の良い立地条件を生かして、本市が、他の地方公共団体の支援のための拠点としての役割を担っていく必要がある。

それらを実現するためには、地域社会における防災活動の基盤となる人と人との絆<sup>きずな</sup>を大切にし、地域コミュニティの維持及び発展に取り組んでいかなければならない。

ここに、市民、事業者及び市が適切な役割分担の下、共働して地域防災力の更なる向上を図り、一体となって災害に立ち向かう決意を表明するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害対策に関する市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、市民の生命、身体及び財産を守る上で必要な基本理念並びに災害の予防対策、応急復旧対策、復興対策及び応援協力に関する基本的事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、被害を最小限にとどめ、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。
- （2） 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- （3） 自主防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。
- （4） 防災関係機関 警察、法第2条第4号に規定する指定地方行政機関、自衛隊、同条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関及び地域防災計画（法第42条第1項の規定により豊田市防災会議（法第16条第1項の規定により設置したものをいう。以下同じ。）が作成した豊田市地域防災計画をいう。以下同じ。）で定める公共的団体をいう。
- （5） 要配慮者 法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。
- （6） 避難所 避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設をいう。
- （7） 避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のために一時的に滞在する施設又は場所をいう。
- （8） 帰宅困難者 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は来所する者で災害の発生により帰宅す

ることが困難になったものをいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる理念に基づき、それぞれの責務と役割を果たし、共働により継続的に災害対策を充実させるよう努めなければならない。

- (1) 自らのことは自らが守る自助の理念
- (2) 地域において助け合いお互いを守る共助の理念
- (3) 市が市民及び事業者を災害から守る公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 豊田市防災会議は、法第42条第1項の規定により地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、地域の一員として協力し、相互の安全の確保に努めなければならない。

- 2 市民は、国、県、市及び防災関係機関が実施する災害対策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
  - (1) 所有し、又は管理する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策
  - (2) 家具の転倒の防止
  - (3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
  - (4) 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄
  - (5) 外出先からの帰宅方法及び家族間の連絡方法の確認
  - (6) 避難所及び避難場所並びに避難の経路及び方法の確認
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員及び事業所に来所する者並びに管理する施設及び設備の安全の確保に努めなければならない。

- 2 事業者は、地域の一員として協力し、事業所の周辺地域における市民の安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
  - (1) 所有し、又は管理する建築物等の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策
  - (2) 事業活動で使用する物品、機器設備等の転倒の防止
  - (3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
  - (4) 災害時に従業員及び事業所に来所する者を一時的に待機させる場所の確保
  - (5) 食品、飲料水その他の災害時において必要となる物資の備蓄
  - (6) 避難所及び避難場所並びに避難の経路及び方法の確認並びに従業員及び事業所に来所する者への周知
  - (7) 災害時における情報の収集及び伝達の方法に係る確認及び確保並びにその方法の従業員及び事業所に来所する者への周知
  - (8) 被災後に事業を早期に再開し、及び継続するための計画の策定及び災害に対する危機管理体制の整備
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

(市の責務)

第7条 市は、市民の生命、身体及び財産並びに事業者の財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 災害対策に関する計画の策定及び必要な体制の整備
- (2) 国、県及び防災関係機関並びに市民、自治区、自主防災組織及び事業者と連携した災害対策の実施
- (3) 被災者の支援のための体制の整備
- (4) 市民及び事業者の防災意識の高揚及び災害に対する対応力の向上のための啓発活動
- (5) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導、助言及び支援
- (6) 市が所有する建築物の必要に応じた耐震診断及びその結果に基づく耐震改修の実施
- (7) 市が管理する道路、橋りょう、河川、排水路施設、上下水道施設等の安全の確保
- (8) 避難者等に必要な食品、飲料水その他の物資の備蓄
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害対策の推進に関し必要な事項  
(議会の責務)

第8条 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、広大な市域を持つ本市の多様な地域特性を勘案した災害対策に関する必要な調査及び研究並びに市長への助言及び提言を行うよう努めなければならない。

- 2 議会は、市内の被害の状況に関する情報を収集し及び整理し、並びに市長に提供するとともに、市長と協力し災害に関する必要な情報を市民に発信するよう努めなければならない。
- 3 議会は、市長と協力し国及び県への働きかけを行い、災害の予防対策、復旧対策及び復興対策の推進に努めなければならない。

## 第2章 予防対策

(災害に強いまちづくりの推進)

第9条 市は、道路、河川、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備その他の事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとする。

(防災に関する知識の普及等)

第10条 市は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民及び事業者の防災意識の高揚を図るものとする。

- 2 市は、防災に関する市民の理解を深め、防災活動を支える人材を育成するため、学校教育その他の機会を通じ、防災に関する知識及び技術の習得に資するための教育を充実させるものとする。
- 3 市は、自治区、自主防災組織、事業所等が行う防災に関する啓発活動に対し、必要な支援を行うものとする。
- 4 市は、防災訓練、防災に係る研修等の実施により、職員の防災に関する知識を深めるとともに、技術の向上を図るものとする。
- 5 市民は、平常時から防災に関する知識及び技術を習得するとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。
- 6 市民、自治区及び自主防災組織は、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へと引き継ぐよう努めるものとする。
- 7 事業者は、防災訓練、防災に係る研修等の実施により、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

(自主的な防災活動の推進)

第11条 市は、市民、自治区、自主防災組織その他防災に関する活動を行う団体が地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）を推進するため、積極的に支援及び協力を行うものとする。

- 2 市民は、自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自主防災活動を積極的に推進するため、その活動に協力するよう努めるものとする。

4 自治区、自主防災組織、消防団その他防災に関する活動を行う団体及び民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員（以下「民生委員」という。）は、災害時の対応を円滑に行うため、平常時から連携を図るよう努めるものとする。

（災害に係るボランティア活動の推進）

第12条 市及び社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、活動拠点の提供その他必要な支援により、災害に係るボランティア活動の環境整備に努めなければならない。

2 市及び社会福祉協議会は、平常時から県及び特定非営利活動法人その他の団体との連携を図り、災害に係るボランティア活動の啓発及びボランティアの育成に努めなければならない。

（要配慮者への支援）

第13条 市は、要配慮者に配慮し、避難所のバリアフリー化、物資の備蓄その他の支援対策を行うものとする。

2 自治区、自主防災組織、消防団その他防災に関する活動を行う団体及び民生委員は、相互に協力して要配慮者の支援に努めるものとする。

3 要配慮者は、自らの住まいの安全の確保に努めるとともに、避難の支援を受けるために必要な情報の提供、近隣との交流及び地域の関係団体、福祉関係者等との関係づくりに努めるものとする。

4 市は、要配慮者への支援を促進するため、法第49条の11第2項の規定に基づき、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者として地域防災計画で定める者の名簿又は当該名簿に記載し、若しくは記録された情報（以下「名簿情報」という。）を避難支援等関係者に対し提供するものとする。

5 前項の規定により、名簿情報の提供を受けるものは、避難行動要支援者の支援を円滑に行うための体制の整備に努めなければならない。

6 第4項の規定により名簿情報の提供を受けたものは、当該名簿情報を適正に管理するとともに、正当な理由なく避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（情報収集及び提供）

第14条 市は、災害に関する情報基盤を整備し、防災のために必要な情報を収集し、及び伝達する方法を確保するものとする。

2 市は、市内で予想される災害に関する情報を収集し、災害対策に反映するものとする。

3 市は、市民、自治区、自主防災組織及び事業者に対し、あらかじめ、避難所及び避難場所の位置その他避難するために必要な情報を提供するものとする。

4 市民、自治区、自主防災組織及び事業者は、災害時に適切な行動をとるため、防災に関する情報を自ら積極的に収集するよう努めるものとする。

（災害の防止対策の推進）

第15条 市は、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるものとする。

2 市内の土地の所有者又は管理者は、当該土地の適切な管理に努めるものとする。

3 市内の建築物等の所有者又は管理者は、当該建築物等の安全の確保に努めるものとする。

4 市内の森林の所有者又は管理者は、森林の持つ公益的機能が発揮されるよう当該森林の適正な整備及び保全に努めるものとする。

5 市内の屋外広告物、建築物の屋外に面している壁面タイルその他災害時において落下のおそれのある物（この項において「落下対象物」という。）及び道路その他の公共の場所に沿って設けられているブロック塀、自動販売機その他災害時において転倒のおそれのある物（この項において「転倒対象物」という。）を所有し、又は管理する者は、当該落下対象物の落下の防止及び当該転倒対象物の転倒の防止に努めるものとする。

6 市は、第2項から前項までに規定する措置を講ずる者に対し、必要に応じて助言又は指導を行い、

又は報告を求めることができる。

### 第3章 応急復旧対策

#### (応急復旧活動)

第16条 市は、災害時における救援活動及び迅速な応急復旧活動を行うため、国、県及び防災関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民、自治区、自主防災組織及び事業者に対し、直ちに、避難及び被害の状況、応急措置等に関する情報を提供するものとする。

#### (災害時の活動)

第17条 市、市民、自治区、自主防災組織、消防団、民生委員、特定非営利活動法人その他の団体及び事業者は、災害時においては、相互に連携し及び補完して、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 被災者の救出、救護、搬送等
- (4) 要配慮者への支援
- (5) 帰宅困難者への支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害時の応急対応に関し必要な事項

2 市民、自治区、自主防災組織、民生委員、特定非営利活動法人その他の団体及び事業者は、災害時に市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めるものとする。

#### (避難対策)

第18条 市は、食品、飲料水その他の被災した市民の生活に必要な物資の確保及び供給のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、避難所及び避難場所を確保し、及び整備するものとする。

3 市民は、防災関係機関からの災害に関する情報の収集に努め、危険を認知したときは、自主的に避難するとともに、市から避難に関する情報の提供があったときは、これを考慮して自らの身の安全を確保するよう努めるものとする。

4 自治区、自主防災組織、消防団その他防災に関する活動を行う団体及び民生委員は、相互に連携し、災害時における市民の避難誘導に努めるものとする。

5 市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

#### (緊急輸送対策)

第19条 市は、災害時又は東海地震に関する警戒宣言の発令時において、消火、被災者の救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）を確保するため、道路の啓開及び車両その他の輸送手段の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うものとする。

2 前項の場合において、市民及び事業者は、自動車の使用の自粛等により緊急輸送の確保に協力するよう努めなければならない。

#### (帰宅困難者対策)

第20条 市は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 事業者は、従業員の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

3 帰宅困難者は、自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、市及び事業者が講ずる措置に協力するよう努めるものとする。

### 第4章 復興対策

第21条 市は、災害により甚大な被害を受けた場合において、市民生活の再建及び安定を図るため、

国、県及び防災関係機関と連携を図りながら災害復興の事業計画を策定し、被災した区域の復興に関する事業を行うものとする。

2 前項の場合において、市民、自治区、自主防災組織及び事業者は、相互に協力し速やかに、市民生活及び事業活動を再建し、及び被災した区域の復興を図るよう努めるものとする。

3 市民、自治区、自主防災組織及び事業者は、市の実施する被災した区域の復興事業の推進に協力するよう努めるものとする。

#### 第5章 応援協力

##### (協定の締結)

第22条 市は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体、事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行うことができるよう、あらかじめ、防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するものとする。

##### (被災地及び被災者に対する支援)

第23条 市は、甚大な被害を受けた被災地及び被災者に対し、市民及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関と共に必要な支援を行うものとする。

2 市民及び事業者は、国、県、市及び防災関係機関が行う支援に協力するよう努めるものとする。

#### 第6章 雑則

##### (委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

##### 附 則

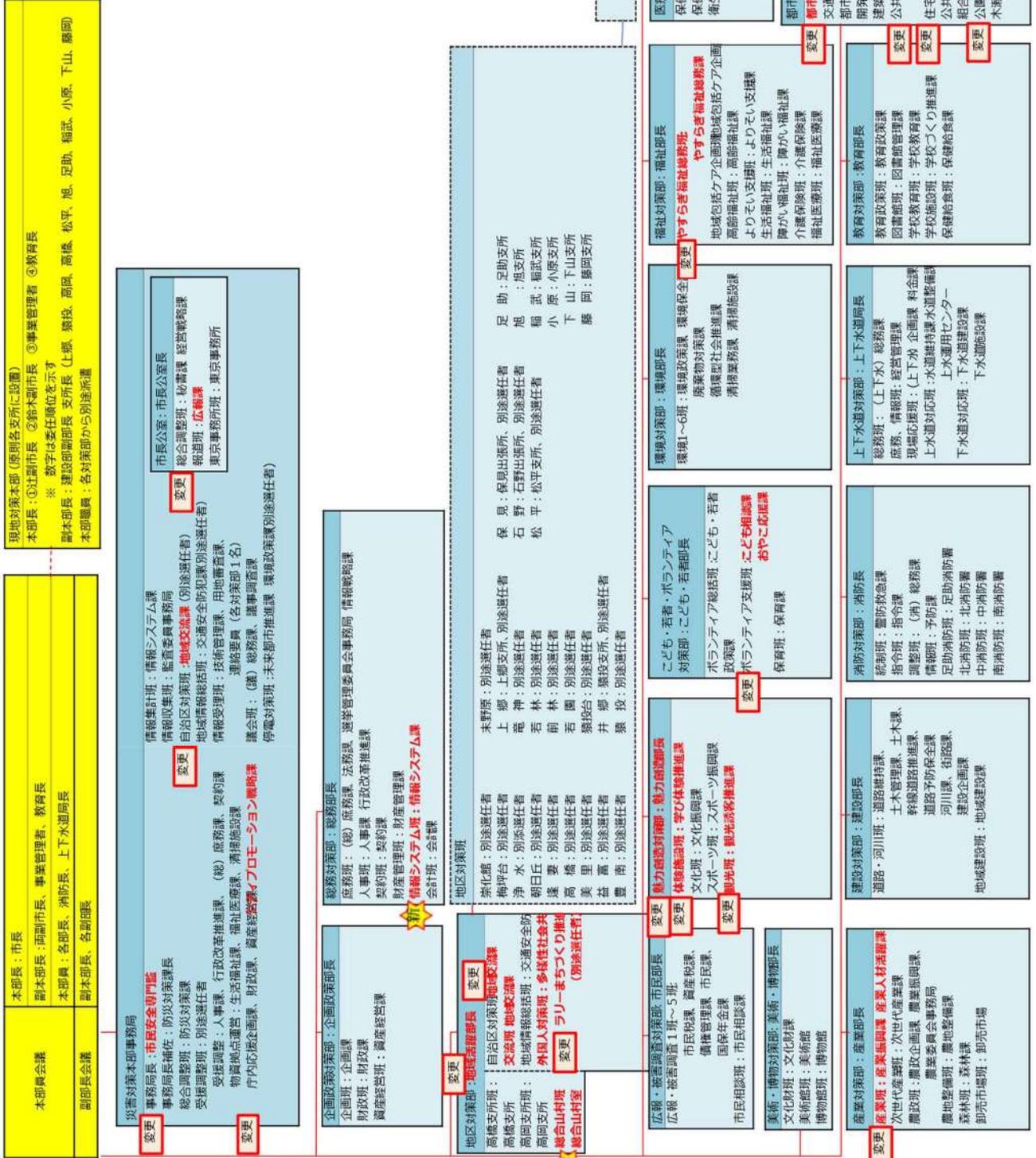
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第4項から第6項までの規定は、規則で定める日から施行する。

(平成26年3月規則第4号で、同26年4月1日から施行)

##### 附 則 (平成27年3月26日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 令和7年度 豊田市災害対策本部組織図



## 令和7年度 豊田市災害対策本部事務分掌

対策部名・対策班名		事務分掌
<b>災害対策本部事務局</b> 事務局長：地域活躍部副部長（または専門監） 事務局長補佐：防災対策課長		1 災害対策本部の運営統括に関すること。
<b>総合調整班（防災対策課）</b> 班 長：防災対策課長（兼務）		1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 県災害対策本部及び豊田加茂駐在との連絡調整に関すること。 3 防災関係機関等との連絡調整に関すること。 4 自衛隊の派遣要請に関すること。 5 災害救助法事務の取りまとめに関すること。 6 防災情報機器の管理、運用に関すること。 7 災害対策に係る全体調整に関すること。 8 各対策部の総合調整に関すること。 9 消防団との連絡調整に関すること。 10 消防団の活動に関すること。 11 消防団活動の情報に関すること。
<b>市長公室</b> <b>長・市長公室長</b>	<b>総合調整班(秘書課、経営戦略課)</b> 班 長：秘書課長 副班長：経営戦略課長	1 災害対策本部員会議に関すること。 2 災害情報の分析に関すること。 3 各対策部の総合調整に関すること。 4 災害巡視に関すること。 5 災害視察者及び見舞者の対応に関すること。
	<b>報道班（広報課）</b> 班 長：広報課長	1 災害広報の統括に関すること。 2 報道機関への対応に関すること。 3 災害写真・ビデオ等の作成に関すること。
	<b>東京事務所班（東京事務所）</b> 班 長：東京事務所長	1 各省庁、その他関係機関との連絡調整に関すること。 2 出向職員の安否確認
<b>議会班(（議）総務課、議事調査課)</b> 班 長：議会局長		1 議員との連絡調整に関すること。
<b>受援調整班（別途選任者）</b> （人事課、行政改革推進課、（総）庶務課、契約課、生活福祉課、福祉医療課、清掃施設課、企画課、財政課、資産経営課、シティプロモーション戦略課） 班 長：別途選任者		1 県及び他の地方公共団体等に対する人的・物的支援の要請及び、受入れに関すること。 2 企業、NPO 等からの応援に関する連絡調整、受入れに関すること。 3 物資調達及び受入れに関する全体的な調整、配分方針検討に関すること。 4 物資の受入れ及び配分に関すること。 5 市が求める応援に関する他機関等への情報提供及び情報発信に関すること。 6 災害対策本部職員への応援に関すること。

<b>情報集計班（情報システム課）</b> 班 長：情報システム課副課長	1 災害情報の取りまとめに関すること。 2 災害情報の記録に関すること。 3 災害対策本部内への情報提供に関すること。
<b>情報受理班（技術管理課、用地審査課、連絡要員（各対策部 1 名※））</b> 班 長：検査監 副班長：別途選任者 > ※地域活躍部は自治区対策班員及び地域情報総括班員が兼務	1 市民等からの情報受理に関すること。 2 各対策部の受援連絡に関すること。
<b>情報収集班（監査委員事務局）</b> 班 長：監査委員事務局長 副班長：監査委員事務局副局長	1 国、県管理道路の被害状況及び交通規制等の情報収集に関すること。 2 ライフラインの被害状況及び対応状況等の情報収集に関すること。 3 公共交通機関の被害及び運行状況等の情報収集に関すること。 4 雨量、水位、気象等の情報収集に関すること。 5 周辺市町村の被災状況の情報収集に関すること。 6 災害対策本部内への情報提供に関すること。 7 国、県、警察、公共交通機関、ライフライン等関係機関との連絡調整に関すること。
<b>自治区対策班（地域交流課（別途選任者））</b> 班 長：地域交流課長	1 自治区との連絡調整に関すること。 2 自治区安否確認に関すること。
<b>地域情報総括班（交通安全防犯課（別途選任者））</b> 班 長：交通安全防犯課長	1 避難者名簿の取りまとめに関すること。 2 避難所施設管理者との連絡調整に関すること。
<b>停電対策班（未来都市推進課、環境政策課（別途選任者））</b> 班 長：未来都市推進課長	1 停電発生時、ライフライン事業者や建設部局と調整、給電車の配車に関すること。 2 受援調整班(庁内応援)等との連絡調整に関すること。
<b>企画政策対策部（企画政策部）</b> 部 長：企画政策部長 副部長：企画政策部副部長	1 災害に伴う予算に関すること。 2 復興計画の総括に関すること。
<b>企画班（企画課）</b> 班 長：企画課長	1 土地利用の総合調整に関すること。
<b>財政班（財政課）</b> 班 長：財政課長	1 災害救助に伴う予算経理に関すること。

	<b>資産経営班（資産経営課）</b> 班 長：資産経営課長	1 部内の応援に関する事。
	<b>総務対策部（総務部、選挙管理委員会事務局、会計課）</b> 部 長：総務部長 副部長：総務部副部長	1 災害時行政一般に関する事。 2 職員に関する事。 3 緊急物品等に関する事。 4 本庁舎の管理に関する事。
	<b>庶務班</b> <b>（（総）庶務課、法務課、選挙管理委員会事務局情報戦略課）</b> 班 長：（総）庶務課長 副班長：法務課長	1 公用車の管理・運用に関する事。 2 支援物資の緊急輸送に関する事。 3 法律相談に関する事。
	<b>人事班（人事課、行政改革推進課）</b> 班 長：人事課長 副班長：行政改革推進課長	1 職員の動員及びサービスに関する事。 2 職員の厚生及び給食に関する事。
	<b>契約班（契約課）</b> 班 長：契約課長	1 緊急物品等の調達、保管、配分に関する事。
	<b>財産管理班（財産管理課）</b> 班 長：財産管理課長	1 本庁舎の防災対策の総括に関する事。 2 庁舎及び所管財産の被害状況の把握及び応急対策に関する事。 3 庁舎及び所管財産の管理、運用に関する事。 4 公有財産の緊急使用に関する事。
	<b>情報システム班（情報システム課）</b> 班 長：情報システム課長	1 サーバーの管理に関する事。
	<b>会計班（会計課）</b> 班 長：会計管理者兼会計課長	1 災害対策における出納に関する事。
	<b>地区対策部（地域活躍部）</b> 部 長：地域活躍部長 副部長：地域活躍部副部長	1 自治区に関する事。 2 地域に関する事。 3 避難所、緊急避難場所に関する事。 4 地区対策班・避難所運営班の総括に関する事。
	<b>多様性対策班（多様性社会共創課、ラリーまちづくり推進課、別途選任者）</b> 班 長：多様性社会共創課長 副班長：ラリーまちづくり推進課長	1 外国人対応の総括に関する事。（国際交流協会との連携） 2 所管する施設の被害調査に関する事。 3 所管する施設の応急復旧及び対応状況の把握に関する事。
	<b>高橋支所班（高橋支所）</b> 班 長：高橋支所長	1 部内の応援に関する事。

<b>高岡支所班（高岡支所）</b> 班 長：高岡支所長	1 ボランティア地区支援センターの開設及び運営支援に関すること 2 部内の応援に関すること。
<b>自治区対策班（地域交流課）</b> 班 長：地域交流副課長	1 自治区との連絡調整に関すること。 2 自治区安否確認に関すること。 ※ 災害対策本部事務局と連携対応
<b>交流班（地域交流課）</b> 班 長：地域交流課長	1 社会教育施設及び生涯学習関連施設の被害調査に関すること。 2 社会教育施設及び生涯学習関連施設の応急復旧及び対応状況の把握に関すること。
<b>地域情報総括班（交通安全防犯課）</b> 班 長：交通安全防犯課長	1 避難者名簿の取りまとめに関すること。 2 避難所施設管理者との連絡調整に関すること。 ※ 災害対策本部事務局と連携対応
崇化館地区対策班（別途選任者） 梅坪台地区対策班（別途選任者） 浄水地区対策班（別途選任者）※ 朝日丘地区対策班（別途選任者）※ 逢妻地区対策班（別途選任者）※ 高橋地区対策班（別途選任者） 美里地区対策班（別途選任者）※ 益富地区対策班（別途選任者） 豊南地区対策班（別途選任者）※ 末野原地区対策班（別途選任者）※ 竜神地区対策班（別途選任者）※ 若林地区対策班（別途選任者）※ 前林地区対策班（別途選任者）※ 若園地区対策班（別途選任者）※ 猿投台地区対策班（別途選任者） 猿投地区対策班（別途選任者） 保見地区対策班：保見出張所（別途選任者） 石野地区対策班：石野出張所（別途選任者） 上郷地区対策班：上郷支所（別途選任者） ※ 井郷地区対策班：猿投支所（別途選任者） ※ 松平地区対策班：松平支所（別途選任者） 班 長：別途選任者 副班長：別途選任者	1 地区内の被害情報の収集に関すること。 2 地区内の自治区、自主防災会、消防団等との連絡調整及び連携した災害対応に関すること。 3 地区内の避難所、緊急避難場所の総括に関すること。 4 地区内の避難者名簿の取りまとめに関すること。 5 地区内の避難所、緊急避難場所への物資輸送に関すること。 6 備蓄倉庫の運用管理に関すること。 7 福祉避難所の開設及び人員派遣の要請に関すること。 8 応急救護所の開設及び人員派遣の要請に関すること。（該当の地区対策班のみ（左記※印）） 9 ボランティアの派遣要請に関すること。 10 遺体安置所の運営等に関すること。 11 担当地区対策班内の人員調整に関すること（地区対⇔避難所、避難所⇔避難所） 12 一時車両退避場所の開設に関すること
旭地区対策班（旭支所） 班 長：旭支所長 足助地区対策班（足助支所、総合山村室）	1 災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 地区内の被害情報の収集に関すること。 3 地区内の公共施設の応急復旧に関すること。

<p>※<sup>1</sup>) ※</p> <p>班 長：足助支所長  稲 武地区対策班（稲武支所）  班 長：稲武支所長  小 原地区対策班（小原支所）  班 長：小原支所長  下 山地区対策班（下山支所）  班 長：下山支所長  藤 岡地区対策班（藤岡支所） ※  班 長：藤岡支所長</p>	<p>4 地区内の自治区、自主防災会、消防団等との連絡調整及び連携した災害対応に関すること。</p> <p>5 地区内の避難所、緊急避難場所の総括に関すること。</p> <p>6 地区内の避難者名簿の取りまとめに関すること。</p> <p>7 地区内の避難所、緊急避難場所への物資輸送に関すること。</p> <p>8 地区内の広報活動に関すること。</p> <p>9 備蓄倉庫の運用管理に関すること。</p> <p>10 福祉避難所の開設及び人員派遣の要請に関すること。</p> <p>11 応急救護所の開設及び人員派遣の要請に関すること。（該当の地区対策班のみ（左記※印））</p> <p>12 ボランティアの派遣要請に関すること</p> <p>13 ボランティア地区支援センターの開設及び運営支援に関すること。</p> <p>14 遺体安置所の運営等に関すること。</p> <p>15 担当地区対策班内の人員調整に関すること  （地区対⇔避難所、避難所⇔避難所）</p> <p>16 一時車両退避場所の開設に関すること  ※<sup>1</sup> 山村地域の全体調整に関すること</p>
<p><b>避難所運営班（別途選任者）</b></p> <p>班 長：別途選任者  副班長：別途選任者</p>	<p>1 避難所、緊急避難場所の開設、閉鎖に関すること。</p> <p>2 避難所、緊急避難場所の運営支援に関すること。</p> <p>3 避難所、緊急避難場所の避難者名簿作成に関すること。</p>
<p><b>広報・被害調査対策部（市民部）</b></p> <p>部 長：市民部長  副部長：市民部副部長</p>	<p>1 広報活動に関すること。</p> <p>2 被害調査に関すること。</p> <p>3 り災証明に関すること。</p> <p>4 被災者相談に関すること。</p>
<p><b>広報・被害調査1班～5班（市民税課、資産税課、債権管理課、市民課、国保年金課）</b></p> <p>1班 長：市民税課長  2班 長：資産税課長  3班 長：債権管理課長  4班 長：市民課長  5班 長：国保年金課長</p>	<p>1 広報車による広報活動に関すること。</p> <p>2 被災家屋等の被害調査に関すること。</p> <p>3 り災台帳の作成に関すること。</p> <p>4 り災証明の発行に関すること。</p> <p>5 住民票情報の提供及び埋火葬に関すること。</p>
<p><b>市民相談班（市民相談課）</b></p> <p>班 長：市民相談課長</p>	<p>1 被災者相談窓口の総括に関すること。</p>
<p><b>魅力創造対策部（魅力創造部）</b></p> <p>部 長：魅力創造部長  副部長：魅力創造部副部長</p>	<p>1 社会教育施設・文化施設・体育施設に関すること。</p> <p>2 ボランティアに関すること。</p>

<b>体験施設班（学び体験推進課）</b> 班 長：学び体験推進課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティア支援センター及び地区支援センター関連業務の応援に関する事。</li> <li>2 社会教育施設及び生涯学習関連施設の被害調査に関する事。</li> <li>3 社会教育施設及び生涯学習関連施設の応急復旧及び対応状況の把握に関する事。</li> </ol>
<b>観光班（観光誘客推進課）</b> 班 長：観光誘客推進課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光客対応に関する事。</li> <li>2 観光施設の被害調査及び状況把握に関する事。</li> </ol>
<b>文化班（文化振興課）</b> 班 長：文化振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化施設の被害調査及び対応状況の把握に関する事。</li> <li>2 文化振興財団との連絡調整に関する事。</li> </ol>
<b>スポーツ班（スポーツ振興課）</b> 班 長：スポーツ振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体育施設の被害調査及び対応状況の把握に関する事。</li> </ol>

<b>美術・博物対策部</b> 部 長：美術・博物部長 副部長：美術・博物副部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財施設、美術館、博物館及び民芸館に関する事。</li> </ol>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="223 1131 758 1288"> <b>文化財班（文化財課）</b>            班 長：文化財課長         </td> <td data-bbox="758 1131 1487 1288"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財施設の被害調査及び対応状況の把握に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="223 1288 758 1444"> <b>美術館班（美術館）</b>            班 長：美術館副館長         </td> <td data-bbox="758 1288 1487 1444"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 美術館の被害調査及び対応状況の把握に関する事。</li> <li>2 部内の応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="223 1444 758 1662"> <b>博物館班（博物館）</b>            班 長：博物館長         </td> <td data-bbox="758 1444 1487 1662"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 博物館及び民芸館の被害調査及び対応状況の把握に関する事。</li> <li>2 部内の応援に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	<b>文化財班（文化財課）</b> 班 長：文化財課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財施設の被害調査及び対応状況の把握に関する事。</li> </ol>	<b>美術館班（美術館）</b> 班 長：美術館副館長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 美術館の被害調査及び対応状況の把握に関する事。</li> <li>2 部内の応援に関する事。</li> </ol>	<b>博物館班（博物館）</b> 班 長：博物館長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 博物館及び民芸館の被害調査及び対応状況の把握に関する事。</li> <li>2 部内の応援に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティア支援センター及び地区支援センターに関する事。</li> <li>2 児童及び家庭の支援に関する事。</li> <li>3 こども園に関する事。</li> <li>4 青少年施設に関する事。</li> <li>5 放課後児童クラブに関する事。</li> </ol>
<b>文化財班（文化財課）</b> 班 長：文化財課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財施設の被害調査及び対応状況の把握に関する事。</li> </ol>						
<b>美術館班（美術館）</b> 班 長：美術館副館長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 美術館の被害調査及び対応状況の把握に関する事。</li> <li>2 部内の応援に関する事。</li> </ol>						
<b>博物館班（博物館）</b> 班 長：博物館長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 博物館及び民芸館の被害調査及び対応状況の把握に関する事。</li> <li>2 部内の応援に関する事。</li> </ol>						

<p><b>ボランティア総括班（こども・若者政策課）</b> 班 長：こども・若者政策課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティア支援センター及び地区支援センターの総括に関する事。</li> <li>2 青少年施設及び放課後児童クラブの被害状況及び対応状況の取りまとめに関する事。</li> <li>3 青少年施設及び放課後児童クラブの被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 被災児童（放課後児童クラブ）の対策に関する事。</li> </ol>
<p><b>ボランティア支援班（こども相談課、おやこ応援課）</b> 班 長：こども相談課長 副班長：おやこ応援課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティア支援センターの運営支援に関する事。</li> <li>2 災害ボランティア地区支援センターとの連絡調整に関する事。</li> <li>3 震災遺児・孤児の対応に関する事。</li> <li>4 豊田加茂児童・障害者相談センターとの連絡調整に関する事。</li> <li>5 母子生活支援施設及び児童養護施設との連絡調整に関する事。</li> <li>6 災害時保健活動に関する事。</li> </ol>
<p><b>保育班（保育課）</b> 班 長：保育課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する施設の被害状況及び対応状況の取りまとめに関する事。</li> <li>2 被災園児等の対策に関する事。</li> </ol>
<p><b>環境対策部（環境部）</b> 部 長：環境部長 副部長：環境部副部長 環境部清掃担当専門監</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全に関する事。</li> <li>2 廃棄物の処理及び清掃に関する事。</li> </ol>
<p><b>環境1～6班（環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、循環型社会推進課、清掃業務課、清掃施設課）</b> 1班 長：環境政策課長 2班 長：環境保全課長 3班 長：廃棄物対策課長 4班 長：循環型社会推進課長 5班 長：清掃業務課長 6班 長：清掃施設課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物処理に関する事。</li> <li>2 環境汚染物の処理対策に関する事。</li> <li>3 ごみ、し尿処理に関する事。</li> </ol>
<p><b>福祉対策部（福祉部）</b> 部 長：福祉部長 副部長：福祉部副部長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者に関する事。</li> <li>2 福祉に関する事。</li> <li>3 災害見舞金等の支給に関する事。</li> </ol>
<p><b>やすらぎ福祉総務班（やすらぎ福祉総務課）</b> 班 長：やすらぎ福祉総務課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉対策部の総括に関する事。</li> <li>2 所管する公共施設及び社会福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>3 火葬に関する事。</li> </ol>

		4 義援金の受入れ及び配分に関する事。
	<b>地域包括ケア企画班（地域包括ケア企画課）</b> 班 長：地域包括ケア企画課長	1 よりそい支援班の応援に関する事。
	<b>高齢福祉班（高齢福祉課）</b> 班 長：高齢福祉課長	1 要配慮者（高齢者）対策に関する事。
	<b>よりそい支援班（よりそい支援課）</b> 班 長：よりそい支援課長	1 避難行動要支援者に関する事。 2 民生委員との連絡調整に関する事。 3 災害見舞金、災害弔慰金の支給に関する事。 4 被災者の生活支援に関する事。
	<b>生活福祉班（生活福祉課）</b> 班 長：生活福祉課長	1 身元が判明しない又は身元引受人がない遺体の扱いに関する事。 2 生活保護受給者の安否確認及び支援措置に関する事。
	<b>障がい福祉班（障がい福祉課）</b> 班 長：障がい福祉課長	1 要配慮者（障がい者）対策に関する事。
	<b>介護保険班（介護保険課）</b> 班 長：介護保険課長	1 介護保険事業の運営に関する事。 2 災害減免に関する事。 3 介護保険認定業務に関する事。
	<b>福祉医療班（福祉医療課）</b> 班 長：福祉医療課長	1 生活福祉班の応援に関する事。
	<b>医療保健対策部（保健部）</b> 部 長：保健部長 副部長：保健部副部長	1 災害時医療に関する事。 2 保健衛生に関する事。
	<b>保健所運営班（別途選任者）</b> 班 長：健康政策課長 副班長：保健支援課長	1 医療保健対策部の総括に関する事。 2 医療救護本部の準備及び運営に関する事。 3 個別ケースの調整に関する事。 4 医療機関、応急救護所、避難所等の情報の収集及び分析（の準備）に関する事。 5 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事。 6 国・他自治体等との連絡調整に関する事。 7 外部応援医療救護チーム等との連絡調整に関する事。 8 重軽傷者数の把握に関する事。 9 医薬品等の調達に関する事。
	<b>保健活動班（別途選任者）</b> 班 長：健康づくり応援課長	1 応急救護所の運営・支援に関する事。 2 応急救護所・避難所等の保健活動に関する事。 3 派遣保健師らの活動の調整に関する事。

	<b>衛生活動班（別途選任者）</b> 班 長：感染症予防課長 副班長：保健衛生課長	1 食品衛生に関すること。 2 災害時のペットに関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 防疫活動に関すること。
	<b>産業対策部（産業部、農業委員会事務局）</b> 部 長：産業部長 副部長：産業部副部長	1 農業、林業及び水産業に関すること。 2 工業、商業及び労働行政に関すること。
	<b>産業班（産業振興課、産業人材活躍課）</b> 班 長：産業振興課長 副班長：産業人材活躍課長	1 工業被害の調査及び状況把握に関すること。 2 被災勤労者対策に関すること。 3 商業施設の被害調査及び状況把握に関すること。 4 被災事業者対策に関すること。 5 帰宅困難者対策に関すること。
	<b>次世代産業班（次世代産業課）</b> 班 長：次世代産業課長	1 所管する施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 部内の応援に関すること。
	<b>農政班（農政企画課、農業振興課、農業委員会事務局）</b> 班 長：農政企画課長 副班長：農業振興課長	1 農業の被害調査及び状況把握に関すること。 2 被災農家対策に関すること。
	<b>農地整備班（農地整備課）</b> 班 長：農地整備課長	1 農地及び農業用施設の被害調査及び状況把握に関すること。 2 農業用排水機場及び排水路等所管施設の保全並びに運用管理に関すること。 3 農業用排水機場及び排水路等所管施設の応急復旧に関すること。 4 土地改良区との連絡調整に関すること。
	<b>森林班（森林課）</b> 班 長：森林課長	1 林道等所管施設の応急復旧に関すること。 2 山地被害地の状況把握及び治山事業等の要望に関すること。
	<b>卸売市場班（卸売市場）</b> 班 長：卸売市場長	1 生鮮食品等の調達に係る公設市場間調整に関すること。
	<b>建設対策部（建設部）</b> 部 長：建設部長 副部長：建設部副部長 用地担当専門監 維持管理担当専門監	1 道路に関すること。 2 河川に関すること。

	<p><b>道路・河川班</b>（建設企画課、幹線道路推進課、土木管理課、道路維持課、道路予防保全課、街路課、土木課、河川課） 班 長：土木管理課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょう、河川、水路等所管施設の被災情報の収集に関する事。</li> <li>2 道路・橋りょう等危険箇所について通行止めなど2次災害防止のための措置に関する事(道路法 46条通行の禁止又は制限の事項を含む。)</li> <li>3 道路・橋りょう・河川・水路等所管施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>4 豊田市災害対策協定業者等との連携による、応急復旧に関する事。</li> <li>5 河川、水路等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>6 排水ポンプ車の配備に関する事。</li> </ol>
	<p><b>地域建設班</b>（地域建設課） 班 長：地域建設課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 足助、下山、旭、稲武支所管内における、道路、橋りょう、河川、水路等所管施設の被災情報の収集に関する事。</li> <li>2 足助、下山、旭、稲武支所管内における、道路・橋りょう等危険箇所について通行止めなど2次災害防止のための措置に関する事(道路法 46条通行の禁止又は制限の事項を含む。)</li> <li>3 足助、下山、旭、稲武支所管内における、道路、橋りょう、河川、水路等所管施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>4 足助、下山、旭、稲武支所管内における豊田市災害対策協定業者等との連携による、応急復旧に関する事。</li> </ol>
<p><b>消防対策部</b>（消防本部） 部 長：消防長 副部長：消防次長 総務担当管理監 警防救急・指令担当専門監 予防担当専門監</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防事務に関する事。</li> </ol>
	<p><b>統制班</b>（警防救急課） 班 長：警防救急課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防指揮本部各班の調整に関する事。</li> <li>2 消防活動組織の編成及び運用調整に関する事。</li> <li>3 消防指揮本部会議の運営に関する事。</li> <li>4 消防機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 県・市内進出拠点及び活動拠点への誘導に関する事。</li> <li>6 指揮支援本部の設置に関する事。</li> <li>7 緊急援助隊に関する総括事務に関する事。</li> </ol>

	<b>指令班（指令課）</b> 班 長：指令課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急通報の受信、指令に関する事。</li> <li>2 消防無線の運用に関する事。</li> <li>3 非常招集の実施に関する事。</li> <li>4 一般電話の転送に関する事。</li> <li>5 署迂回に関する事。</li> </ol>
	<b>調整班（（消）総務課）</b> 班 長：（消）総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市災害対策本部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 消防装備等の確保・配備に関する事。</li> <li>3 消防職員及び家族の安否に関する事。</li> <li>4 県調整本部への職員派遣に関する事。</li> <li>5 消防庁舎の保全・修理に関する事。</li> </ol>
	<b>情報班（予防課）</b> 班 長：予防課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急通報、出動状況の情報収集に関する事。</li> <li>2 署指揮本部からの情報収集と連絡に関する事。</li> <li>3 医療機関との調整に関する事。</li> <li>4 災害即報に関する事。</li> <li>5 ライフラインの情報に関する事。</li> <li>6 情報整理と分析に関する事。</li> <li>7 災害状況等の情報収集に関する事。</li> <li>8 総括的な記録作成に関する事。</li> </ol>
	<b>足助消防班（足助消防署）</b> 班 長：足助消防署長  <b>北消防班（北消防署）</b> 班 長：北消防署長  <b>中消防班（中消防署）</b> 班 長：中消防署長  <b>南消防班（南消防署）</b> 班 長：南消防署長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の警戒及び防止活動に関する事。</li> <li>2 人命救助・救急及び避難に関する事。</li> <li>3 被害状況等の収集に関する事。</li> </ol>
	<b>上下水道対策部（上下水道局）</b> 部 長：上下水道局長 副部長：上下水道局副局長 副部長代理：上下水道局事業担当専門監 副部長代理：（上下水）企画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道事業に関する事。</li> <li>2 下水道事業に関する事。</li> </ol>
	<b>総務班（（上下水）総務課）</b> 班 長：（上下水）総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水対策部の本部設置、運営に関する事。</li> <li>2 上下水道に関わる情報発信に関する事。</li> <li>3 災害応援要請（日本水道協会、下水道協会ほか）に関する事。</li> <li>4 各種災害協定者への協力要請に関する事。</li> <li>5 上下水道に関わる国、県への被害報告に関する事。</li> <li>6 上下水道局全体の調整に関する事。</li> </ol>
	<b>庶務、情報班（経営管理課）</b> 班 長：経営管理課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受援体制の構築に関する事。</li> <li>2 災害対応に伴う予算経理に関する事。</li> <li>3 電話対応及び上下水道の被害状況等の収集、整理に関する事。</li> </ol>

	<b>現場応援班（（上下水）企画課、料金課）</b> 班 長：料金課長 副班長：（上下水）企画課副課長	1 各班の応援、補助に関する事。 2 応急給水拠点（隣接自治体等の支援連絡管含む）の開設、開設補助に関する事。
	<b>上水道対応班（水道維持課、水道整備課、上水運用センター）</b> 班 長：水道維持課長 副班長：水道整備課長 上水運用センター所長	1 水道施設（管路、施設）の応急復旧に関する事。 2 水道施設（管路、施設）の被害調査に関する事。 3 水道応急復旧資機材の調達に関する事。 4 水道関係業者との連絡調整及び指示に関する事。 5 水道施設（管路、施設）の管理、運用に関する事。 6 市民への応急給水、現地広報活動に関する事。（給水拠点選定などの計画立案を含む） 7 水道管路の通水、洗管及び水道水の水質に関する事。 8 上水道に関わる受援応援隊への作業指示に関する事。
	<b>下水道対応班（下水道施設課、下水道建設課）</b> 班 長：下水道施設課長 副班長：下水道建設課長	1 下水道施設（管路、施設ほか）の応急復旧に関する事。 2 下水道施設（管路、施設ほか）の被害調査、被害の把握に関する事。 3 下水道施設（管路、施設ほか）の管理、運用に関する事。 4 包括委託業者及び下水道関係業者との連絡、調整及び指示に関する事。 5 現地広報活動（使用禁止等）に関する事。 6 下水道に関わる受援応援隊への作業指示に関する事。 7 災害用便槽の排水に関する事。
	<b>教育対策部（教育部）</b> 部 長：教育部長 副部長：教育部副部長 教育監	1 学校及びその他の教育施設に関する事。 2 学校に関する事。 3 児童生徒に関する事。
	<b>教育政策班（教育政策課）</b> 班 長：教育政策課長	1 学校及びその他の教育施設の被害状況及び対応状況の取りまとめに関する事。 2 市内のその他学校との連絡調整に関する事。
	<b>図書館班（図書館管理課）</b> 班 長：図書館管理課長	1 図書館（こども図書室）の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 帰宅困難者の受入れに関する事。 3 部内の応援に関する事。
	<b>学校教育班（学校教育課）</b> 班 長：学校教育課長	1 被災児童生徒対策に関する事。 2 教職員の避難場所運営支援に関する事。

<p><b>学校施設班（学校づくり推進課）</b> 班 長：学校づくり推進課長</p>	<p>1 市立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 市立学校等所管施設との連絡調整に関すること。</p>
<p><b>保健給食班（保健給食課）</b> 班 長：保健給食課長</p>	<p>1 被災児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。 2 学校給食センターの被害調査及び応急復旧に関すること。 3 学校給食センター及び給食関係団体を活用した給食対策に関すること。</p>
<p><b>都市整備対策部（都市整備部）</b> 部 長：都市整備部長 副部長：都市整備部副部長、 都市まちづくり担当専門監 開発調整・建築・定住促進担当専門監</p>	<p>1 公共施設に関すること。 2 住宅に関すること。 3 公園に関すること。</p>
<p><b>都市計画班（都市計画課）</b> 班 長：都市計画課長</p>	<p>1 復興計画の総括に関すること。 2 国、県管理道路の中長期的な復旧（第3次非常配備体制以降のものに限る）に係る情報収集に関すること。</p>
<p><b>交通政策班（交通政策課）</b> 班 長：交通政策課長</p>	<p>1 所管する公共交通の運行に関すること。</p>
<p><b>都市整備班（都市整備課）</b> 班 長：都市整備課長</p>	<p>1 所管する公共施設等の保安措置に関すること。 2 所管する公共施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。</p>
<p><b>開発調整班（開発調整課）</b> 班 長：開発調整課長</p>	<p>1 被災宅地の危険度判定に関すること。</p>
<p><b>建築相談班（建築相談課）</b> 班 長：建築相談課長</p>	<p>1 被災建築物等の応急危険度判定に関すること。 2 被災市街地の建築制限に関すること。 3 住宅の応急修理に関すること。</p>
<p><b>公共建築班（建築整備課、建築事業推進課、建築保全・住宅課）</b> 班 長：建築整備課長 副班長：建築事業推進課長</p>	<p>1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 公共建築物及び附帯建築設備等の保安措置に関すること。 3 公共建築物及び附帯建築設備等の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 建築事業の全体調整に関すること。</p>
<p><b>住宅班（建築保全・住宅課）</b> 班 長：建築保全・住宅課長</p>	<p>1 市営住宅の保安措置に関すること。 2 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 応急仮設住宅の入居管理に関すること。</p>

<p><b>公共区画整理班（市街地整備課）</b> 班 長：市街地整備課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する公共施設等の保安措置に関すること。</li> <li>2 所管する公共施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> </ol>
<p><b>組合区画整理班（区画整理支援課）</b> 班 長：区画整理支援課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する公共施設等の保安措置に関すること。</li> <li>2 所管する公共施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> </ol>
<p><b>公園班（公園緑地課）</b> 班 長：公園緑地課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する公共施設等の保安措置に関すること。</li> <li>2 所管する公共施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>3 河川占用条件に基づく占用物件の引上作業に関すること。</li> </ol>
<p><b>木瀬ダム班（別途選任者）</b> 班 長：公園緑地課長（兼務）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 木瀬ダムの監視と愛知県との連絡調整に関すること。</li> </ol>